

佛教文化研究

第20号

淨土宗教學院研究所

佛教文化研究 第二十号

目 次

近世における法然上人遺跡巡拝について

伊

法然上人と平重衡（その一）

櫛

皇学所への献本について

野

編集後記

近世における法然上人遺跡巡拝について

伊 藤 唯 真

一、二十五霊場巡拝の濫觴

二、靈沢の遺跡巡拝の意図と遺跡観

三、愚仙の巡拝発願と遺跡観

四、愚仙選定遺跡の「山緒とすべきしるし」

五、遺跡寺院の宗祖像及び宝物の信仰史的意義

六、遺跡周辺地域における法然伝承

七、霊場巡拝の史的意義—結語にかえて—

はじめに

およそ宗祖尊崇の觀念が強まるとき、宗祖の遺跡をして霊場化せしめ、それを崇拜するいわゆる遺跡霊場信仰が発現し、さらに遺跡をいくつか選定して巡拝するという信仰行為が生み出される。

わが淨土宗の場合も、法然上人の入滅・誕生の地を中心とした遺跡への尊崇が古くからあつたが、近世に入るや遺跡・霊場が二十五か所

または四十八か所も設定され、それへの巡拝が行なわれるようになつた。かかる巡拝行為に現われた宗祖遺跡信仰こそ、宗祖崇拜と念佛信仰の弘通を示すよき指標であつて、法然上人に関する遺跡巡拝の始源と展開を跡づけることは、淨土宗の信仰教團としての発展過程をさぐ

る一つの重要な鍵であるといえよう。

そこで以下、法然上人遺跡霊場巡拝の発現とその高揚とを考察し、これを淨土宗發展過程のそれぞれの段階に位置づけて、淨土宗教団および淨土宗信仰史における霊場遺跡信仰の意義を明かしてみたい。

一、二十五霊場巡拝の濫觴

現今、法然上人の遺跡巡拝は二十五霊場巡拝として固定しているが、その濫觴は洛西如来寺廓晉の発願、遺弟の難波恋西庵順阿靈沢の実施による宝暦十二年（一七六二）の行脚巡拝にある。

靈沢は、この経験を基にして、さらに有縁の僧侶や難波商人の助縁を求め、靈場行脚の講をつくつて、巡拝を勧奨したので、これより二十五霊場や他の遺跡への巡拝が世にひろく行なわれるようになつたのである。

この間の経緯は、美作誕生寺惠圓（宝暦十二年九月付）と伊勢松坂樹敬寺常晉（宝暦十二年十二月付）の前序、浪華西光寺法晉（明和元年十月付）の後跋をもつ靈沢撰『円光大師二十五箇所案内記』（其名は『圓光大師二十五箇所御靈場并ニ御遺跡巡拝行程案内記』といい、『聖跡巡拝案内記』

とも略称)に記された靈沢の自序・凡例によつて窺うことができる。この自序ならびに凡例は、二十五靈場の創設を知る上に貴重であるから、全文を左に紹介しておこう。

それながれをくむものは、其みなもとをしてしべし。みなもとをしてしる人なんぞながれをにござむや。孤僧岸つねり、おもふにたしらの(僧俗)、そぞくへ、そのしうそのゆいせきをしたひ、とふくらみやまとこへ、かんなんしんくしてじゅんれいくわい國のともがらおふし。いわゆる廿四はい、西國四国へん路なり。むべなるかな、其しうその(慈恩)、だおんにはうしやするごほうのしんじやなるものならし。しかるに我宗旨のそぞく、ざうざやうざつしゆしてげんとうりやうぐわん(首肯兩願)、に、しゆそりやうたんして、よそほかのじゅんれい、ゆぎやうのめいとおほし。是おのづから世のならはしとなりぬ。ああなげかしきかな。わがじようきやうせんじゆのぎやうじや、吉水のながれをくまば、

なんぞよしうの、かうせきにならはんや。かへつて、かのぐうしいうがんとにわらはれんハ、おもてにあせして、はづかしからずや。わがしうもんのうちに、大師の御(不信心)、たんじやうのちより、御にうめつの所をさへ、しらざる、はいおんぶしんぐのやからおほし。先師上人ざいせのむかし、つねづねなげき給ふて、じゅんはいをくわだて、四しゆをすむことありしに、公私のつとめにさへられ、其ごとやミ給ひ、ついにおわりたまひぬ。はや、大師も五百五十回を去年春にむかへ奉りぬ。先師上人も三十三回忌を来る春にむかへぬれハ、しゆくぐわんのむなしくなり、また師のゆいぞく、ただにやミなんもおそれおふく、今年夏衣ひとへにおもひたちて、いづみな

るさかいの浜にす(往吉)、すミはてもせで、うつせみのもぬけつ、大師の御ゆいせきじゅんはいと、あんぎやへんさんの身となりぬ。しかあれバわがれんもん、せんじゆのどうぎやうにんに、あないせんと、一小冊をつづりてあづさにちりばめ、くわんじんすることなりぬ。是我大師の御おんきけいを、この神州の聖代まんくおとざいに祝し奉り、何万年も大師のとくくわうをあふぎて、御おんきけいをむかへ奉んことを、こいねがふものなり。まことやまつはうまんねん、みだいつきやう、りもつへむぞうとは、いま是御世なるかな、またこの小さつ(小畠)のせけんへひろふして、どうぎやうどうばん、かかるはんざのれんゆうもあらば、それこそ吉水大師に、こんにちにちぶううしたてまつりて、もぶごくのこうおんとくかいに、いつてきのしづくをたむけたてまつるものならし。

一、御ゆいせき、廿五か所にハかぎらねど、かのれうごんきやうの、廿五ゑん(門通)ふうと、いふことになぞらへ、あまたの中より、ゑらみいだしぬ。

一、御ゆいせきの中に、むかしひようらんなどにて、せうしつたいてんせし、寺へおおくしがたし。すこしにても、その御ゆかりのあるところへ、しるしいだしぬ。また廿五のばんぐわいたりとも、路次のかつて、まわりどぶからざる所ハかきのせぬ。いわゆる大和、播磨、摂津、伊勢、近江の大津、其へんのめいしよく、かきいだす、おふかたハ、西國じゅんれいのミちすじなり。一、此書ハ、らうじん婦ぢよのために、手引すれば、ひらがなにし

て、見やすきやう、またまわりがつて、びんぎよきやうに、その御ゆいせきの、ぜんごをしらべず。たとへば、みまさかより、さぬきへわたるがごとし。

一、によんけつかいしよへ、かうやと、ゑい山くろだになり。其中に、によんどうなきへ、ゑいざんなり。此ゑいざんくろだに

ハ、わが大師の御きうせきこんぼんのところなれば、からなずじゆんはいすべし。かうやなどに、わが大しの御ゆいせきであること、

ひとしほのぎなり。からなず、によんけつかいなればとて、なんしのさんけいなきへ、心ざしのうすきものか。此度ゑいざんの女人どうに、江州大津の北西、にしこり村といふに、源空寺といふ、御ゆいせきの、たいてんせしをとりたて、じゅんはいしよに、

こんりうのこころざしあり、其所くわしくハおくにして。す。

一、廿五しよの御ゑいかへ、大師の御じゑいなり、もつともその寺／＼にて、詠じ給ふことにハあらねど、廿五のばんぐミをほつきゆ／＼に、其御寺／＼へ御ゑい哥のがく、かけてしらしむ。是孤僧がおもひより、かのせけんにもてあそぶ、西国じゅんれいうたに、なぞらふものなり。

一、我しうのうちにくわいこくあんぎやの、こころざしある人にハ、おんごくもしいしんだす。いわゆるゑんしうさくらがいけ。三河の国おかざき法然寺、ぶしうくまがへ、おうしうのまねうし村、ゑちぜんのつるが、たんごひかみのとめ山、たんごくみのほんぐわんじなどなり、そのほんづけの、ところつき／＼にするす。一、此あんないきへ、一ばん二ばんのしたいゆへ、道のりに、ゆき

もどりあれど、其人の國／＼、かつてにじゆんぎやくをいわず、まわるべし。大阪の人ハ第四ばんのあまがさき如来院より、まわりはじむ。京の人ハさがの一そんふんよりはじむ。

なをくわしくハ、おくにして。かんがへミるべし。

宝曆十二年四月仏誕生日

发起本願主 洛西如来教寺前住
席誉上人 上願大和尚

遺鵠恩弟子 狐不肖到彼岸靈沢
順阿弥陀仏前於難

波城南極樂橋下恋西庵

薰沐譲識 ㊞ 団

右の序文によれば、靈沢の先師たる洛西如来寺席誉順超が聖跡巡拝のそもそもの発願者であつたが、生前に実行することなく没したので、遺志をついだ弟子の靈沢が、折しも法然上人五百五十回忌をすませ、かつ先師の三十三回忌を目前に迎えようとする宝曆十二年（一七六二）四月に巡拝の途についたことがわかる。席誉の没年たる享保十七年（一七三二）以前に、靈場巡拝の發案が席誉にあつたことが窺われるが、巡拝すべき靈場の選定がすでに席誉によつて具体的になされていたかどうかは不明である。凡例に「かのれうごんきやうの、廿五ゑんつうといふことになぞらへ、あまたの中より、ゑらみいだしづ」とあるように、靈場二十五箇所の選定自体は靈沢自身が行なつたが、その設定に当つては、あるいは師の席誉が生前に懐いていた構想に影響され、それを採り入れたのかもしれない。席誉には靈沢から「发起本願主」

の名譽が与えられているが、師の宿願を成就し、さらに案内記をつくり、巡拝の催しを勧め、靈場巡拝普及の端をなした功績は、ひとり靈沢に帰せらるべきものである。

靈沢は、宝曆十二年夏四月に遺跡巡拝に旅立ち、美作誕生寺に詣でて住職恵間に素意を語り、同年九月に案内記の序文を恵間から得、さらに伊勢神宮に聖跡巡拝講社の結成を祈願し、途中松坂樹敬寺を訪れ、案内記の草稿を見せて同年十二月、現住常誉から前序を寄せられ、これより同志を募って、翌宝曆十三年四月八日、講衆とうちつれ靈跡巡拝の途につき、同年十二月、巡拝団に加わった同志のひとり、大和長谷崇蓮寺前住誠誉から後序を貰い、さらに翌明和元年十月、やはり助成者のひとりである大阪寺町西光寺現住法誉に後跋を請うて、ここに一書の体裁を整え上梓するに至った経過が、この案内記の序文、自序、後跋などから窺われる。

「大師の御誕生の地より、御入滅の所をさへ知らざる背恩不信心の輩」（自序）に「吉水大師の御遺跡を尋ねもとめて、廿五所じゆんはいをなむ勧進ある事」（誠誉巻末引）はかなりの苦労であったが、靈沢の「催しに催されて」「同じ流を汲て西路の白道に歩を運ぶ一つ蓮の契を結」（同上）ばんとする助縁者もあって、彼が発起した遺跡巡拝の講社は成立したのである。

この巡拝を助縁した講頭衆は大坂鞆の亀屋（淨生）、同助松屋（道喜）、兵庫の島屋（宗通）、鳥取住の故人信譽、空心などの商人と大和長谷崇蓮寺前住誠誉、近江大津大專寺議譽、大坂生玉九応寺諱譽、同寺町西光寺法譽、兵庫津長伝寺海譽などの僧侶であつた（同書凡例）。

これらの顔ぶれから推せば、この講社は靈沢に導かれた大坂、兵庫の商人・僧侶を中心とした道俗の参拝団であったことが察せられる。ただし案内記が「老人婦女のため」の手引を主眼とし、靈沢自身も「到彼岸老僧」と称し、また長谷山宗蓮寺前住誠誉の如き隠居僧が参加しているところよりすれば、この参拝団にはかなり高年齢のものが少なくなかつたと思われる。

二、靈沢の遺跡巡拝の意図と遺跡観

右に紹介した靈沢の序文、凡例から多くのことが知られるが、第一に挙ぐべきは二十五靈場巡拝の意図がどこにあつたかという点である。

当時の浄土宗徒の宗旨相続のさまは、靈沢によれば、専修念佛から逸脱して雑行雜修にはする者が多く、現当両願のいづれをとるかに決しかね、雜修當益の巡礼遊行にならずむ傾向が顯著であった。宗旨の立場からすれば迷徒と云わざるを得ない。靈沢はこの情況を慨歎して、専修念佛の本義にたちかえる必要を痛感し、吉水の流れを汲む淨教専修の行者は、他宗の徒の行迹を追従しない、浄土宗独自のものがあつてしかるべきだと考えた。かくて宗祖遺跡の巡拝が企てられたが、それは吉水の流れを濁さないためにその源を知り、遺跡寺院で法然上人に値遇したてまつて鴻恩に謝せんことを目的としたものであつた。従つて、それはかかる意趣、目的をもつて行なわれる遺跡巡拝であつて、旧習の巡礼、廻国とは異質のものたらんことが希求されていたのである。

第二に挙げられるのは、靈場の数が二十五か所と定められたのは、

首楞嚴經の二十五円通の經説に基づいているということである。二十五の数については宗祖忌日、二十五菩薩に因むとの見方もあつたが、名村愚仙の『円光大師御遺跡四十八所口称一行巡拜記』に「古き巡拜の記は、楞嚴經の二十五円通といふ事になぞらへて、數をさだめられしがども云々」とあるように、二十五円通によつていることが明らかである。「古き巡拜の記」とは、もちろん靈沢の案内記を指している。

第三に挙げられるのは、二十五靈場のそれぞれに法然上人の御自詠歌を當てたのは、二十五の番組を発起した靈沢自身であり、二十五靈場巡拜が開始された当初から詠歌額が掲げられたことである。これは西国巡礼歌にならつたものであつたが、目的は巡拜者に法然上人の詠歌をひろく周知せしめるためであつた。

第四には、老人婦女、とくに女人の巡拜を念頭に置いていること、法然上人根本の旧跡たる叡山黒谷が女人結界處で女人堂がないため、江州坂本の錦織村源空寺を巡拜所に取立てようとしているなどはその適例であることが挙げられる。

さて、靈沢は「御ゆいせき廿五か所にかぎらぬど云々」と云いながらも、選定した二十五箇所については、書名にも記しているように特に「靈場」と称しているが、「遺跡」といふ「靈場」というも、一体彼はいかなるところを遺跡と考へ、何を以て遺蹟と靈場を區別しているのであらうか。このことを明かすために靈沢が選定した靈場やそれに付隨して挙げた遺跡寺院をみていかねばならない。彼が法然上人と「御ゆかりのあるところ」とみたその「ゆかり」の内容を分析しなければならないが、挙げられている寺院をみると、法然上人とのかか

わり方は決して一様ではない。しかし、靈沢が法然上人の尊影や名号などの靈宝を介して法然上人に目のあたり触れ得る寺院を「ご遺跡」としていることは注目に値する。彼が「こんにち」において法然上人に「ちぐうしたてまつ」れる寺院をひろく遺跡寺院と考えたことはきわめて示唆深いものがある。即ち靈沢においては、御影や自筆名号のある寺院は、それによって「流れの源」に帰還できうるところとして、單に歴史的なゆかりをもつだけの寺院以上に信仰的意義を有するものと考えられていたのである。遺跡寺院が、歴史的関係をもつ寺院としてはなく、宗教的価値をもつそれとして把捉されていた点に、靈場ないし遺跡寺院の信仰史的な意義が見出される。

参考までに、当該寺院が靈場ないし遺跡寺院とみられた理由を示すであろうと思われる記述を、関係部分だけに限つて案内記から原文通り摘記してみよう。但し一部仮名文字を漢字に改めた。

(△印は番外靈場たることを示す)

第一番 栃社山 誕生寺(岡山県久米郡久米南町里方)

額詠歌 両幡の天降ます椋の木ハ代々にくらせぬ法の師のあと

元祖大師御両親の御屋舗の跡なり。(略) 寺の御影は大師の御自作にて座像三尺。もとは京の知恩院に有し。熊谷入道蓮生法師の負來りて当寺に安置し奉り誕生寺と号す。熊谷遁世の開起より毎年三月に時国卿追善の法事廿五菩薩の練供養有り。

△岩間寺(岡山県久米郡柵原町定宗)

大師の御両親此尊像に祈り給ひ、靈夢をこうむりて大師を誕生あ

りしと也。

△杏木山菩提寺 〔岡山県勝田郡奈義町〕

大師の御伯父觀覺得業の御遺跡（略）大師御幼少の時手習學問の所なり（略）此山上に大木のいてうあり（略）世に雷木銀杏といふ。

第二番 仏生山 法然寺〔高松市仏生山町〕

額詠歌 おほつかな、だれがいいけむ小松とハくもをさよる
たかまつのえだ

大師の御尊影は御真筆置文の御影といふ。是は大師左遷の折から

善通寺へ御参詣ます道すがら綾川の水に御姿のうつりて御頭上に勢至菩薩の宝瓶の形現じ給ふ。即ち勢至菩薩を作らせ給ひ、その贊文にいわく、法然本地身、大勢至菩薩、為衆生度故、顕置此道場、毎日我影向、擁護師依衆、必引導極楽。

△塩飽浜辺〔愚仙は丸龜と訂正、後述〕大師貝掘の井戸、といふ有。

第三番 高砂地藏山 十輪寺〔高砂市高砂町横町〕

額詠歌 うまれてはまづおもひ出んふるさことに
ちぎりしとものふかきまことを

大師の化益後淨土宗となり、西山派となり（略）建永の昔この高砂の浜に治部太夫といふ者、夫婦となり漁師の業に年をつむ。大師のお船ここにつきしかば值遇し奉り、殺生の罪を懺悔して発心念佛おこたりなし。往生目出たくしたり。里人帰依して今の寺再興せしなり。

△上野須磨寺 福祥寺

靈宝数多ある中に、赤旗に元祖大師の直筆の御名号、脇書に歌あ

り。音寿丸世にこそまでたへりて、みだのはらずに、ともにうまる。〔略〕音寿丸は敦盛の幼名也。

△薬仙寺〔神戸市兵庫区南逆瀬川町〕

施餓鬼の絵像あり。

△寺町 長伝寺〔神戸市垂水区星陵台〕

大師勢觀房源智へ遣れし七遍名号、水かがみの御尊影あり。

△神戸 極楽寺

大師名、残りの尊像まします。

△栽松山 阿弥陀寺〔神戸市葺合区脇浜町〕

山越の鉢、といふものあり、大師の法入坊へつかわされしたたきがねなり。晨朝のつとめにかねをならせば、波にただえ、西の山へひだきしゆへに名づく。

第四番 尼崎珠光山 如来院〔尼崎市寺町〕

額詠歌 身と口とこの外の外の阿弥陀なれば
われをはなれてとなへこそすれば

大師建永二年左遷の折此ところへ御船かかり給ふ、そのせつ天王寺の別当大納言律師、大師の名残りを惜み説法を望み申さる（略）其中に神崎の遊君五人（略）安心決定して高声に念佛唱へつつ（略）そのまま身を波間に沈めおわりぬ。

大師を見送り奉る御弟子あまたの中、たんくう房しんくう（ママ）へ御製裟と名号とを下し給ひ、御詠歌ハ今額にかけし通り。（略）長柄の橋杭にて作りし勢至菩薩一昧あり。

△食満 西明寺〔尼崎市下食満〕

大師の正作波除の尊像と号し奉る。昔は神崎糺迦堂に守り奉りし

を、如来院の御影堂本尊たりしが、所以ありて当寺に移し奉る。

第五番 勝尾寺山上 二階堂〔箕面市粟生〕

額詠歌 柴の戸にあけくれかゝるしら雲を
いつむらさきの色に見なさん

(承元)四年正月廿一日、善導大師來現ありて淨土の秘さく、布薩伝戒ありて門外へ送り出給ひ (略) 其両大師の尊影かすかに両戸びらにうつして末代の亀鑑に残し給ふ。 (略) 中比ある人は是をけづり洗ふといへども其尊影もとのごとし。

此寺の一切經は大師の寄附し給ふなり。

△西成南浜村 平生寺〔大念佛派源光寺〕〔大阪市大淀区豊崎東通〕

大師帰洛のみぎり (略) 此三昧堂に止宿し給、御師範源光の御ために別時念佛始行あそばし、即ち源光寺と改め給ふ。そののち深江の法明上人きたりて大念佛宗となりぬ。しかれども住持は代々鎮西の法脈をつぎて関東の檀林に被位をかくる。

額詠歌に、源をたづねてぞしれ、此の寺の光あまねき法のともしひ。

△生玉中寺町 銀山寺〔大阪市天王寺区生玉前町〕

当寺におさめ奉る大師の御尊影は枕の御影といふ。御師範慈眼房の木枕にて作らせ給ふといい伝ふ。

△生玉馬場先町 光正寺〔大阪市天王寺区生玉前町〕

当寺に伝來する御尊像ハ、大師の御父上時国卿の御遺書の反古にてはりぬき給ふ。則散山、登壇御受戒の御尊影なり。中古関東駿河の御城内神君の侍女阿茶の御局より伝りて、京都穗波三位殿より

近世における法然上人遺跡巡拝について

御寄附ある大切の御尊像なれども云々。

第六番 四天王寺西門引声堂 念佛堂〔大阪市天王寺区元町〕

額詠歌 阿弥陀仏と西に心ハ空蝉の
もぬけはてたるこえぞすゞしき

詠歌直筆今、堺超善寺にあり。この堂の念佛ハ聖德太子の七日別

時念佛修行あそばされし日本念佛弘通の始なり。南側ニあるハ短

声堂 (略) 北側引声堂 (略) わが大師も天王寺参詣、此堂にて念佛修行まします。この念佛堂に納奉る大師の尊影ハ、むかし元祖

大師文治二年大原問答終りて聖観法印と俊乗坊重源の其時の法語

などを書留奉る。折から俊乗坊心にねがふしなありて、大師の尊影をみずからうし奉りて一生大切に守り奉り、唐へ渡らる時も

笈に入奉りて、大仏殿勧化をもせられしなり。よつて雛形の尊像

〔南都・和州生玉寺・觀音寺・崇敬し奉る〕と申奉る。
第七番 坂松山一心寺〔大阪市天王寺区逢坂上之町〕

額詠歌 阿弥陀仏といふより外ハ津の國の
なにはのこともありぬべし

大師の御詠歌六字の名号のかたわらにかき玉ふ。難波名号と称す。
本堂の前に石碑たちて其伝記あり。(今ハ専修寺什宝となりぬ)

大師御影堂 (略) 常念佛也、此一心寺の裏道天王寺庚申堂への道、
村中北側に大念佛宗觀音寺といふに安置し奉るが、大師直作の
日想観の時の等身の御尊像なり。

△神明寺町 専修寺、湯屋寺町超善寺〔堺市熊野町東〕

うつせみの御名号あり。

△五辻寺町 了覚寺

御直作かがみの御影といふ。(略) 同一枚起請ハ正親町帝の御宸

翰なり。

△新在家寺町 長泉寺〔堺市新在家町東〕

讃州法然寺の置文の御尊影有。

第八番 紀国大川 報恩講寺〔和歌山市加太町大川〕

額詠歌 極楽もかくやあらましらたのし
はやまいらはや南無阿弥陀仏

承元元年冬御帰洛の折から（略）此浦へ船を寄せ玉ふ。（略）ミ

ずから御すがたをうしきさせ玉ひ、その木像の御口のうちへ

仏舎利を一粒おさめ（略）御開眼をなされ（略）此像を源空とお

もひ常々念佛申さば（略）淨土往生疑なし。則是舎利ぶんづべし

と御記念に残し置出船ましましぬ。今に御尊像より舎利分し玉ふ。

それゆへ尊像の御胸に袋をかけおくなり。

又百万遍の大じゆずもあり（略）今ハ門前の町家にあずかる。

△高野山 菩堂〔和歌山県伊都郡高野町高野山〕

元祖円光大師が此覚心房へゆづり玉ふ御所持の弘法大師真筆十念の御名号、御裏書もあり。

第九番 当麻奥院 往生院〔奈良県北葛城郡当麻町〕

額詠歌 阿弥陀仏とまふばかりをつとめにて
淨土の莊嚴みぞうれしき

御在世のとき桑原左衛門入道がねがひによりて、みづから影刻、開

眼ありし御尊像なり。知恩院十二世誓阿土人の御靈夢を蒙り玉ふ

て此当麻へ移し奉り、此堂を建立ありぬ。靈驗あらたかな御尊

像なり、御額に竹釘を打しものあつて血を流させ玉ふと勅撰の御

伝本に委し。

第十番 香久山 法然寺〔橿原市南浦町〕

額詠歌 香久山や麓の寺は狹けれど
たかき御法をときてひろめん

元祖大師元久二年三月廿一日高野御参詣のかへる道立花寺へ巡拝の節立寄せ玉ひ一宿あり。庵主（略）大師を開基の師範とせり。

△惣通寺

元祖大師熊谷直家へ書て下されし不起想念の願文、御名号を母衣絹に書き玉ふ御正筆あり。

第十一番 奈良大仏 龍松院〔奈良市雜司町〕

額詠歌 さへられぬ光りもあるをおしなへて
へだてかほなる朝霞かな

もと大仏の勧進所、俊乗坊重源の開基にて、則影堂あり。善導大師の像、元祖大師立像の画像まします。

第十二番 伊勢山田 欣淨寺〔伊勢市一之木町〕

額詠歌 やわらくる神のひかりのかけみちて
秋にかはりぬみしか夜の月

元祖大師の宗門興隆の祈願に大神宮へ御参籠の時感得し給ふ、日輪の内に六字の弥陀の名号うかび玉ふ。是をそのまま写し玉ふものなり（日輪の名号）。

△天機院

安置の大師ハ〔太神宮〕御参籠の時の御姿小像なり。

△専修院

満月輪の御尊像有。月の輪の内に大師の尊影立像にて、半身見へ玉ふ。

△松坂 樹敬寺〔松阪市新町〕

此寺に大師の直作雛形の御影といふ御たけ六七寸の小像あり。これハ俊乗坊の大仏勧進、諸国をめぐる笈の内におさめ、御かたみ

と。

△山田新町 霊巖寺

靈巖上人夢中感得したまふ元祖大師の御絵像なり。御惣身ぶんころものひだまでもみなみな阿弥陀経のきんもんにて、あまりハ一枚起請文なり。

△錦織村 源空寺

元祖大師知恩院より叡山東坂本へ通ひ給ひし御休息御腰をかけられしころ、大石あり。むかしハ一字を建立して源空寺と号せしが、今ハ退転し、草藪の中に石のみ残りて、その石の面に源空寺と銘ぜり。此案内記の作者、此所を再興の願あり。叡山へ女人の参り難き故、此所を女人堂に建立し、ここより山中越に大原へ巡拝いたさせたし。

△番外の第一番 黒谷 青龍寺〔大津市坂本本町比叡山元黒谷〕

御詠歌 立袖や南阿弥陀仏の声引ハ
西にいざなふ秋の夜の月

我宗根本の靈地なればかならず巡拝あるべし。

御影は二尺五寸の座像なり。鏡の御影と称す。法蓮房信空へ記念に遣されし尊影のよし。昔の報恩藏の旧地も堂の左りの方に有。

第十三番 清水 滝山寺〔京都市東山区清水寺山内〕

額詠歌 現世安穏後生極樂
立袖の滝へまいればおのづから

元祖大師、清水寺法談説戒の時、当時の勧進印藏沙弥ふかく(略)

元師大師へ帰依して、文治四年五月十五日滝山寺を不斷念佛の道場として能信といふ僧開白発願あつて、ながく念佛の靈場となりぬ。

近世における法然上人遺跡巡拝について

△の札所 靈鷲山 正法寺

表に法然上人念佛道場旧跡とあり(略)元祖大師元久二年正月元日より別時の念佛を興行あそばし、こもらせ玉ふとき、勢至菩薩の来現ありし事、絵詞伝につまびらかなり。

第十四番 小松谷 正林寺〔京都市東山区渋谷通東大路東入ル〕

額詠歌 千とせふる小松のもとをすみ家にて
無量寿仏のむかへをぞまつ

小松のおとど重盛公の旧跡灯籠堂の跡、大師の御住坊。

配所へ赴き玉ふもこの坊より鳥羽の作道、淀の川舟にめされしなり。近年義山上人の弟子惠空法師再建して今の所に御影堂造立せり。

△清涼山 以德院 欣淨寺

記主禪師良忠上人のねんじ玉ふ元祖大師直作の尊像あり。また記

主禪師直筆の一枚起請文有。

第十五番 伏見 源空寺〔京都市伏見区瀬戸物町〕

額詠歌 一声もなむあみたふといふ人の
はちすのうへのぼらぬへなし

此寺にしへ木幡の里船入といふ所にありしが、大師南都より御帰京の節立寄り玉ふ草庵なり。その時の住僧(忍空)大師へ帰依あさからず(略)かねて大師の御徳を仰ぎおのれが住坊を源空寺とあらため、大師の御遺跡となせり。

第十六番 乙訓粟生野 光明寺〔長岡京市粟生〕

額詠歌 応露の身へこゝかしこにてきへぬとも

西山派の本寺、淨土根元の地、四条院の勅願所熊谷入道の草創、元祖大師の開基、中興証空善忠上人なり。大師の御尊骸を葬送祭

毘したてまつりし靈場なり。

此寺の奥に広谷といふ所にそのかミ、大師の御在世の昔、源平の乱をさけ、閑居ませし旧地也。熊谷入道ある時、大師へ此所を御遺跡と、すすめまふせければ、折もあるべしとの玉ひしが、御滅後ついに御遺跡の道場となりぬ。

第十七番 小倉山 二尊院〔京都市右京区嵯峨西中院町〕

額詠歌 あしひきのやまとひのをのしだりをの
なか／＼し世をいのる此でら

大師そのかみ草庵をむすびかよひ玉ひし所。正信房湛空の再興なり（略）大師足曳の画像は宅磨法眼が筆。仏殿の北南向に安置せらる。座像一尺五六寸斗、常に拝するハ写しなり。山上に大師の塔有（略）当寺には大師の自筆等靈宝あまた有。中にも神変舍利といふ大切の仏舍利あり。その記一巻、大師御平生十念御附ぞくのときに持玉ふとなり。湛空房と船中にてつくらせ給ふはりこの御影、今は粟生の光明寺におさまる。

第十八番 鎌倉山 月輪寺〔京都市右京区嵯峨清滝月輪町〕

額詠歌 月影のいたらぬ里はなけれども
なかむる人のこゝろにぞすむ

御影堂（略）中央は元祖大師、左の方は空也上人、右の方月輪禪定兼実公なり。

月輪の御旧跡（略）御跡たへたれば、今の愛宕の月輪を廿五番の内にいれ、額をかけたり。

△梅ヶ畑 慰樵菴〔京都市右京区梅ヶ畑檜辻町〕

善導大師元祖大師両師の自筆画像なり。

△丹後久美浜 本願寺〔京都府熊野郡久美浜町〕〔二十番普願寺と〕

文治二年秋、山門の座主顯真法印、諸宗の碩学と談義の時、元祖大師専修念佛の証明に奇瑞あり。これによつて諸宗帰伏して皆信

第三代が元祖円光東漸惠成大師なり。（略）境内に元祖大師雨除の名号といふ大石に自筆に書玉ふ。

第十九番 京寺町 法然寺〔京都市右京区嵯峨天竜寺立石町〕

額詠歌 唯たのめよろづの罪はふかくとも
わがほんぐわんのあらんかぎりハ

熊谷入道蓮生の開基なり。入道かねて大師へ懇望し奉りけれハ御自作に座像一尺余にきざませ玉ひ下し給ふ。これを本尊とあがめ閑居に守り奉りぬ。又武州熊谷へ下りて熊谷寺を建立す。九年を経て上洛し、今の大寺を建立せり。此大師靈験いちぢるし。当寺へかけ奉る額の御詠歌は世に伝へて熊谷が横取の名号といふものなり。

第二十番 寺町三条 許願寺〔京都市中京区新京極三条トル〕

額詠歌 極楽へはるけきほどと聞しかど
つとめていたる所なりける

藏俊僧正、元祖大師へ帰依ありて中興開山とせらる。元祖大師座像二尺余。西山聖達上人の作。

△円福寺

元祖大師直作の一菩薩、善導大師の直作の尊像あり。

△松鷗軒法然水〔相国寺内〕

いけのミズひとの心と詠じ玉ひし旧跡なり。

第二十一番 大原 勝林寺〔京都市左京区大原勝林院町〕

額詠歌 あみた仏にそむるこゝろの
色に出ぶ秋のこすへたたぐひならまし

をもよふし、一七日の別時念佛執行ありぬ。大師勝林院の本尊へ參り玉ふ時御休息のお腰かけ石あり。即ち後に法然腰掛石といい云ふ。(略) 来迎院の道左右に藪あり、鎧棄藪といふ。

第二十二番 百万遍 知恩寺(京都市左京区田中門前町)

額詠歌 われハ唯ほとけにいつかあふひ草
心のつまにかけぬ日ぞなき

元祖大師、明神(加茂)の靈應によつて神宮寺の釈迦仏を乞請玉

ふて住持あり。御仕室の中に松陰の硯ハ平家小松の重衡卿より大

師へ御布施物。

第二十三番 寺町 清淨花院(京都市上京区寺町通広小路上ル)

額詠歌 雪の内に仏の御名をとなふれば
つもれる罪もやがて消ぬる

元祖大師三帝の御戒師とならせ給ふ時、しばらく此道場に住して遊しぬ。

大師の御所持星念珠と申奉るあり。(略) 本堂の脇壇に選択集証誠の善導大師の尊像まします。唐作なり。

第二十四番 紫雲山 金戒光明寺(京都市左京区黒谷町)

額詠歌 池の水人の心に似たりけり
にごりすむことさだめなけれは

当山の尊影ハ(略) 安芸国瀬戸田より移し来れる座像二尺五寸、

大師御直作。

紫雲石ハ(略) 大師御住山の時紫雲めぐりて異香くんじたりといふ伝ふ。

元祖大師御直筆一枚起請文まい年正月廿三日に拝見させ玉ふ。もとハ淨花院におさまりしを等熙和尚御閑居の時、此寺へ御持參と云。

近世における法然上人遺跡巡拝について

△鹿ヶ谷 法然院 万無寺(京都市左京区鹿ヶ谷御所段町)

元祖大師御開基、住蓮坊安樂坊六時礼讚執行の所也。

△東山 永觀堂(京都市左京区永觀堂町)

祖師堂に三尊像あり、善導大師、元祖大師、善惠上人。

第二十五番 華頂山 知恩教院(京都市東山区林下町)

額詠歌 松のミ残る弥陀のほんぐわん
草も木も枯たる野へに唯ひとり

本堂の地則大師の御旧住吉水の御坊なり。奥の院勢至堂南向、御廟二間四面、その内に無縫塔一基有(略) 此御廟内の常灯明に折節灯花生じ落て舍利となる(略) 勢至堂の前に紫雲水影向右。

大師御牙の御影と申が別してありがたき大せつの御靈宝也。御牙のかたち自然と座像の阿弥陀如來とならせ玉ふ。又宝の御名号と申奉る御直筆あり、その御詠吟に、死して後我身にそゆるたからには南無阿弥陀仏にしくものハなし、と遊しける。

右の案内記の文章からも察せられる如く、法然上人靈場とは、世のいわゆる神仏靈驗所とは異なつて、上人の直作ないし直筆の御影、名号などが現存していて、そこに至れば吉水の法流の源にかかる想いが固められる好處、すなわち信仰的直結の期せられる遺跡のなかでも法然上人が足跡を印されたと伝えられているなど歴史上のゆかりを特に深くもつてゐる寺院のことを指しているようである。二十五番内に選ばれた諸寺はこのよだれ靈場であり、また番外寺院は右のように尋源のための好所である。

靈沢はこのような観点から選んだ靈場と上人の歌詠とを二十五番に

組合せて、靈場巡拝のうちに自他ともに、尋源と祖恩報謝の念を深め、専修淨教の信仰を固めることを期した。彼は案内記の欄筆に当つて、「祖恩浴沢幾春秋、溫古新知數十州」、歌詠円通擬五五、帰西同志「一蓮舟」と吟じている。そしてまた、彼に靈場巡拝を発意させたものは、「それ流れを汲む者はその源を知るべし。源を知る人なんぞ流水を濁さむや」と述べているように、世俗に泥む現状の反省と吉水の流れを清澄ならしめんとする願望とにあつた。法然上人に值遇し奉り、法水を清らかにする縁となる所が靈場であり、遺跡なのである。

このようみてくると靈沢に始まる靈場巡拝は、まさしく法然教徒として原点へ還らんとする一つの信仰運動であつた、と評価できよう。

三、愚仙の巡拝発願と遺跡観

靈沢の『円光大師二十五箇所案内記』が出てから半世紀以上も経つ文化十三年（一八一六）、播州明石城下の名村愚仙によつて金戒光明寺前住覺晉靈長の序（文化八年五月付）を付した『円光大師御遺跡四十八所口称一行巡拝記』（内題「御伝抜書円光大師御遺跡四十八所并番外巡拝記」）

が上梓された。

愚仙は同書自序によれば「去々年、午（文化七年）三月二十四日まで七日の間、菩提処とたのむ寺（光明寺）にして、元祖大師六百回御忌取越の御法事つとめられし時に、德本上人の化益をかふむり、はじめて淨土門に入、是までの余行をすてて、つゐに専修念佛者となつた人物で、「今茲（文化八年）丁宗祖大師六百諱辰」、擬其報恩、搜索遺跡、述巡拝記」（前紫雲山主覺晉靈長の序）べたのがこの書であ

った。靈沢の遺跡巡拝は法然上人五百五十回忌を迎えて発願されたが愚仙のそれは六百回忌が機縁となつてゐた。ここに、巡拝が宗祖遠忌を機に一段と進展していることが知られる。

愚仙発願の場合、法然上人の遺跡は書名にも現われているように、二十五か所から四十八か所に増展されている。その一々の選定については後で触れるが、先ず撰述の意図を探つて気づかされたところを述べると、専修念佛の法門を立て、極樂往生の直路を開示した法然上人の慈恩に報謝するための一方途が遺跡巡拝であるとする点は靈沢の場合と同様であつて、さらには遺跡巡拝の勧奨が往生のための口称念佛の徹底と持続化を期したものであつたことに注目される。即ち書名も『口称一行巡拝記』とあつて、その自序には

抑元祖大師、普く衆生を済度せんと、御心深く、罪惡の凡夫出離の道をもとめて、いくばくの困苦をなし玉ひ、遂に易行易修の妙法を見ひらき、凡入報土の要路を示し、専修念佛の大尊師とへならせ給ふ。つら／＼おもひめぐらせハ誠に骨髓にしみ入りがたく見るなり。しかるに仏名を唱ふるといえども、在俗の身は、多く世事にさそはれ、専修念佛の行業おのづからかたからむ。これによりておもふに、我々ごとき濁世愚昧の凡夫にても、他力本願のむねを信じ、名号を唱えて、極樂往生を得さしめ玉ふ事は、これひとへに元祖大師の御慈恩にして、海山もたとへとなすべからず、よりて報謝のために、御遺跡を巡拝し、同行衆の助により、道中念佛三昧になりなば、口称念佛が常の業にくせとなりて、我家へかへりて後も、専修念佛の行者とはなりやすからむか、唯々同行衆、極樂淨土、一蓮託生の種

をうえると心得て、諸国巡拝し、雑行をまじえず、ひとへに口称一行に修し給はん事をこひねがふまゝ、題号をもかく名けしなり。

と、雑行をまじえざる口称念佛一行の順拝たらんことが期せられてゐる。また凡例において、西国三十三所の札所へ立寄ることについて、

靈沢の場合とはやや異なつて觀世音菩薩は阿弥陀仏の補助にして、来迎の時も蓮台を持ちて往生人を乗せ給う菩薩であるから、「巡拝の回りがつてよろしきをりハ、かならず参詣いたすべし」とするが、しかし「往生をねがひ、余行をまじえぬ、專修念佛の行者は、念佛のミ申て、詠歌をも唱ふべからず、其余他宗の名高き寺々へハ、必参詣して念佛の法施をささげ、念佛増進し、かならず往生せしめ玉へと、いのり奉るべし」と述べて、念佛往生を本義とする巡拝たることを強調する点については、靈沢と軋を一にしている。

されば巡拝に当つては「日課六万遍已上の行者を先達とし」「道すがらもろ／＼の世話をまじゆる事なく、唯々道中、口称念佛三昧を修し玉ハゞ、阿弥陀仏の本願に順ずるがゆゑに極樂往生なんぞうたがハむ」とも述べ、また凡例の末尾に「一筋に余行まじえず上品のうてなにのぼれ口称三昧」「本願にまかする口称一行八月のうつれる水にひとしき」「念佛の声本願とききぬればとなにごとも南無阿弥陀仏」などの自詠十首と、法然上人の一枚起請文、その他の法語および聖光上人の法語などを載せて、遺跡巡拝があくまで淨土宗徒としての信行策励の旨に沿つたものであり、またこの順拝が法然上人への謝徳の行となる所以を、読者に知らしめようとしている。

思仙が遺跡順拝にこのような意義を認めるについては、靈沢の『円

光大師二十五箇所案内記』から多く学ぶところがあつた。思仙は靈沢の案内記を「古き記」と称して自著に引用している程であるが、靈沢の案内記の他にこの書を著わすに至つた動機については次のように述べている。

中々末代相應、下根下智の我々ごときものの、智惠學門もいらず、罪惡の凡夫は凡夫のままにて、阿弥陀仏を深く念せば、願力に乘じて、極樂往生疑なく引接し給ふ、有がたき最上のおしえの、世に弘りれば、是全元祖大師の御慈恩なれば、せめて近國の御遺跡のみなりとも、巡拝のことろざしおこり、古き記を見るにつけても、止事を得ず番外となせしといで、作者の心にもかなひやすらむと、今御伝、其外の書にただしてなせしなり。何卒諸国行脚の身となり、御遺跡巡拝し、とくと相糺さまほしき願はあれども、老年にして、一日に二三里より外、旅行もなりがたく、其上時々種物発する症にて、多病の身なれば、心にまかせがたく、生死不定ハ世のならひ、いつ臨終ならむもしがたし。去年ハ大師六百回正當御忌、總本山知恩院にて大法会行られ、今年ハ大師御入寂、支干の年なれば、何とぞ此記書おへらむと、こころをくまゝ、あるひハ縁をもとめて尋ね、また近きハ自身めぐりもしつれど、老と病におかされ、くはしくはゆきとどかず。遠方の巡拝には、信心あつき人をたのミしに、あるひハ留守にて、くはしからざるもあり、また代人をもつて、聞合などして、かくのごとき一書とハなりぬ。きハめて誤りし事のおほからむ。同志の人、謬誤あやよりをあらため、大師諸方へ御通行のミぎり、御止着の寺、定ておほくあらむなれど、其漏たるをおぎなひ、諸人

のために、後篇を出したまはむ事、愚が、くれ／＼のねがひに侍るなり。

これによれば、勅修御伝その他の書によつて遺跡を選んだものの老齢病身を危ぶみ、とくに宗祖の六百回忌正当の年を去年に迎え、また御入滅の年と同じ壬申となつたので、急ぎ案内記の完成を期したことわかる。近国は自身で尋ねたが、遠方は他人に依頼して伝承、現況などを聞合せて記述したため、誤記のあるのを恐れ、後人の是正を願つてゐる。

さて、愚仙が選定した遺跡の数は何によつているかと云えば、それは阿弥陀仏の四十八願の数に倣つてのことであつた。彼は凡例で

古き巡拝の記は、楞嚴經の二十五圓通と云ふ事になぞらへて、数をさだめられしかども、御遺跡體なる処々、番外となりしハ、いとも残念なり。よりて愚が巡拝處、四十八所に定め、阿弥陀仏の四十八

願にかたどりしハ、御遺跡なる寺々の、もれたる事のほいなくおもひての事なり。

と述べ、四十八願にかたどつたことと、靈沢の二十五カ所に漏れたる遺跡寺院を惜しんで選定したことを明かしている。ところで愚仙はどういう所を遺跡と考えて補充したのであらうか。彼は第一に「大師あゆミをはこび給ふの」所、第二に真筆名号、真作寿像などの「大師の御由緒とすべきしるし」のある所、第三に、右の外、聖光、源智、藏俊、九条兼実、態谷直実など法然上人と特に因縁の深い人物に關係のある「念佛者には由緒ある御寺」「淨土宗の靈地」をも大師御遺跡と見做している。

愚仙はこれらの觀点からそれぞれ遺物・伝承・勅修御伝などの伝記によつて裏づけられる遺跡を四十八か所選定したのであるが、このなかには関東の檀林寺院や三河の大樹寺をも入れてある。これらの寺院は右の三つの觀点からする遺跡寺院に該当しないのであるが、愚仙はこれらを第四の觀点ともいべき遺跡觀に基づいて加えたのである。その觀点とは何か。彼は増上寺の条でかく言う。

御伝に、法蓮房申さく。古來の先徳皆其遺跡あり。しかるに今精舎一宇も建立なし、御入滅の後いつくをもて御遺跡とすべきやと。上人答へ玉はく。跡を一廟にしむれば、遺法あまねからず。予が遺跡は諸州に遍満すべし。ゆゑいかんとなれば、念佛興行は愚老一期の

愚仙は武藏國熊谷寺の項で、その法然上人像について「蓮生法師元久二年重て下られける時、御自影を給りの玉ハく、此像に値偶し念佛を唱ふれハ、直に我さづくる十念なり、我に對面の思ひにて給仕なすべしとてさづけ給ふ尊影なり」と述べ、さらに「大師あゆミをはこび給ふの御遺跡にハあらねど（略）坂東の阿弥陀ほとけと仰られ讚歎し給ふ、此御言の重きによつて、今四十八所の中に加へけるなり」と説明しているが、この熊谷寺などは、右の第一と第三とが重複した種類の遺跡である。また奥州往生禪寺の尊像は「我はるばると東国へ下るにおほばず、此像は我にことならず」と自ら刻ませ給ひ、金光上人に授与された法然上人七十一歳の寿像であるという。従つて往生禪寺も「大師あゆミをはこび給ふの御遺跡にハあらねど」、「我にことなら」ざる影像あるによつて、歩みを運ばれたのとかわらない遺跡なのである。

勸化なり。されば念佛を修せん所ハ、貴賤を論ぜず、海人漁人がとま屋までも、皆予が遺跡なるべしとぞおはせられける。

此章によつて愚ひそかに考へ奉るに十八檀林は余の因縁うすき御遺跡よりは、はるかにまさる事なれバ真の御遺跡ともいひつべし。よりて其中の頭たる増上寺、鎌倉光明寺、伝通院の三ヶ寺を、四十八箇所の中に入れ侍りしなり

と。即ち、愚仙は念佛の声する所みな遺跡なりとの法然上人の考え方以て、他の所謂遺跡とは等質でない檀林寺院を取上げ、これを因縁のうすい遺跡よりはるかにまさつた「真の御遺跡」と見たのである。三河大樹寺の場合も「当寺開山ハ勢誉愚底大和尚中興す。登誉天室大和尚なり。淨土宗繁栄の基、天室大和まったく身命をなげうち、弥陀の本願に帰して、御化益有しゆゑなり。これによつて十八檀林の頭の三箇寺と同しく四十八所の中に入れ侍るなり」と、右と同一の観点から「真の御遺跡」寺院とみて四十八所の一つとしている。

このように『勅修御伝』巻三十七、『九卷伝』巻七に出てゐる遺跡を

めぐる法然上人と法蓮房信空との問答の伝える精神が、遺跡の選定に当つて活きてることはきわめて注目に価するが、関東十八檀林（増上寺・光明寺・伝通院以外は番外寺院として）が顧慮されたことの背後に、関東ではすでに十八檀林巡拝が盛行し、どうしても西国中心になりやすい法然上人の遺跡巡拝に、この関東の十八檀林巡拝を合体させようとする意図がひそんでいたことが察せられる。

因みに関東十八檀林巡拝は増上寺四十九世豊誉によつて始められ、撰門の『淨土檀林巡路記』の凡例によれば、豊誉に明和二年（一七六五）

近世における法然上人遺跡巡拝について

上梓の「めぐらせたまへりし記」なるものがあつた（藤堂恭俊氏「法

然上人遺跡二十五箇所巡拝に關して」東山学園研究紀要十八）。明和二年と云えれば靈沢の『円光大師二十五箇所案内記』印行の直後である。十八

檀林の巡拝が靈沢の影響によるものか、これとはまったく関係なしに行なわれたものか定かではないが、ともあれ明和の頃、十八首の歌を各檀林に配し、これを掲額して、道俗が巡拝していた。撰門は豊誉の

「めぐらせたまへりし記」の書名を具体的に挙げていなかが、『関東十八檀林順礼記』と名づけられたものであつたと考へられる。愚仙は自著の巡拝記で奥州往生禪寺と遠州桜ヶ池との間に関東十八檀林を挙げ、その後尾に「右寺院、関東十八檀林順礼記の巡次に書記す」と附記しているが、十八檀林の順序は豊誉のそれと全く同じである。撰門の『淨土檀林巡路記』は、愚仙の巡拝記より後に書かれたものであり、かつ巡拝の順次は豊誉の場合と異なつてゐるから、「めぐらせたまへりし記」とは愚仙の引く『関東十八檀林順礼記』であるとみてよかる。撰門は『淨土檀林巡路記』で

御遺跡を巡拝し、報恩の一助のために廿五ヶ所の靈場定りありといへど、そは美作國を初め、讃岐國におし渡り、花洛に終りたれば、東関の輩は其望あるものといへども、遠路関所のなげきありて、其地をふみ靈像にぬかづく事かたし。然に大師云、遺教を伝へ念佛する所はいづこも遺跡なりと云々。ここに東照宮御仁徳あまねくましまゝ、四海太平の基を開かせ玉ひし始、御代々御宗門たるを以て、東國の内に淨家檀林十八ヶ所御取立をなさせられ、宗門の知識を十

の一流、数百年、伝法伝戒ここにとどまり。故に六十余州の宗徒、負笈集会し学業成熟の法山なれば、是則大師の遺跡に同じと述べ、藤堂恭俊氏も法然上人の遺跡と十八檀林とを結びつけたものは、上人が信空に「念佛するところはいづこも遺跡なり」と語ったその詞であることに注目されているが（前掲論文）、私もまた十八檀林巡拝を上人遺蹟巡拝行程の一環とした最初の人は実に愚仙であったことを特にここで指摘しておきたい。

愚仙は、寺院の繁榮即念佛の繁榮であつて、いずれも御遺跡であるとの考え方から、家業の手すきに少なくとも三十日から五十日間は、御遺跡寺院を本として、できるだけ名ある浄土宗の寺々へ参詣し、口称念佛がならひとなるようにと勧奨し、次のように述べている。

しかれども、書記の通り、残らず順拝すれば、三十ヶ国余も通行するゆゑ、凡半年余もかかるべし。親の気にそむき、家業をすてて、是非順拝あれとすむるにハあらず。あるひは、三十日五十日と、家業の手すきをかんがへて或は三ヶ国か四ヶ国か御遺跡を本として、其余名ある、浄土宗の寺々へ参詣すべし。中にも関東にはハ、十八檀林、熊谷の熊谷寺、信濃国善光寺、参河国大樹寺へハ、かならず参詣いたすべし。寺院の繁榮は、浄土宗のはんゑひ、即念佛の繁榮なれば、いづれも御遺跡ならずとは言へれず。且せつかく順拝におもひ立からハ、半月あまりの巡拝にてハ、口称念佛の行業もおのづからうすぐ、ならひとなりかぬことなれば、せめて三十日より五十日は、道中順拝いたすがよろしかるべし。

所謂遺跡寺院でなくとも、皆の参詣によつて寺院が繁榮すれば、と

りもなおさずそこは淨土宗、念佛の繁榮地であつて、法然上人の詞どおりに、そのままそこが上人の遺跡にほかならないから、十八檀林、熊谷寺、善光寺、大樹寺など淨土宗の著名な寺院へは必ず参詣して、皆の唱える念佛によつて遺跡地たらしめなくてはならないというのが愚仙の考え方であつた。従つて、法然上人との関係、「親疎厚薄によつて、四十八所の外に、番外」を設けても、「皆々御遺跡に相違なきことなれば、参詣するにいたつては、同じ事と心えらるべ」きものである。愚仙の遺跡に対する考え方の基本的な立場がここにみられる。

四、愚仙選定遺跡の「由緒とすべきしるし」

愚仙は四十八所と四十九所の番外を選んだが、これに順番を付すこととはしなかつた。これは靈沢の「二十五拝にまぎれむ事を恐れ、且つは国によりて、いづれがはじめ、いづれがおはりになるやらん、知れざるゆえ」であった。また「あるひは、三十日五十日と、家業の手すきをかんがへて或は三ヶ国か四ヶ国か」へ順拝して、口称念佛の行業が身につくことが目的であるから、順拝しやすいようにあえて道順順序を定めなかつたのである。しかしほぼ地域ごとにまとめて記述しているように見受けられる。以下、靈沢の選んだ靈場の場合と同じようになに、愚仙の定めた遺跡について、旧蹟または「由緒とすべきしるし」などを摘要しておこう。（愚仙の凡例に従つて「○ハ四十八處のしるし、問々の。小まるは番外のしるし」とする。なお文中の「」は愚仙の挙げた典拠または筆者の要記である。また各寺の住所に「前出」とあるのは、靈沢選定の遺跡寺院の所で現住所を記してあるの意。）

○柄社山 誕生寺

美作国久米郡福岡莊里方村
〔前出〕
ばかり御自作

本堂円光大師尊像

〔座像御長三尺八寸〕

大師四十三歳の尊影なるを熊谷蓮生法師護持し來りしを安置せらる。〔勅伝第一卷二段〕

○杏木山 菩提寺

〔前出〕
ばかり御自作

此山上に七閒ほどの銀杏の大木あり（略）摺木いてうと云、大師御幼少の時植置たもふとなん。〔勅伝第二卷一段〕

○宝蓮蜜寺 光明三昧院

〔眞言宗 安芸國豊田郡生口馬御寺村
〔廣島縣豊田郡瀬戸町御寺〕〕

後白河帝の皇女如意尼公（略）円光大師に御帰依ふかく（略）元

祖大師讚岐へさせんの折から、尼公兼てよりの御帰依なれば大師

を当寺へ招請ありしが、大師も尼公の信心のあつきを感じ、自影像を刻み玉ひ、また御持念の仏舍利并三部経を尼公へ附属し玉ふ。

（略）洛東黒谷の大師尊影焼失の事ありしかば、当寺元の大師御

自作の尊像、慶長年中ゆゑありてかの御寺へうつりたまふ。これ

によつて此御寺にへ新に大師の尊影を作らせて安置し玉ふ。〔円、

光大師血たれの尊影〕

○誕生山聖光院 善導寺

〔筑前國遠賀郡香月莊木村
〔北九州郡八幡区香月町〕〕

上人（聖光）の御遺跡にて淨土宗儀を伝へ、不斷念佛の道場なり。

〔勅伝第四十六卷一段〕

○終南山光明院 吉祥寺

〔筑後國山本郡草野村
〔久留米市吉祥寺町〕〕

御影堂（三祖堂）中央善導大師を崇め奉る。左右円光大師鎮西上人

の御影なり。額に三祖堂とあり。

往古より今に至るまで、三祖堂靈験甚あらたなりとなん。往生

近世における法然上人遺跡巡拝について

の願ひハ勿論、衆病平癒のいのりもむなしからず。就中難産のものハ（略）安産す。

浄土宗、大師の正義今世まで伝はるハ、全此上人（聖光）の御功なり。其上人の御遺跡の事なれば、たとへ遠く國ハヘだつとも、せめて一度ハ報恩のために、参詣いたしてしかるべきなり。〔勅伝第四十六卷四段〕

○厨山聖光院 安養寺

〔筑後國高良山鹿府中町
〔久留米市御厨町〕〕

○紫雲山竹林院 天福寺

〔筑後國上爰郡川馬御寺村
〔福岡縣八八市川馬馬場〕〕

○無量寿山泰安寺 往生院

〔肥後國飽田郡熊本出京町
〔熊本市池田町〕〕

○源光山圓照院 専称寺

〔筑後國源照院村本島町笠島
〔丸龜市本島町笠島〕〕

○円光大師爪形の名号石有、但し黒石なり。〔勅伝第三十五卷一段〕

○聖衆山來迎寺 引接院

〔同上
〔丸龜市本島町泊〕〕

大師名残の御影と申て西忍へ授与せられしと云画像あり。

○榜堀の井 同國榜掘村（恵日山光明院と云真言宗なり）

此浜至て水に不自由なるにつけ、元祖大師諸人のために舟の榜にてほり玉ふに、清水涌出となん、井戸の辺りの立石に、南無は船阿弥陀のかいでほる清水、すえの世までも仏々と涌く、かく影付てあり。

（丸龜の城下より西五六六丁ばかり多度津へ行道筋なり（略）古き記にハ

塩飽の浜辺と有、あやまりなり）

○五岳山誕生院 善通寺

〔讃岐國多度郡善通寺村
〔善通寺市善通寺〕〕

〔勅伝第三十五卷〕

。蓮界山西光寺 法然堂

同国西那珂郡宮田村
香川縣仲多度郡南地十郷宮田

円光大師尊像

立像御長一尺三寸
ばかり御真作なり

法然上人利生の旧跡と門内に石銘あり。

。滝宮牛頭天皇并天満宮

香川県綾歌郡綾南町滝宮
香川縣仲多度郡宮田村

円光大師御教授、当國念佛踊の來由を尋に（略）承久の比、真野村の社人浅倉権正并ニ狩人山上三左衛門に天皇の御告あり。土佐國烟寺と云所に、法然上人教給ふたうとき念佛おどりあり、汝等伝来り、我神前にて踊なば、農作牛馬を守護すべしとの御告によりて、兩人土佐國烟寺にいたり、念佛おどりを伝授し帰り、七月七日初て不動堂にて集会し、夫より滝の宮へ参り踊しが最初なり云々。

○仏生山來迎院 法然寺

讀故國香川郡仏生山町
前出

本尊阿弥陀如來

御長一尺八寸ばかり、一刀三札
元祖大師御自作

脇檀円光 大師尊像

御長二尺半、御自作は腹内に
詰む御版こもりの御真影と称す

〔勅伝第三十五卷一段〕

○宝瓶山 十輪寺

西山縣木水
播磨國高砂

御影堂円光大師 御自画

讃州宝瓶の御影なり（略）元祖大師讃州生福寺に御在宿のミギリ、綾川のながれに臨み繪ふに、頂上に宝瓶形くれば、其御姿

を多がき玉ひ、ミづから贊を書給ふ（賛州ハ讃州の御同事ゆ云々）（略）

後柏原帝の御宇に堺長泉寺開山十方上人大師の遺風をしたひ

（略）大永七年の春二月十五日の夜、靈告によつて、生福寺にいたり、此尊影を乞請、帰帆の折から、海上浪高にして、高砂

方丈本尊円光大師座像

御長一尺二寸半なるを安
置せらる。御自作どなん

建久年中に、当所の城主、伊賀守某侯の願によつて、元祖大師を招請し奉り、後白川法皇御追善の御法会を町嘆に勤め給ふ（略）元祖大師御真筆雨除の御名号とて、大なる石碑山内にあり（略）また元祖大師御自画の御影御高座重宝とせり。

○大原山 西福寺

越前敦智津
敦智市原

木堂円光大師尊像 御自作

此堂本ハ一乗ヶ谷におゐて円光大師を安置し奉る所の堂にして

（略）源智上人北国をめぐり（略）念佛興行し玉ひ、則一乗寺と号し玉ふ（略）予（大師）が影像をつくりて北国に下さば末代の道俗永々利益きわまりなからんとて、ミヅから鏡をとらせ給ひ、一刀ごとに十念御相続あつて、其効つみに成就し玉ふ。

（略）御真筆にて撰取の影像を遊ばし。（略）源智上人に遣されしにより、一乗寺の御影堂の本尊とあがめ奉るなり。（略）其後（略）当山西福寺に（略）大師の御影ならびに宝物等残らず納め奉られしとなん。

此尊影は大師御心をこめさせ玉ひ、一刀十念撰取の御尊影なれば、靈験いちじるく、念佛の行者、往生の素懐をとげしものはなはだおほし（略）元一乘寺の本尊の大師尊影、其外の靈宝まで當寺に移ぬれバ実北国最初念佛弘通の靈場といふべし。もと

の浦に着けり。幸大師有縁の地なりとて、當山に詣て、御真影を堂内に安置し云々。〔勅伝第三十四卷四段〕

○信貴山 本願寺

丹後國信野郡久美浜
前出

も尊むべし信ずべし。

。善光寺
〔信濃国水内郡茅井郷〕

御伝本第十六巻にあきらかなり。此辺通行のミギリは参詣せる
ハもちろん、報恩のためにせめて一夜の通夜だけハからず勤
むべき事、尤しかるべきなり。

○蓮生山 熊谷寺
〔武藏国大里郡熊谷〕

円光大師尊像
御自作

蓮生法師元久二年重て下られける時、御自影を給りの玉ハく、
此像に值偶し念佛を唱ふれハ、直に我さづくる十念なり。我に

対面の思ひにて給仕なすべしとてさづけ給ふ尊影なり。

大師あゆみをはこび給ふの御遺跡にハあらねど、元祖大師も信
心堅固なる念佛の行者のためしにハ、常に思ひいで玉ひて、坂
東の阿弥陀ほとけと仰られ讚歎し給ふ。此御言の重きによつて、
今四十八所の中に加へけるなり。

。日光山
〔下野国日光山〕

○永寿山 往生禪寺
〔曹洞宗〕

〔奥州仙台領嘉美郡色麻村王城寺〕

本尊円光大師尊像
御自作

真似牛濟度の事

大師即御自影を御手づから刻ませ給ひ、御開眼あつて金光上人
に授与しての玉はく、我はるゝ」と東国へ下るにおよばず、此
像は我にことならず、汝(金光上人)再び奥州に持下り、変牛の
農夫を済度し、及一切衆生を教化し、念佛弘通愈る事なけれど、
いとねんごろにぞ教示し給ひけれ。

近世における法然上人遺跡巡拝について

彼農夫が住る栗原郡に一字を建立し、往生院と号し、大師の尊
像を安置し奉るの所、其後東奥五郡の領主大崎義高侯の夢に、
円光大師度々御告あつての玉ハく、我像を嘉美郡にうつして一
宇を草創し、結縁利益せしめよと示し玉ふ。靈告によつて当地
に伽藍を建立し、永寿山往生寺と号しぬ。即金光上人を開山と
なして円光大師七十一歳御自作の寿像、遷座安置し奉る所なり。

○三縁山広度院 増上寺
〔江戸京都市芝公園〕

○無量山寿経寺 伝院

〔江戸小石川
東京都文京区小石川〕

。道本山 靈巖寺

〔江戸深川
東京都江東区深川白河町〕

。神田山幡隨院 知恩寺

〔江戸浅草
東京都小金井市〕

。常在山 靈山寺

〔江戸本所
東京都墨田区横川〕

。龍沢山 東漸寺

〔江戸小金町
東京都千代田区小金町〕

。正定山 大念寺

〔常陸國江戸崎
茨城県筑波郡江戸崎町〕

。草地山 常福寺

〔常陸國瓜連
茨城県那珂郡瓜連町〕

。寿龟山 弘経寺

〔下総國結城
千葉県印西市豊岡町〕

。悟真山 善導寺

〔下総國飯沼
茨城県那珂郡饭沼町〕

。義重山 大光院

〔太田市金山町
群馬県太田市金山町〕

。水精山 勝願寺

〔武藏国羽槻
埼玉県羽槻市本町〕

。仏眼山 浄国寺

〔武藏国岩附
埼玉県岩槻市加倉〕

。孤峰山 蓮馨寺 武藏国川越市達賀町
（武藏国八王子市）
。觀池山 大善寺 （武藏国八王子市）
。天照山 光明寺 （相模国鎌倉
鎌倉市材木座）

〔以上十八檀林、勅伝第三十七卷一段の趣旨に拠る〕

○桜ヶ池

（遠江国城東郡豊原莊接村
小笠郡浜岡町佐倉）

〔勅伝第三十卷一段〕

此所に大師の御由緒とすべきしるしもなき事なれば、宮に詣で
念仏勤行ありてしかるべきなり。

○松風山國本寺 応声院

（同國城東郡内田莊
静岡縣小笠郡葵川町）

本尊阿弥陀仏 （御長一尺六寸計り
芥子園の作となん） 元祖大師御安置の本尊なり。

○五輪石塔

（此塔ハ皇門阿闍梨のため七日七夜供養ありて、大師山
頭に塚をさしき玉ひし供養塔なり、世俗法然塔と称す、
並びに塔をさしき玉ひし供養塔なり、大師山）

○源寶山正授院 西伝寺

（浜松市西伝寺町）

元祖大師の御弟子西伝上人の開基なり。大師同國佐倉ヶ池へ御
來臨の砌西伝御供致せり。往返ともに御止宿の寺なり。
御分骨を持帰り納て御廟所造営ありしとなん。前に石灯籠一対
法然塚と書付あり。

○成道山松安院 大樹寺

（同國韻田郡
（岡崎市鴨田町））

〔勅伝第三十七卷一段の趣旨に拠る〕

○吉水山法然院 源空寺

（同國韻田郡
（岡崎市鴨田町））

右脇円光大師尊像 （四十三歳の御自作なるを御厨子に入るる）

遠州佐倉ヶ池へ御來臨の砌、御止宿遊され （略） 此所にて御書写

ありて諸人があたへ給ひし名号を參河名号と称す。

○天照皇太神宮 （伊勢山田五十鈴川上）

皇國の宗廟たるゆゑ、元祖大師淨土宗門御開発御祈願のため
七日御参籠遊されしに御感應有之 （略） 念仏を歎喜なし玉ふな
ればかならず参詣し、念仏の法施をささげ奉るべし。

○厭離山 欣淨寺

（伊勢山田越城寺町
前出）

日の丸の御名号大師御真筆、左右に善導大師円光大師坐像の御影
を安置せらる。

太神宮へ御参籠の間御止宿の寺なり。第七日の晩に、日輪の中
に、六字の名号あらワレ、字々光明を放ちて、天下を照し玉ふ
を拝し、大師これを模し、円相を書き玉ひて其正中に弥陀の名
号を書せ給ふ。世にこれを日の丸の名号と称す。

○少林院 法然寺

（大和四十市郡香久山
前出）

円光大師尊像 （御長一尺三寸計り、御自作）

当寺ハ元祖大師、元久二年三月廿一日、高野山御参詣の帰るさ
（略）暫御逗留なされ （略） 念仏の利益ねんごろに勸化し玉
（略）勝縁の御旧跡なり。

○春日大明神

（奈良市春日町）

○龍松院 大勸進所

（同國奈良東大寺之内
前出）

本尊五劫思惟仏 （善導大師の御作
俊坊大師の持来なりとぞ）

円光大師御画像を安置せらる。

〔勅伝第三十卷五段〕

○念仏石 （京都府相楽郡木津町市坂安養寺
山城國相樂郡木津町市坂安養寺）

〔建久六年三月、重源の招請にて大仏殿再興の供養導師を勤めら
れて帰洛の途次〕自書し玉ひし六字御名号を、傍なる大石とかけ

合て、はかりくらべさせ給ひしに、一幅の御名号はおもくして、

石はかるがろとあがりけり。諸人（略）信を生じ念佛門に入もの多かりけるとなん。それより此石を念佛石と称す。其場所は

大和山城のさかひにして、御説法遊されし跡を云つたへて、今に高座と云。

永正五年辰七月廿八日、此石大光明を放て、当所に飛来れり

（略）此念佛石年々に長大になり、其おほひの屋をひろく造る事度々なり。（略）校量の御名号押し奉るに、自然と位ある結構の御宝号なり。かならず尋行て拜礼をいたすべし、右校量の御名号預り主は、当村の年重を一老と云て、其一老の家に預るなり。

○当麻奥院 往生院

〔前出 大和國高野郡〕

奥の院御影堂の元祖大師尊像は、もと知恩院本堂御安置の御遺像也。

○慈雲山 報恩講寺

〔前出 紀州海士郡大川浦〕

遠くハ当麻大曼陀羅、往生の大先達法如尼公と申、近くは選抜本願念佛の大導師、円光大師の尊像知恩院最初の本尊うつらせ玉ふ淨土宗の靈地なり。念佛の行者には由緒有御寺なれば、かならず信をとりて拜あるべきなり。

○円光大師五輪御石塔

〔紀伊國高野山縣高野町高野山〕

御遺骨を納め明遍僧都御建立となん。

奥の院御廟の橋の少し前、手水鉢向ひ合左に円光大師御墓と石じるしあり。

〔報恩院熊谷寺、萱堂成就院、蓮華三昧院のことと附載〕

近世における法然上人遺跡巡拝について

。熊野山本宮証誠大権現

〔紀伊國無量郡龟甲山大宮寺〕

元祖大師も文治年中の比詔で給ひしとぞ。「作仏房のことを載す」

○月光山勢至院 法然寺

〔紀伊國上庄沖の野村 和歌山縣海南市沖野々〕

○右脇円光大師尊像

元祖大師御真筆六字御石碑、本堂の内左り別間に安置せらる。

此御名号の碑へ祈願し、子供の瘡など癪せしに、杓にてまじなひすれば、忽奇瑞あらたり、夫ゆへ名号の碑のまへには、杓をおぼく積かざねてあり。文治三年春三月、熊野御社參のミギリ、当庄の山本義明方に、一両日御止宿遊され、諸人に御教導ありしに（略）山本氏に楠木の靈木これあるにつけ、名残の御影御願ひ申上られしにミづから御彫刻あそばされ、開眼ありし御尊像なりとぞ。其後寛文のころ本山知恩院万無大和尚、大師御遺跡に相違これなきのおもむき尊翰を残し給ふ。

○慈雲山 報恩講寺

〔前出 紀州海士郡大川浦〕

本尊円光大師 御直作

専修念佛啓運の御影と称す。

勅免を蒙り給ひ、承元二年の冬、当浦油生の浜に御着船ありしに（略）当浦の邑長阿闍梨孫右衛門、大師を我家へ招請し奉り

（略）村人とともに御教導を蒙り（略）老若男女御別れをなげきかなしみ、当所の御淹留をこひねがふ。大師もつとに憐みたまひ、我形身を遣し置べしとて、御手づから自影を刻玉ひ、其御影の御口の内へ、仏舍利を納め御開眼をなされ（略）其余材

にて百万遍の大念珠をつくり玉ひ、それに御真筆の六字の宝号を添残し給ハリぬ〔百万遍の大珠教御名号今に孫右衛門方に安置す〕〔阿闍梨孫右衛門の家の來由を附す〕

○金竜山宝珠院 一運寺

〔撰南住吉郡住吉区住吉町〕

円光大師御尊像 御自作

同御尊影

苦海濟度重誓海上安全御祈願の御真筆也〔略〕讃州御勅免のミギリ、同州神戸より紀州大川へ御出帆の折から、一運寺へ御入来、暫御逗留遊され、道俗男女へ御教化これありし御遺跡なり。

○無生山常行院 見性寺

〔撰大阪府住吉郡桑津村〕

円光大師月影の御影 御真筆

四天王寺御參籠のミギリ、当寺にて一夜止宿し玉ひしに、折しも三月廿三夜の事なりしが、名におふ生駒の峰より出る月に心を澄し、光明遍照の文のこころを思ひつけ給ひて、月影のいたらぬ里はなけれども詠る人のこころにぞすむと詠じ給ひ、御自影の上に此和歌をしるし給ふ。則月影の御真影と称じ奉りて当寺第一の重宝なり。

○四天王寺

〔撰大阪府天王寺区元町〕

元祖大師も念佛弘通祈請のため、度々御參詣ありしとなん承る。其流れをくもものへ尚さら、かならず參詣し報恩を謝し奉るべし。

○四天王寺西門北側 念仏堂

〔同前〕

聖徳太子此堂において、一七日別時念佛修行ましませし日本

念佛弘通のはじめなり。元祖大師もむかしをしたひ給ひ、此堂にして念佛御修行遊られし御旧跡なり。〔空阿弥陀仏、勅伝第四十八卷四段〕

○坂松山高岳院 一心寺

〔前出〕

御影堂尊像 大師御自作

文治元年の春、大師此所に來り玉ひ西門の岸に四間四面の御堂を建立して住居給ふ。是を新別所といふ〔略〕大師此堂にて、阿弥陀仏といふよりほかは津の国になにはの事もあしかりぬべし、と詠し給ひて即六字宝号のかたはらに書をへ玉ふを世に難波、名号と称して此寺の第一の重宝なり。

しかしに古き書に、玄蕃上人泉州堺專修寺開基のとき、この名号持參あつて今ハ專修寺の什宝なりと〔略〕玄蕃上人の事一心寺の古記にこれなし。両説ともはなはだいぶかし。〔略〕愚按るに堺專修寺にある難波名号も定めて御真筆ならん。

○淨瑠璃山三昧堂 源光寺

〔大念佛派本山〕〔撰州西成郡南浜村〕

御影堂円光大師 旅装の尊像

〔勅免あつて紀州大川で化益の後〕勝尾寺へ御入の道筋なるがゆへ此三昧堂に御止宿し給ふ〔時の住持、上人の師の持宝坊源光道善の別時念佛を修して、源光寺と改号〕元祖円光大師を中興開山とす。また溝空上人大師の御尊影を彫刻し玉ふ。則旅装の御真影と称し奉るなり〔のち深江法明上人來たつて大念佛宗となるも、住持は代々鎮西の法脈を繼ぐ〕

○珠光山遍照寺 如来院

〔撰出尼ヶ崎寺町〕

円光大師尊像 御自作となん

遊女塚の事〔正源明義抄、遠流記、三才図絵〕

〔室の遊女のこと付す〕

○円光大師六字宝号

〔相州八田郡郡兵軍筑島幕所中
神戸市兵庫郡川中町元祖庵〕

元祖大師六字宝号を書し玉ひ本尊と号し、千僧寺の虚白堂にお
ゐて、亡者のために施餓鬼法会を修し玉ひし、其法号をうつせ
し御石碑なり。此名号碑にねがひをかけ願望成就せしものあ
またあり。必尊信いたすべし（略）〔此御名號碑は聖仙寺の支配にてへなく、い
にしへより元祖講とのて今に三百人ばかり
ありて、其誇となり（略）千僧寺退転の後本寺地蔵菩薩、藥仙寺にう
世話いたし候となん〕千僧寺退転の後本寺地蔵菩薩、藥仙寺にう
つり給ひて安置せらる。

○医王山 藥仙寺

〔前出〕

大師施餓鬼法会をはじめ修し給ふを、今に退転なく修行あるハ、

全く此寺の煩模ならん。〔経島化導のことを付す 勅伝第三十
四卷三段〕

○撰津国八田郡押部

元祖大師御退留の寺ハ、報恩寺とて神戸の東生田三の宮の乾に
あたりし所なるが、兵乱の時退転し、今は堂のまゝ堂のうしろ
と云あざな斗り残れり。

神戸ハ元祖大師御暫退留の御遺跡ゆゑ、四十八所の中にいるる
なり。当時木屋主人（木屋市郎左エ門）旧地に草庵を結び本尊を
うつし奉りたきの志あり。もし後年にいたり大師の報恩を謝せ
んがために、報恩寺再建もあらば、ます／＼御遺跡あらはれて
愚がよろこび是にすぎたることなし。〔勅伝第三十六卷二段〕

近世における法然上人遺跡巡拝について

○栽松山 阿弥陀寺

法然松

寺の西南の方浜辺にあり、元祖大師三株一根の
松を御てつから植給ひしゆえに栽松の山号あり

此寺の重宝に山越と名づくる鉢あり、是ハ大師法入房へ遣され
し鉢なり、

○一階堂 勝尾寺之山上

〔前出〕

善導大師板戸の絵像

円光大師板戸の絵像

本尊の両脇ニ安置せらる。二祖対面の靈場と称す。

ある時上人更たけ夜しづかにして念仏し玉ふに、赫奕たる光明
西より來りて道場を照耀せり。善導大師光中に出現し給ひて、
親のあたり淨土の秘蹟を相承しましましき。時に両祖の影像自然
に留りて、道場の左右の板にうつり玉ひて、今尚現在ましませ
り。〔勅伝第三十六卷三、四段〕

○石清水正八幡宮

〔山城國久世郡八幡村
京都府綴喜郡八幡町〕

垂迹も念佛守護の御神、本地ハ願王阿彌陀尊をぎても信ずべし。

○報国山念佛三昧院

粟生

光明寺

〔洛西淨土宗西山派本山
前出〕

本堂円光大師の尊影は、大師の御母堂秦氏よりおくり給ひし、
御消息のつもりたる反古をもって、正信房を扶助とし玉ひて、
上人手づから張せ給ひぬる真影、遠流の時船中の御作なり。

○御廟 円光大師薬生法師輪五輪石塔本堂の後堂にあり、必參詣いたるべし

当寺に什宝数多ある中に、大切の重宝は円光大師御自画の御影
と申奉るハ、（略）亀山法皇御讚宸翰を添させ給ふゆゑに御讚
の御影と称し奉るとぞ。〔勅伝第四十二卷六段〕

○一念寺

〔山城國紀伊郡下鳥羽
京都市伏見区下鳥羽三丁〕

攝州兎原郡住吉村阿弥陀寺に近年納る。元祖大師六字宝号の脇

書に、建永二年二月廿六日鳥羽一念寺にてこれを書す源空と御

書付あるをもつてみれば、往昔よりの古寺なるの証なり。

○瑞花山 法伝寺

(同前) 下島羽

知恩院第十一世円智上人御靈夢によつて、善導大師の尊影をも
り奉り閑居し給ふ。しかるに元祖大師の尊像と御長同寸なるゆ
ゑに、二、祖対面の尊像と称じ奉るなり。

○宝海山 源空寺

(同前) 大黒町

本尊円光大師尊像 御真作張ぬきの尊像なり。

当寺往古ハ木幡の黒船入と云所にありしが、元祖大師南都より

御帰京の節立寄せ給ひ、志べらく御逗留ありて、近隣の道俗
男女に御化導ありし草庵なり。其時の住僧は蓮乗房忍空法師と
て(略) 御弟子となり、おのが住房を源空寺と改め、專修念佛
の行おこたりなかりき(略) 此忍空法師の師範ハ三井寺の公胤
僧正(略) 忍空法師の大師への帰依ありけるもひとへに師範の
僧正よりのふかき縁ならん。〔勅伝第三十九卷七段〕

△錦織村源空寺

〔靈沢の案内記には番外中に載せたるも〕

石ずへの跡らしきものもなく、唯腰掛の石ならびに源空寺と石
銘残り有のミにてハ、御遺蹟體ならざれば、番外の中にも書記
したがし。

○赤山大明神

(京都府左京区鷹峯北山)

此御神は念佛の守護神也

〔勅伝第四十一卷二段、翼賛註〕

○比叡山延暦寺 一乘止観院

(大津市坂本町比叡山)

実に比叡山ハ、大師初め剃髪御受戒の御山なれハ、信をとりて
巡拜あらん事をこひねがふものなり。

○元黒谷 青龍寺

(前出)

円光大師尊像 御自作

此真影は坐像式尺五寸にして鏡の御影と称す。また大師の御遺
骨を安置せらる。此御寺は大師より法蓮房信空上人へ、本坊經
藏以下皆附属したまふとある旧跡なり(略) 昔の報恩藏の跡、
堂の左りの方にあり。

当山ハ元祖大師、一切衆生濟度の大願を發し給ふ、淨土、一、宗開
発根本の御遺跡なれハ必參詣し報恩を謝し奉るべし。元祖大師
寂空上人と谷をへだてて往給ふ御庵室の旧地を今に法然谷と称
して本堂の北少し東三丁程に小庵あり。此庵ハ近頃京都鶴谷の現在上人祖
顕ひていほりを
作られけるとぞ 〔勅伝第三、五、六卷〕

○大原山 勝林寺

(山城国愛宕郡魚山)
(前出)

円光大師尊像 御自作

元文元年辰正月此堂回禄(略) 元祖大師の尊像も焼火しけるに
よつて、大坂廿五拝講中、大和國初瀬より御自作の大師の尊影
を納め奉る〔勅伝第十四卷二段〕

○下加茂大明神

(各東北
京都府左京区下加茂宮河町)

〔勅伝第四十五卷一段、九卷伝、翼賛註を引用〕かかる御因縁
の御神なれハ、吉水のながれを汲ものハ、在洛のものに至るま

で、かならず参詣致すべし。

○嵯峨釈迦堂 清涼寺

山城國高野郡
京都市右京区嵯峨清涼寺本町

〔勅伝第四卷二段〕元祖大師七日御参籠の御旧跡なれば、其流を汲在洛のものまでも、かならず参詣いたし申べきことなり。

○小倉山花台寺

二尊教院

山坂国嵯峨
前出

御影堂ニハ、円光大師足曳の尊影を安置せらる。此御影は、月輪の禪閣御帰依の余りに上人の真影を写さんとおほせごとありけれど固辞して肯給ハざりき、ある時御殿にて上人沐浴し給ひて後両足を伸て息らひ給へり。即宅間法眼を召て、翠簾を隔て竊にうつさむ。上人これを見給ひて大いに驚き、像に対して祈求し給にけれバ両脚立地に屈給ふによりて足曳の御影と称するなり。

この院の地ハ、大師其むかし草庵を結び給ひて、嵯峨の釈迦堂へ参詣し給し御住居の地にて、大師を開祖とし、法蓮房信空上人を第二世とし、第三世正信房湛空上人再建の御遺跡なり。

〔正信房について勅伝第四十三卷二段を引く〕

○西光寺

来迎房

太秦大石中里村
京都市右京区太秦多賀町

本尊阿弥陀仏

元祖大師の御持念仏を、来迎房伝持し安置せらるとなん。

当弥陀之尊像者鳥仏師之作而即師上人之念持仏也。爾師没後予

請戴此尊像而為我室之本尊。如請受御舍利奉見終日

面於亡師上而頂拜

来迎房円空

近世における法然上人遺跡巡拝について

維持天福元龍集癸巳孟春日 記之

かくのごとく来迎房本尊の背後に彫刻し玉ぶ。〔勅伝第四十二

卷二段〕

○月輪殿御遺跡

〔勅伝第八卷五段の月輪禪閣、上人の靈相を挙する記事を掲げ、位置に関する翼賛註、京羽二重、靈沢案内記の説を述べる〕故

に松原通の月輪町より、東福寺東辺の其およその中をとりて、伏見街道一の橋を少し北泉涌寺道を東へ行は、則今熊野へも程近ければ参詣し、旁もつて此辺りにして、元祖大師頭光を現じたまふ御遺跡の事、ならびに門御帰依第一月輪円説公のおほん事をふかく思惟し奉り報恩のため、かならず巡拝同行人、念佛勤行ありて志かるべきなり。尚願はくは、東福寺東辺に隠没せし、月輪禪閣の御旧跡を起立し給ひ、頭光山何寺と号し本堂を月輪殿と名づけ、御遺跡の寺となし給へらん事愚がふかき願なり。ひとへに後人の助成をこひねがふものなり。

○蓮華王院

三十三間堂

京都大佐南門之内
京都市東山区大和大路七条下ル

法然塔

堂宇旁の石塔なり

六字室旁の石塔なり

〔勅伝第十卷五段〕

○小松谷坊

正林寺

前出

本堂円光大師之尊像

此御影ハ御自作にて、本讚岐国にありけるを、由緒ありて、新黒谷の別院法春庵にありける。夢の告ありて、当寺の本尊とな

らせたまふ。此御房より流され玉ひしに、讃岐国にての御作の御像かへりて此寺の本尊とならせ給ふも、おもえばかりがたき事ならずや。

左脇ハ月輪禪闇の御像

此御像ハ本九条殿の宝庫にましましけるを、当寺に御安置ありしとなん。

右脇ハ鎮西上人の御像

此御像の腹内にハ御骨を納めらる。

当寺ハ小松の内大臣重盛公四十八の灯籠を掲られし、灯籠堂の旧地なるが、いく程なく九条殿の御領になり、彼御別荘と聞ゆ。よつて小松谷の御坊と称して、元祖大師此殿の御堂におはしましける。千とせふる小松のもとをすミかにてと、詠じ玉ふも当御坊にての事となん〔勅伝第三十三卷三、四段〕

○滝山寺

阿弥陀堂 洛東清水奥の院

〔勅伝十三卷三、四段、印藏の滝山寺不斷念佛始修及び能信のこと引用〕阿弥陀堂の常行念佛と号する是なり。

○靈鷲山靈山寺

元祖大師念佛堂 洛東正法寺の山の下南惣門の外、東へ十間余り、近年新道改る。

円光大師尊像

当寺にて三七日の間別時念佛修行あそばされし時の御真作也

同御廟塔 御遺骨を納め奉らる。

〔勅伝第八卷四段〕

○八坂引導寺旧跡

洛東山

〔勅伝第十卷四段〕

○勅願所熊谷山法然寺

京都寺町綾小路
〔前出〕

本尊円光大師尊像

御真作を安置せらる

熊谷入道蓮生法師（略）建久六年旧里に帰らんとしたるとき、願はくハ御肖像を得て常隨の想をなさばやと懇請申されければ、

大師五十三の御時、作り置せられし御像を賜ぬ。蓮生よろこびのあまり、自负奉りて、東国に下り後かざねて上洛し、錦小路東洞院に一寺を建立し、尊像を安置し熊谷山法然寺と称せる即今の大寺なり。

伏見帝正応の年間、御惱おはしましける時、御夢に一人の高僧來て奏すらく、我は法然とて洛の東南に住せり、君願くハ、今より專修念佛の行者とならせ玉ハバ、御惱も自平癒せんと。帝御夢さめ給ひて、東南の方を尋させられしに、是は定て法然寺の大師の御像なんと人々奏しければ其御像を勅請ありて収覽あるに、御夢に露たがわざりければ、御信仰のあまり、念佛おこなわれけるに、御惱忽に御平癒をさせたまふ。収信益厚（略）勅しての玉ハく、末代衆生の往生は、皆此像の恩徳にあらずや、ここに来りて拝する輩へ悉く往生極楽の衆生なるべし。さらば爰ハ即極楽なりとて直に宸翰をもて極楽殿と御額を賜りぬ。

百六代後奈良帝百七代正親町帝ミな御帰依ふかくして、忝も勅願所の綸旨にも法然寺は元祖勅請旧跡専修念佛の靈場なるよしありて、寺号山号の額賜ける。

開山堂に円光大師尊像を安置せらる。

坐像武尺余西山聖達上人の作なり。聖達上人ハ善惠上人の弟子一遍上人の師匠なり。

開基は恵隱法師十余世の後、藏俊僧正、元祖大師の法徳に帰入し淨土宗になり、大師を中興開山とし給ふ云々。

○禁裏御内道場 清淨華院

本堂にハ円光大師御真作四十一歳の尊影を安置せらる。

当院往昔ハ慈覺大師の開基にして、天台宗なりしが、保元年中
の比後白川の法皇元祖大師の盛徳を感じ給ひ、当院の寺務を命
じ給ふ。是によつて元祖大師を淨土宗の初第一世とし、中興は
第五世向阿上人なり。

此上人（元は三井園寺守の）（略）真如堂に詣で通夜し給ふに、彼堂の本尊老僧の現じ給ひ、嵯峨清涼寺の釈尊修行者と現じ給ひて（略）御閑談ありし一夜の法門を、くはしく記録し帰命本願抄と名づけ給ふ。また其後嵯峨清涼寺に詣で、一七日参籠ありし

に、まのあたり仏勅をうけて、以前の法門にもれにし事どもをな
述作し給ふ。是を西要抄、父子相迎と号し、都合三部七冊の抄
となる（略）。此書によつて古今の貴賤道俗男女利益をかうむり
安心決定せられしもあまたなりとなん。実うやまふ事仏經のご
としとあるもむへなるかな、仰て信ずべし。

行せりる。〔棘〕

○紫雲山 金戒光明寺 洛東里谷(前出) 浄土鎮西四箇本山の隨

本堂本首

元祖大師の影像を安置し奉らる。初めの尊像は焼失しませし
かば、安芸国生口嶋御寺村光明三昧院に大師御自作の尊像これ
ありけるを、慶長十四年の比台命によつて、国主福島正則侯へ
迎達せられ、彼院より当寺へ遷座なし給ふとなん。

勢至堂

元祖大師の御廟塔なり。則台座下に御遺骨を納め五輪の石塔あ

御影堂
向南

○勅額所功德院
長徳山百万遍知恩寺

中央ハ元祖大師御年四十三歳御自作の尊影坐像三尺ばかりなるを安置せらる。東の脇櫃に勢觀上人の尊像安置せらる。往昔加

近世における法然上人遺跡巡拝について

茂の神宮寺にして亦かもの河原屋と称し、慈覺大師の草創なり。然るに中古彼神職を司人、元祖大師を貴ミ請じて、河原屋に居たまゝしらするが、印戒後二印舟子勢親房原智上人もここに住

住なさしむいたが 御沙汰は御沙汰で御沙汰を 一々 いふに似合
し給ふ。よりて上人先師の影堂を當て、深恩を報ずるの志を專
とし玉ひ知恩寺とあらためらる。

後醍醐帝の御宇元弘年間に疫疾大に流行しけれハ（略）百万遍

の念仏勸行ありしかば、疫疾たちまちに退て、天下安堵のおもひをなす。帝叡感のあまり、寺を百万遍と号すべきよしを宣下し玉ひ、大念珠并ニ官庫秘藏の弘法大師の真筆利劍の名号を賜りけり。
（略）当寺の靈宝（略）此名号をもて第一とし、例年

正五九月十六日ごとに、これを祈禱殿に安置し百万遍念佛を修行せらる。〔勅伝第四十五卷一段〕

云山
金戒光明寺
〔洛東黒谷 前出〕
浄土鎮西四箇本山の略

本堂本古

元祖大師の影像を安置し奉らる。初めの尊像は焼失しませし
まゝ、安^田國主^一鳥^井卯^三守^一光明^三未完^二大師御自作の尊像これ

が、安芸国生口岬御三村方、三日月院の不自由の事例、
ありけるを、慶長十四年の比台命によつて、國主福島正則侯へ
迎達せられ、彼院より当寺へ遷座なし給ふとなん。

勞至堂

元祖大師の御廟塔なり。則台座下に御遺骨を納み五輪の石塔あり。

〔勅伝第三十九巻四段、法蓮信空の諷誦文を引用〕此中に白河の禪房といへるハ、正しく今の新黒谷なり。〔略〕大師御往

生の後は、信空上人よりより黒谷の御庵室より、この白河の禪房に通ひ住れければ、いつとなく白河を新黒谷と呼ならひけるとなん。是其白河の禪房の名改て新黒谷大師在世に新黒谷の名あるにあらずと呼由縁なり。

紫雲石 山上にあり

此禪房のほとりに一の巨石あり、大師一時此石上に坐し、西に向て念佛し玉ふに、石の元より紫雲騰涌し光明赫々たり。是本願念佛の化導此所におこるべきしるしならんと歓喜し玉ひ、遂に一字を結びて閑居念佛し給ひ遺跡なれば云々。

当寺（略）大切の重宝ハ世に知る一枚起請文なり。毎年御忌

中正月廿三日、また六月廿五日虫干の日は、参詣のものへお

がませらる。

○善喜山法然院

万無寺 洛東鶴谷
〔前出〕 村名ハ鹿ヶ谷と書すれども古の
ミ除地となりし後鶴谷と書す

本尊阿弥陀如来坐像（略）即住蓮房安樂坊六時礼讚修行ありし

時の本尊なり。久しく村民の家に隠れ給ひしを、中興の万無大和尚こひ請、本尊となし給ふとなん。仏天蓋蓮座九重台宝幢に至るまで当麻曼陀羅やうをうつし、彩色あざやかにして、莊嚴もつとも美麗なり。曼陀羅やう木像の始とかや。

当院ハ元祖大師の開基にして、住蓮房安樂坊六時礼讚修行ありし所なり。

○聖衆来迎山 禪林寺 永觀堂

洛東
〔前出〕 浄土宗西山流本山

祖師堂には善導大師、円光大師、西山上人の三影を安置せらる。

〔勅伝第四十卷三段、静遍の伝を引用〕かかる深き因縁により

○華頂山大谷寺 知恩教院 洛東
淨土宗寶林山

御影堂

須弥壇中央に元祖大師を本尊となし奉らる尊影は、熊谷入道蓮生法師の護持にして、後淨嚴坊宗真上人施主として再興ある大師、ミづから四十八度開眼なし給ひし尊影なり。前の尊影は、十二世誓阿上人靈夢を蒙り玉ひ、當麻奥の院へうつし安置し給ふ。

元祖大師御廟

同山上にあり
其精誠真なり

二尊房の御骨を、勢觀房源智上人わかつて納めたまふとなん、御廟の前に骨堂あり、浄土宗のもの必遺骨を此所へ納むべし、なんぞはるゝと他宗の山に納むべきや。

抑元祖大師の御廟に詣するものには、蓮華一莖をあたふべし、是往生人の数に入べきしるしなりと。此事あまねく人にしめすべしとの御靈夢によつて、其頃まことをいたしあゆみをはこぶものもおほかりけり。よつて賜蓮窟ともいふとかや。当山へ詣する人は往生結縁のため、御廟堂へはかならず参詣いたさるべし。

〔勅伝第三十七卷四、五段、上人往生の記を引用〕

釈迦如來世に出玉ふは、偏に一大事因縁をしめし給へんがためなり。此一大事とは則往生の事なれば、元祖大師知恩教院にし

て寂を示し玉ふ、淨土根源の御遺跡なる故、淨土惣本山とうや
まはれ玉ふも、是自然の道理ならむ。仰で信をとり拝あるべし。
当山に御靈宝数多有中に、大師御牙の御影と申が、最上の御重
宝なり。御牙のかたち自然と座像の阿弥陀仏とならせたまふ。
はじめハ元祖大師の御像なりしが、中頃は勢至菩薩とならせ玉
ひ、今はらほつ白毫まできざめるごとく定印をむすび給ふ如來
なり。ある和尚の物語に、五百年の御忌までは、勢至菩薩の印
をむすび玉ひしなれど、五百五十年の御忌の頃より定印をむす
び、阿弥陀如來とならせ玉ふとうけ給る。愚按るに、當寺第十
二世誓阿上人前の御遺像の靈夢に、我本地は當麻の曼陀羅なり、
彼地へ移すべしとの御遺告、此御牙の御影に符合して、誠は本
地身阿弥陀如來なる事分明なるに、衆生濟度のため、我本地身
大勢至菩薩と、一段位をおり給ふも、大慈大悲不可思議の御方
便ならむぞかし。

五、遺跡寺院の宗祖像及び宝物の信仰史的意義

遺跡巡拝は、靈沢や愚仙がのがべているよう、「吉水大師に今日に
値偶し奉り」（『口称一行巡拝記』）「此像に値偶し（略）対面の思ひ
にて給仕」（『口特一行巡拝記』）をなす宗祖値偶の宗教行為であった。
宗祖の像または遺物に接し、報恩の誠を捧げ、口称の一行に徹すること
とに巡拝の本義があつたから、案内記においても前記の如く宗祖像や
宗祖遺跡たるの「しるし」を記述することに重点が置かれているのは
当然である。

近世における法然上人遺跡巡拝について

しかし右に紹介した二つの案内記から、巡拝の対象となつた宗祖像
や由緒の標である宝物などを概観すると、いろいろな名称と縁起をも
ち、バラエティに富むそれらも、伝承上いくつかの類型に帰納できる
ようである。先ず宗祖像をみると、(A)法然上人ご自身一代の顯著な事
蹟に関連して、年齢がはつきりと伝えられているもの、(B)明確な年齢
は伝えられないが、顯著な事蹟とほぼ同一時代の法然上人像と伝
えられているもの、(C)法然上人に帰依した著名僧俗などとの関連をも
つて伝えられてはいるものの、法然上人の年齢をはつきりと示してい
ないものなどに分けられる。

(A)に属するものを挙げると、法然上人の生涯でまず顯著な事蹟は出
家であるが、このときの像と伝えるものが、(1)大阪生玉光正寺の「叡
山登壇受戒の御尊影」である。この像は、出家が父の遺言と関係があ
るとみて、時国の遺書の反古でつくつた張子の像であるとの伝承をも
つてゐる。次に逸することのできない事蹟は立教開宗であるが、この
開宗時の四十三歳の尊影と伝えるものに、(2)美作誕生寺の「大師四十
三歳の尊影」、(3)参河岡崎源空寺の「四十三歳の御自作・円光大師尊
像」がある。また(4)京都寺町法然寺には「大師五十三の御時、作り置
せられし御像」が安置されている。五十三歳の時の事蹟については何
も物語っていないが、恐らく開宗後十年の年時ということに意味を持
たせたのであろう。史伝によれば、五十三歳前後に平重衡への説戒、
大原談義などがある。文治二年の大原問答のときの御影と伝えるもの
もある。(5)四天王寺西門念佛堂の「雛形の尊像」がそれであつて、俊
乗房重源が大原問答後「心にねがふしなりて、大師の尊影をミづか

らうつし奉り、唐へ渡たる時も笈に入奉りて、大仏殿勧化をもせられし」と伝えられている。さらに(イ)奥州仙台領往生禪寺に「円光大師七十一歳御自作の寿像」がある。この像は金光上人に授与され、真似牛濟度の伝承をもつものである。また(ハ)紀州大川報恩講寺には承元二年御自刻の「専修念佛菩薩の御影」なるものがある。勅免の宣旨下つて大浦へ着船、教化の時に「形見を遣し置べし」とてつくられたと伝える、七十五歳の上人像である。

なお年齢を明示して伝えてはいないが、配流と関係があるので、年

齢も自づと推量できる像に、(甲)安芸生口嶋安置、黒谷金戒光明寺遷座の「円光大師血たれの尊影」がある。この像は如念尼公の要請で讃岐左遷中の法然上人が「自影像を刻み玉」うたものと伝えている。同様に(甲)塩飽引接院に「大師名残の御影」があり、これは西忍へ授与された画像という。また(乙)高砂十輪寺の「御自画」の「讃州宝瓶の御影」は、讃岐生福寺に止住の折、綾川の流に映じた頂上に宝瓶の顕われた御姿で、後柏原帝の御宇に堺長泉寺開山十方上人が生福寺よりこの尊影を乞請け、ここに安置されたものと伝えている。また(丙)住吉一蓮寺の尊影は勅免の勘定留されたときの「苦海濟度重誓海上安全御祈願の御真筆」という。(丁)西成源光寺の「旅装の尊像」は、左遷後勝尾寺入寺の道すがら止宿の折、湛空上人が刻まれたものと伝えている。また(戊)衆生光明寺の尊影は、母堂泰氏よりの消息の反古を以て、正信房を扶助として「上人手づから張せ給ひぬる真影、遠流の時船中の御作」であるという。以上の諸伝承は、みな尊影製作の年時を示すと同時に、その時のお年の御影が留められているとの立場で物語られている。

次に(B)に属するものとして、(甲)伊勢天機院の大神宮へ「御参籠の時の御姿」、(甲)大坂大念佛宗觀音寺安置の「大師直作の日想觀の時の等身の御尊像」、(乙)摂津桑津見性寺の「月影の御真影」、(乙)松坂樹敬寺の「大師の直作雛形の御影」などがある。天機院の尊像は、法然上人が浄土宗開発祈願のため伊勢の宗廟に一七日参籠されたときのものと伝承され、觀音寺、見性寺安置のそれは、四天王寺新別所参籠と関係づけて考えられ、樹敬寺の像は重源の大仏再建勧進と結びつけられているものである。

さらに(C)に該当するものとしては、(甲)長伝寺の勢觀房源智へ遣れた「水かがみの御尊影」、(乙)生玉銀山寺の寂空上人の木枕で作られたといふ「枕の御影」、(丙)黒谷青龍寺の法蓮房信空へ形見に遣わされた「鏡の御影」、(甲)京欣淨寺の「記主禪師良忠上人のねんじ玉ふ元祖大師直作の尊像」、(甲)寺町法然寺の熊谷入道蓮生懸望の「御自作座像」、(丙)嵯峨二尊院の「足曳の御影」、(乙)当麻往生院の「御在世のとき桑原左衛門入道がねがひによりて、みづから彫刻開眼ありし御尊像」などが伝えられている。特に二尊院、往生院の像は世に喧伝され、周知のようになり歴史的価値の高いものである。

以上のように、種々の名称をもつ尊影が彫像或いは絵像または張抜像でつくられ、安置されているが、これらのほとんどが「御自作」「正作」「御真筆」「自刻」「自画」と考えられ、または形見に遣されたものと伝えられているところに重要な意味がある。法然上人自らの手でつくられた真影であるが故に「此像に值偶し（略）対面」するの価値が発しているからである。宗祖を敬慕し、報恩の誠を捧げる

のは、「此像は我にことなら」ないがためである。ここに遺跡寺院における宗祖像の信仰史的意義が存する。

なお序ながら宗祖像の呼称例をみると、これまた幾つかに分類できるようである。御影が真実の容姿を伝えていたる立場から「水かがみ」の「鏡」御影という名称がみられ、また教化の際形見に遺されたという意味で「名残」の名称がつくもの、生身に異らないことを強調した「血たれ」などがあつた。また形態の大小によつて「雛形」「等身」の尊像、安置の状態によつて「御腹ごもりの真影」（高松法然寺）という例もあつた。なお「満月輪の尊像」（専修院）のように、図柄によつて名づけられているものもある。「雛形」というのも単に小さいというだけではなく、御姿をありのままに小さくしたとの意であるから、御影の呼称についても「生身の法然上人に異なる像」ということが強調されているのが知られる。

次に「由緒とすべきしるし」についてみると、圧倒的に多いのが「名号」である。これは高僧の名号を尊貴として崇める傾向の強い近世の時代相を反映しているからであろう。この名号も、影像の場合と同じく、いづれも真筆と考えられ、その真筆を刻した名号石についても、これまでの影像と同一の尊崇を集めている。

名号の名称については、(A)その土地に因んで(1)一心寺の「難波名号」、(2)源空寺の「參河名号」、(3)形容によって(4)欣浄寺の「日の丸名号」（「日輪の名号」とも云う）、(5)専称寺の「爪形名号」（石）、(6)効能に基づいて(7)久美浜本願寺の「雨除の名号」などがある。このほか法然上人の名号を伝えるところに(8)福生寺の「真筆名号」、(9)超

善寺の「うつせみの名号」、(10)紀州野上庄法然寺の「真筆名号」碑、(11)兵庫筑島墓所中の「六字宝号」碑、(12)蓮華王院内の「六字宝号」石塔（法然塔）、(13)知恩院の真筆「宝の御名号」などがある。

これらのうち詠歌を付して伝えられているものがあり、例えば一心寺の「難波名号」は「阿弥陀仏といふより外ハ津の國のなにはのこともあしかりぬべし」の詠吟が名号のかたわらに書かれ、知恩院の「宝の御名号」には「死して後我身にそゆるたからには南無阿弥陀仏にくものハなし」の御歌が詠まれたという。久美浜本願寺の「雨除の名号」も「弥陀たのむ人ハ雨夜の月なれや、雲はれねども西へこそゆけ」に因んだものであつた。

なお名号碑の場合、治病の俗信を集めたものがあるのに注目される。紀州野上庄法然寺の「元祖大師御真筆六字御石碑」は、子供に痘ができたとき、この名号碑に祈願し、杪でまじないをすると奇瑞あらたかであると近辺の信仰を集め、攝州兵庫筑島墓所中の「円光大師六字宝号」も、この名号碑に願をかけば成就まちがいなしとして、尊信を受けていた。これなどは江戸時代における遺跡寺院と地域社会の結びつき、名号に対する民間信仰などの様態が知られて興味深いものがある。

名号のほかに、法然上人の遺物と伝えるものに(1)攝津阿弥陀寺の「山越の鉢」、(2)紀州大川の「百万辺の大念珠」、(3)知恩寺の「松蔭の硯」(4)清淨華院の「星念珠」、(5)金戒光明寺の「一枚起請文」などが「由緒のしるし」として挙げられている。山越の鉢は法入房へ遣されたものといい、紀州大川の百万遍念珠には「御真筆の六字宝号」が添えられ、松蔭の硯は周知の如く平重衡より「大師へ御布施物」であ

る。星念珠は「大師の御所持」と伝えられている。

六、遺跡周辺地域における法然伝承

右の宝物のうち、地域的に念佛信仰をひろく集めた伝承上の遺物は大川の百万遍の念珠であり、これは法然伝承としても注目される。このほかにも遺跡周辺地域に法然伝承が遺っている例があるが、そのほとんどは流罪地およびその途次における土地に見受けられる。法然に

まつわる地域的伝承の代表的なものを挙げると(1)丸亀城下光明庵の「榜堀の井」、(2)瀧宮牛頭天皇^{天子}并ニ天満宮の「円光大師御教授当国念佛踊、(3)攝州兎原郡味沼村の「処女塚」(4)同脇浜の「はうねんぼう、あまばらし松」、(5)原路そうじや明神の祭などがある。それぞれ江戸時代の民俗伝承であるので案内記の原文を紹介しておこう。

(1)榜堀の井

此浜至て水に不自由なるにつけ、元祖大師諸人のために舟の榜にてほり玉ふに、清水涌出しとなん、井戸の辺りの立石に、南無は船、阿弥陀のかいでほる清水、すえの世までも仏^ノと涌く、かく彫付てあり。此井戸海辺近く、ながれ河のはたゆゑ、汐満くれば井戸を包くらひなれば、満くる汐はしほはゆく、井水ハ誠に清水なり。古き記にハ塩飽の浜邊と有、あやまりなり。

〔愚仙、口称一行巡拝記〕

〔参考〕当國塩飽のはまべにむかひ高はしきあと 大師の貝堀の井戸といふ有。是ハその昔、此はま、水に不自由のよし聞給ひ、貝がらを持てほり給ふ、清水わき出る。御詠歌に南無の井戸阿弥陀の貝でほりぬれバ、水ハたえせず、いつもだぶ^ノと口ずさミ給ふ。

〔霊沢、聖跡巡拝案内記〕

海浜における清水の井戸に関する伝説で、愚仙は霊沢の案内記が誤記している、丸亀城下にあるのが正しいとするが、実地踏査の点では霊沢の方が全般的に正確度が高いようなので、このような伝承は塩飽にも丸亀にもあつたのではなかろうか。井戸を掘った道具に櫂と貝の違いがあるが、涌き出る清水と念佛とが結びついた伝承である。

(2)瀧宮牛頭天皇并ニ天満宮

円光大師御教授、当国念佛踊の来由を尋に、往古瀧宮牛頭天皇は、那河郡真野村に勧請ありしが不動堂の神の告によりて、今の綾の郡に遷座なし給ふ。然に承久の比、真野村の社人浅倉權正^{并ニ}狩人山上三左衛門に、天皇の御告あり、土佐国畑寺と云ふ所に、法然上人教給ふたうとき念佛おどりあり。汝等伝來り、我神前にして踊なば、農作牛馬を守護すべしとの御告によりて、兩人土佐国畑寺にいたり、念佛おどりを伝受し帰り、七月七日初て不動堂にて集会し、夫より瀧の宮へ参り踊しが最初なり。其後追々に村数加り、多人数に相成につけ、前後の争論もあるによりて、今は三つにわかつて年番廻りになり、七ヶ村念佛、北条念佛、羽床念佛と分、頭組として、御領、高松領、丸亀領の百姓、人数おほく集り、当國の念佛踊におゐては、まことに仰山なる事なりとぞ。扱毎歲七月七日、先規の別格によりて、不動堂にて懇寄合し、諸事談合し、同月十六日笠ぞろへあり、夫より十八日、池の宮、新日の宮、春日の宮、廿一日五条の宮、廿三日金毘羅、廿五日瀧の宮天皇、^{并ニ}天満宮とおどるよし、其外にも踊る神社もあれば略す。

〔旧記をうつし行列のあらましを左にしるす〕

一、六字名号の幟	武本	是地黒に名号、白あげ 是を社面のぼりと称す	
一、同六字名号幟	二十一木	地白に名号染あげ、 是を白のぼりと称す	
一、鉢	四本		
一、地踊	五十六人		
一、螺吹	二人	一、閑鐘打	二人
一、市鐘打	二人	一、笛吹	一人
一、太鼓打	壱人	一、鼓打	二人
一、小踊	六人	一、棒振	壱人
一、長刀振	壱人	（社人浅倉權正役、古来より其の狼狽者あれば打ずてのよし）	
一、下知	壱人	山上三左衛門役	
初 南無阿弥ドウヤ			
二 南無阿々弥ドウヤ			
三 南無阿弥ドン／＼ベ			
四 南無阿弥ドウヤ			
カケ合			
ナッパ イドウヤ			

真中に唐団を持、山上三左衛門壱人下知をなす。また小おどり六人、太鼓打壱人、進退駆引下知の団につくなり。かわの市鐘は人数多く、皆中の関鐘の差引につき、市がねをうち指図するなど、堅く定あり

地おどり鐘打百十二人。黒十徳に下袴着用す。其外ハこの装束村々の定ありて着すとなん。また花笠塗笠絹笠村々に定ありて新規は相ならざるのよし。其外村々より出勤役付定あれど、繁によりて略す。

念仏踊はやしかた

一、下知 壱人 山上三左衛門役

一、螺吹 二人 一、閑鐘打 二人
一、市鐘打 二人 一、笛吹 一人
一、太鼓打 壱人 一、鼓打 二人
一、小踊 六人 一、棒振 壱人
一、長刀振 壱人

一、鉢 四本

一、地踊 五十六人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

一、螺吹 二人

一、市鐘打 二人

一、太鼓打 二人

一、小踊 六人

一、長刀振 壱人

一、下知 壱人

羅是也、讃州滝宮、七月二十五日踊念仏、鉦鼓七十挺或說六十五挺亦同國大川
諸雨之節踊念仏、以於鉦鼓三十挺祈禱、則願無不^レ成、此大川、尋
於本地^ニ則弥陀也、此本地仏、今也為乎仏生山^ニとある。この文面
からは滝宮の踊念仏が法然上人の教授によるとの伝承が存したか否か
不明であつて、管見では「念仏大おどり」を「円光大師御教授」とす
る書物は、愚仙の案内記が最初である。

滝宮の念仏踊の発生について、法然上人とは伝えず、菅原道真とす
る伝承もある。安政五年に成立した『西讃府志』は道真がなくなつた
二十五日に滝宮で舞円をなして祭り、俗にこれを滝宮躍と称し、また
近時の地誌類では道真が讃岐に国司在任中、旱魃に苦しむ民のため祈
雨したところ、沛然たる降雨を見たので土民は雀踊し、これが慣例と
なつて踊念仏を伝え、毎年七月二十五日滝宮天満宮で行われたとし、
またこの念佛踊の発生に関する伝承の主人公は、近時に至つても一方
は法然であり、他方は菅原道真であるという(平祐史氏「民間に伝承
する法然上人」)。恐らく滝宮念佛踊が二十五日となつてゐるのは天満宮の関係からであらうが、二十五日はまた法然上人
の忌日でもあつた。滝宮念佛踊の発生に法然上人が関係をもつ一因も
ここにあつたであらう。

この踊が名称の通り、念佛踊系統のものであることは愚仙の案内記
からも明白である。愚仙の記事によれば、「我神前にて踊なば、農
作牛馬を守護すべし」との牛頭天王の告げがあるよう、また平祐史
氏が指摘されるように雨乞踊の性格がみられるので、農耕と結びつい
た念佛踊であることは明らかである。しかし観点をかえて発生伝承の

主人公について見ると、法然上人と菅原道真の二つがあり、その新古
についてはにわかに決め難いが、いずれが古くとも、七月七日から始
まる一連の念佛踊であり、特に滝宮念佛踊の場合、その伝承上の主人
公がどちらであつてもその忌日に催されることは、その靈を慰める念
仏踊である性格が極めて濃い。この念佛踊の発生に関する主人公の伝
承をこれら念佛踊を行なう各地ごとに詳細に調べた上でないと云えな
いし、また起源伝承も多発的な面があつて一律に云えないが、この滝
宮念佛踊だけに限定しても主人公に関して両様の伝承があるといふこ
とは、伝承上の主人公に入れ代えがあつたことを意味する。天満宮と
いうところから菅原道真の方が古いとするならば、法然上人に有縁の
地なるが故に、いっしか道真から法然上人にかわつたものであろう。
伝承は主人公をかえることによつて自ら再生産するものであることが、
この例によつて知られる。

(イ) 处女塚 (ニ) ほうねんぼうあまばらし松

むかしあしやのさとに、ひとりの娘もちしものあり。其むすめの名
を菟名眞廻女といへり。二人のおのこありて、むことならんとあら
そひ、そのおふな生田川へ身をなげ死しぬ。そのじせいの歌に、す
みわびぬ、わが身なげてん津の国の生田の川ハ名のミなりけり、二
人の男もともに身をしづめぬ、おのこ二人のつか女の塚の東西にあ
りおのくさる此ゑんぎ世につたへしるごとし。しかるに其もうしうの
れいこん火の魂となり、東西よりとびきたりて、おとめのつかへか
よふ。此火魂にあふ人ハ氣をとり失ひ、ふるひつきわづるふ。元祖
大師、敏馬の浦へ、ちやくがんありしおりから、里人このことをか

たりなげけば、あわれとおぼしめして、一夜とどまり、とふらひ給へば、それよりながくいです。数百年のもうしうまよひはれて、とくだつせしものか。此はまべにこぬめのうらを今
わきのはまといふはうねんぼう、あまばらし松とて一ちう傘のごときあり、これへ大し此所へ船よりあがり給ひ、松のこかげに立より御あしすかせ給ふあしあらひ其ところに、富松左衛門といふ郷士あり、大しへきゑしたてまつり、御弟子となり、すなわち法入坊と名づけ給ふ。是によつて此松のほとりに、いほりをむすび、ねんぶつしゅぎょう、おこたらず、わうじやうとげぬ。今其きうせき、栽松山阿弥陀寺といふ。

男女の妄執を法然上人が晴らされたという塚をめぐる伝説であり、靈松についての伝承である。前者はさまよえる亡魂が旅の念仏聖によつて救われるという中世以来の主題そのままであるが、この地が法然上人の配流の途上に当たるがために、普通名詞的な念仏聖が具体的に法然上人となつたものである。法然上人がその土地と関連を持ちうる伝承上の因縁に興味深いものがある。

(4) そうじや明神の祭

ひめぢのじょうか、侍町そうじや明神の社あり。是にまいねん、七月十三日より十五日まで、祭のせつ、のうみんうちこあつまりて、たいいこちはやして、すつほこでんや、ほうでんやといふ。このはやしことばハ、むかしぐわんぞ大し、けんゑいのころ、さんしらへはあるのせつ、とうごくたかさごへつき給ひ、けやくありしおりから、此へんの土民大師へねがひ、この野中に大池あり。それに大なるすつほんすミて、まいねんまいねん人をとり、わざはいたへず、ねが

近世における法然上人遺跡巡拝について

わくハ御しめしたまへとあれバ、大師あわれにおほしめして、其池のあたりへ行給ひ、十ねんの御めうごうを書、いけへなげいれ、三（届）きをさづけ給ふより、なかくすつほんのがいやミぬ。すなわち其池をうめて、やしろをたつ、そのいけのあと、今のしばはらなり。土民よろこびて、まつりのはやしに、すつほんでるな、法然ちや、といふてはやしよろこびしを、後にいいあやまりしなり。其いけのあと、今のそうじや明神のミヤのまへ、まるきしばはらなり。

姫路城下總社明神（姫路市本町）の盆の祭礼における「すつぼこでん

や、ほうでんや」という囃子言葉に関する伝承であつて、法然上人が付近に害を与えていたすつぼんに名号と三帰を受けられたので被害がなくなり、喜んだ住民が法然上人の立場で「すつぼんでるな、法然じや」とはやしたのが訛つたと伝えるのがその要点である。

ところで右に云うように「ほうでんや」が果して「法然ぢや」の訛したものであるかどうか疑問が残る。というのは播磨の名刹斑鳩寺に、本尊開帳の際や臨時の特別の場合にのみ行なわれる法会に「法伝哉」と称する儀礼がある。寺内に群集する多勢の信徒が「法伝哉法伝哉」（仏法伝わる哉の意）と謳ううちに会式が進められるからこの称があるからである。この法伝哉を勤める村は附近の福田村、牧方村、東保村、東南村に定つていて、前三村は聖徳太子の御旗を担ぎ、後一村が物部守屋の旗と伝える精梗紋のある旗を担ぎ、太い竹竿の先きにつけて講堂の周囲を三度まわり、太鼓、鐘を鳴して、法伝哉の掛け声しつづ踊るという（魚澄惣五郎『斑鳩寺と峰相記』）。「法然ぢや」が「ほうでんや」となつたのだと云われる「ほうでんや」が、言葉の上でこ

の「法伝哉」と関係のあることは確かである。

「ほうでんや」を「法然ぢや」とするのは牽強の感が深いが、ここでは法然を登場させてもそれが通じるという土地柄に注目されるのである。そしてまた先程の滝宮念佛踊の場合と同様に、別の登場人物を得て古い伝承が新しく作り直されていくことに改めて関心が寄せられるのである。

以上、詳細な考察なしに若干の例を挙げたが、これらは江戸中期の地域にまつはる法然伝承のなまの資料として貴重である。かかる伝承を通して法然への信仰が根づいていることが知られる。

七、靈場巡拝の史的意義—結語にかえて—

霊沢の靈場巡拝が始まられた宝暦の前後には、教團内にみられる煩瑣教学や形式主義に対する批判として、閑通（一六九六—一七七〇）、厭求（一六三三—一七一三）、学信（一七二四—一七八九）などによつて称名主義に徹しようとの運動がみられ、浄土宗史上注目さるべき時期でもあつた。この称名主義には△法然に還ろう△とする性格があり、特に閑通の如きは自らを「吉水正統、専修念佛勸進沙門」と云い、吉水の流れを正しく汲むことに価値を求めようとする向きがあつた（拙稿「捨世の系譜——近世淨土宗における——」近世仏教二十三）。

愚仙が菩提寺の法然上人六百回忌取越法事で化益を蒙つた徳本上人（一七五九—一八一八）もまた、一枚起請文を信仰の中核に置いて宗祖法然上人の専修念佛義を開闡しようとした人であつた。愚仙が自著の凡例に「円光大師一枚起請文」を添えたのも、徳本上人の影響である

とみられよう。

近世に興つた専修念佛運動のなかに、法然上人の靈場巡拝が主唱されていることは、遺跡巡拝の意識を考える上に大きな意味をもつてくる。靈場巡拝は、単に真宗の二十四輩や西国巡礼に刺激されて生じたものと片づけるものではなく、かかる信仰史的背景をもつて必然的に生じてきたものであつて、廻國巡拝の形を借りた還法然運動であつたと云えよう。靈澤と愚仙の間に半世紀の隔たりがあるとは云え、一方は僧侶、他方は在俗隠者の身で遺跡を尋ねて、法然上人に今日に値偶し奉り、口称の一行を実践せんとする信仰運動を展開したことは、きわめて注目すべきことである。

〔附記〕編集部の要請で急ぎこの拙稿を草したので不十分な点が多い。特に案内記に出てくる法然上人御影や遺物、または法然伝承についての現況を確かめる余裕を持たなかつたのは残念であるが、この点は他日を期したい。なお愚仙の『円光大師_{四十一年所}御遺跡_{四十八所}口称一行巡拝記』は筆者所蔵本を用いたが、靈澤の『圓光大師二十五箇所案内記』は藤堂恭俊教授の蔵本を借覧させて頂き、また案内記に又出くる遺跡寺院の現住所については、その大部分を同教授の「法念上人遺跡二十五箇所巡拝に關して」（東山學園研究紀要十八）から教示を得たので、末尾ではあるが感謝申上げる。

法然上人と平重衡（その一）

榊

泰 純

はじめに

「古典文芸に描かれた法然上人像の研究」の一環として、『平家物語』諸本に描写されている法然上人像をここでは扱つてみたいと思う。どのように描かれているか、を明らかにするのが本稿の中心であるため、煩瑣ではあるが、その全文を引用することになるし、それに私考を加えることにならうことを、まずお断わりしておく。

筆者の視点がこのようなどころにあるので、同材を使用して論じられた論文は多くあろうが、ほとんどそれには触れないことにならう。別の機会に考えてみたい。

一 語り系五本の構成

『平家物語』には多數の異本があることは周知の通りである。これから整理していくとするものは、そのうち、前期の本と考えられる①諸本に、法然上人が、如何ように描かれているか、についてである。まず、語り系の本として、

法然上人と平重衡（その二）

- 。『屋代本』△貴重古典籍叢刊本▽
- 。『平松家本』△古典刊行会本▽
- 。『鎌倉本』△古典研究会叢書本▽
- 。『覚一本』△日本古典文学大系本▽
- 。『百二十句本』△高橋貞一校訂本▽
- 。『五本を取り上げ、増補系としては、
- 。『四部合戦状本』△斯道文庫本▽
- 。『南都本』△古典研究会叢書本▽
- 。『南都異本』△右ニ同ジ▽
- 。『長門本』△国書刊行会本▽
- 。『延慶本』△富倉徳次郎校訂本▽
- 。『源平盛衰記』△帝国文庫本▽

の六本を考察の対象とした。一応整理をする基準に、一般に読まれている『覚一本』を置いて、この本に描かれている記事を次のように分解して扱つてみようと思う。

(1) 平重衡が出家をことわられたこと。

(2) 法然上人に受戒を受けたいということが許されたこと。
(3) 法然上人を請じたこと。
(4) 平重衡の述懐。△その言葉を「A」として別稿に扱う▽
(5) 法然上人の教化△その言葉を「B」として別稿に扱う▽
(6) 授戒の模様。
(7) 平重衡布施を奉ること。
(8) 平重衡回向を願うこと。
(9) 法然上人布施を受け帰ること。
(10) 布施物の由来。

この項目以外のものは別枠に入れて区別しておく。なお、句読点や「」を加えたことを断わっておく。

△屋代本▽	△平松家本▽
(1) 三位中将、土肥次郎ヲ召テ、 「出家ノ志有ラバ如何スペキ」 院ト宣ヘバ、土肥次郎此様ヲ 御曹司ニ申ス、御曹司、 院へ奏聞申サレケリ、「有ベウ モナシ、頼朝ニ見セテコソ、 法師ニモナサメ」トテ、御免 モ無リケリ、力及バデ、	三位中将、土肥次郎向、「出 家為思如何」宣、此由九郎 御曹司申、院御所奏聞、 「頼朝見如何成、只今争 可赦」仰、実衡此由申、 聖人泣々頂斗剃テ、戒ヲゾ授 給ケル、

(1) 其夜ハ上人留給テ、終夜、 淨土莊嚴可レ觀様々ノ法文 共ヲゾ宣ケル、	(6) 中將不斜喜、「此次戒持存 候、不レ仕出家」叶候宣 「出家為人戒持事、平常習」 額剃刀充、剃學、泣々十戒、 被レ授、	(3) 法然上人ヲ奉レ請、 (4) 三位中将、上人ニ奉 _三 出合 _ヒ 被 レ申ケルハ、「A」ト、申サ レケレバ、 (5) △ナシ▽ (6) 聖人涙咽、須叟物不レ宣、良有、 「B」教化為給、	見参シタリシ聖ニ後生ノ事申 合セント思フハ、イカニ」ト 宣ヘバ、土肥次郎、「聖ハ誰 ニテ候ヤ覽」「黒谷ノ法然房」 トゾ宣ケル、サテハトテ、 不斜喜、聖奉レ請、 泣々被 _{ケルハ} 申、「A」、 不斜喜、聖奉レ請、 後世事申談 _{カタタバヤトハ} 思、如何可レ為 宣、「聖誰申候哉」「黒谷法 然坊申人」「左有苦候」 _{マシトデ} 赦
△ナシ▽			

(7) 三位中将、「ウレンカリケル

善知識哉」ト悦デ、年来常ニ
ヲハシテ、遊給ケル侍ノ本

ニ、預置レタリケル、御観ヲ
召寄テ、

(10) 「是ハ故入道相国ノ宋朝ヨリ
渡テ、秘蔵シテ候シヲ、重衡

ニタビテ候、名ヲバ松陰ト申
名譽ノ観ニテ候也、

(8) 御目ノ流ン所ニ置セ給テ、御
覽ゼン度毎ニ重衡ガ物ト、思
召出テ後世訪ハセ給ヘ」ト
テ、奉給フ、

渡テ、秘蔵シテ候シヲ、重衡

ニタビテ候、名ヲバ松陰ト申
名譽ノ観ニテ候也、

(10) 「是ハ故入道相国ノ宋朝ヨリ
渡テ、秘蔵シテ候シヲ、重衡

ニタビテ候、名ヲバ松陰ト申
名譽ノ観ニテ候也、

此観、親父入道相国、砂金多
宋朝帝献給、返報恩、日本
国和田平大相国許、贈給、
トアサシ

御布施思、年来常御坐被レ遊

侍許被ニタリケル 預置ニ御観、知時為

召寄、聖人獻、

△△ナシ▽

ルトカヤ
名松陰申、

トヅフル

この両本を対照してみて、まず第一に明らかになつたことは、『屋代本』に(5)がないことである。第二に(10)が流动していること、第三に(1)が『屋代本』にあること、第四に『屋代本』の(6)に問答のないこと、の諸点に相異のあることをあげることができる。この違いは他の本ではどうなつていようか。また同様に対照してみよう。

△鎌倉本▽

△覚一本▽

△百二十句本▽

(1) 三位中将、土肥次郎

三位中将、土肥次郎

三ゐの中將、とひの

郎ニ向テ、「出家

をめして「出家をせ

三ゐの中將、とひの

ヲ為バヤト思ハ如

ばやと思ふはいかが

三ゐの中將、とひの

何可有」と宣バ、

あるべき」との給へ

三ゐの中將、とひの

此由ヲ九郎御曹司

九郎御曹司に申す、

三ゐの中將、とひの

ニ申、院御所へ被

九郎御曹司に申す、

三ゐの中將、とひの

奏聞タリケレバ、

九郎御曹司に申す、

三ゐの中將、とひの

「頼朝ニ見セテ社

九郎御曹司に申す、

三ゐの中將、とひの

如何ニモ成免、只

九郎御曹司に申す、

三ゐの中將、とひの

今ハ争力可赦」ト
仰ケレバ、実衡此

九郎御曹司に申す、

三ゐの中將、とひの

由ヲ申、

九郎御曹司に申す、

三ゐの中將、とひの

よしを申す、

九郎御曹司に申す、

三ゐの中將、とひの

				叟ハ物モ不宣、良 有テ、「B」ト教 化シ給ヘバ、	ば、ちからおよび給 はず、
(2)「左有バ年来相知 タル聖ニ、今一度 対面シテ、後生ノ 事ヲ申談バヤト思 ハ如何為」ト宣バ、 「聖ヲバ誰ト申候 ヤ覽」「黒谷ノ法 然房ト申人也」 「左有バ苦フ候間 士」トテ奉赦、	「さらば年ごろ契た りし聖に、今一度対 面して、後生の事を 申談せばやとおもふ はいかがすべき」と 誰と申候やらん」 「黒谷の法然房と申 人なり」「さてはく るしう候まじ」とて、 ゆるしたてまつる、	りし聖に、今一度対 面して、後生の事を 申談せばやとおもふ はいかがすべき」と の給へば、「聖をば 誰と申候やらん」 とぞの給ひける、さ らばとて、	りし聖に、今一度対 面して、後生の事を 申談せばやとおもふ はいかがすべき」と の給へば、「聖をば 誰と申候やらん」 とぞの給ひける、さ らばとて、	「わがざい世のとき げんざんしたるひじ りに、ごしゃうの事 を申あはせんとおも ふはいかに」との給 へば、とひの次良 「御ひじりはたれに て候やらん」「くろ 谷のほうねんばう」 トテ、額ニ剃刀ヲ 真、平常ノ習也」 トテ、額ニ剃刀ヲ 宛、剃ル学ヲ為テ、 泣々十戒ヲ被授 ケル、中将隨喜ノ 涙ヲ流ヒテ、是ヲ 受持シ給フ、上人 モ万物哀ニ覺へ、 搔闇ス心地シテ、 泣々戒ヲ被説ケ ル、	「わがざい世のとき げんざんしたるひじ りに、ごしゃうの事 を申あはせんとおも ふはいかに」との給 へば、とひの次良 「御ひじりはたれに て候やらん」「くろ 谷のほうねんばう」 トテ、額ニ剃刀ヲ 真、平常ノ習也」 トテ、額ニ剃刀ヲ 宛、剃ル学ヲ為テ、 泣々十戒ヲ被授 ケル、中将隨喜ノ 涙ヲ流ヒテ、是ヲ 受持シ給フ、上人 モ万物哀ニ覺へ、 搔闇ス心地シテ、 泣々戒ヲ被説ケ ル、
(3)不斜喜テ、聖ヲ奉 請テ、	中將なめならず悦 て、聖を請じたてま (ツ)て、	ほうねんしゃう人を しゃうじ奉る、	かなひ候まじや」と 申されければ、「出 家せぬ人も、戒をた まらひ也」とて、額 にかうぞりをあてて、 そるまねをして、十 戒をさづけられけれ ば、中将隨喜の涙を ながひて、これをう けたもち給ふ。上人 もよろづ物あはれに おぼえて、かきくら ける、	(6)中将不斜喜ビ、 「此次ニ戒ヲ持者 乎ト存候ハ、出家 不仕シテハ叶候マ ジヤ」ト宣バ、「出 家セヌ人ノ戒ヲ持 トテ、額ニ剃刀ヲ 真、平常ノ習也」 トテ、額ニ剃刀ヲ 宛、剃ル学ヲ為テ、 泣々十戒ヲ被授 ケル、中将隨喜ノ 涙ヲ流ヒテ、是ヲ 受持シ給フ、上人 モ万物哀ニ覺へ、 搔闇ス心地シテ、 泣々戒ヲ被説ケ ル、	しばしば物ものたま はず、良久しうあ (ツ)て、「B」と 教化し給ひければ、
(4)泣々被申ケルハ、 「A」	なくなく申されける は、「A」、	三ゐの中将いでむか ひ奉り、申されける は、「A」と申され ければ、	ながひて、これをう けたもち給ふ。上人 もよろづ物あはれに おぼえて、かきくら ける、	中将なめならず悦 て、「このつみでに 戒をもたばやと存候 は、出家仕候はでは かなひ候まじや」と 申されければ、「出 家せぬ人も、戒をた まらひ也」とて、額 にかうぞりをあてて、 そるまねをして、十 戒をさづけられけれ ば、中将隨喜の涙を ながひて、これをう けたもち給ふ。上人 もよろづ物あはれに おぼえて、かきくら ける、	しばしば物ものたま はず、良久しうあ (ツ)て、「B」と 教化し給ひければ、
(5)聖人涙ニ咽デ、須 其時上人涙に咽で、 △ナシ▽					

				叟ハ物モ不宣、良 有テ、「B」ト教 化シ給ヘバ、	ば、ちからおよび給 はず、
(6)中将不斜喜ビ、 「此次ニ戒ヲ持者 乎ト存候ハ、出家 不仕シテハ叶候マ ジヤ」ト宣バ、「出 家セヌ人ノ戒ヲ持 トテ、額ニ剃刀ヲ 真、平常ノ習也」 トテ、額ニ剃刀ヲ 宛、剃ル学ヲ為テ、 泣々十戒ヲ被授 ケル、中将隨喜ノ 涙ヲ流ヒテ、是ヲ 受持シ給フ、上人 モ万物哀ニ覺へ、 搔闇ス心地シテ、 泣々戒ヲ被説ケ ル、	しばしば物ものたま はず、良久しうあ (ツ)て、「B」と 教化し給ひければ、				

(4) ▲ナシ▽	す心地して、なくなく く戒をぞとかれける、	
△ナシ▽	その夜は、しゃう人 とどまりましまして、 夜もすがら、じやう どのしやうごんをく はんすべきさまさま ほうもんどうをぞの 給ひける、	
△ナシ▽	(7) 布施ト思敷テ、年 来常ニ御坐テ被遊 ケル侍ノ許ニ被預 置タリケル御観、 知時為テ召寄、上 人ニ献トテ、	御布施とおぼしくて、 年ごろつねにおはし てあそばれるさぶ らひのもとにあづけ を、知時してめしよ せて、上人にたてま つり、
(10) ▲ナシ▽	「これは、こにう道 しやうこくのそうて うよりわたしてひざ	

(9) 上人、是ヲ取テ懷 ニ納レ、外此ノ返	(8) 「是ハ人ニ賜候ハ デ、席ニ御目ノ懸 リ候ハシ処ニ御置 テ、某ガ物ゾカシ ト御覽ゼラレ候ハ シ度毎ニ、思食准 テ、御念佛候ベシ、 御隙ニハ、御経ヲ モ一巻御回向候者、 可然候ベシ」何度 ト被申ケレバ、	「これをば人にもた び候はで、つねに御 目のかかり候はんと ころにおかれ候て、 それがしが物ぞかし と御らんぜられ候は んたびごとに、おぼ しめしなはずらへて、 御念佛候べし、御ひ まには、経をも一巻 御回向候はば、しか るべう候ベシ」な 申されければ、
上人、とかうの返事 にも及ばず、これを	しやう人これをうけ とりて、ふところに	

袞ニモ不及、墨染一と(ツ)てふところ
ノ袖ヲ汚管、泣々
飯給ケリ、

くかへり給ひけり。

(10)此観ハ、親父入道

この観は、親父入道

このすずりは、しん

ぶ

ぶにう道しやうこく

しゃきんをおほくそ

う

うのみかどへ奉

り

給ひ

たり

けれ

ば、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

	(2) 「而呼 <small>テヒタクマフリ</small> 」上人、 後世申談、聞ニ臨 終作法」言、「上 人誰候」申、 「黒谷法然」被 <small>ケレ</small> 仰、 共ヲモ申バヤト思フ ハ、何ガ有ベキ」ト 宣ヘバ、「聖ハ誰ニ ト御渡候ラン」ト申、 「黒谷ノ法然上人」 トゾ宣ヒケル、「其 上人ノ御事ハ実平モ 知リ奉候、御対面安 キ御冥也」トテ、	院被 <small>ヘタレ</small> 申、「計頼 朝 <small>ヘタレ</small> 、不 <small>ヘタレ</small> 被 <small>ヘタレ</small> 免」 朝ニ見セテ後コソ、 ト仰ケレバ三位中將、 力及 <small>ヒツビ</small> 給ハズ、	ト宣バ、判官ニ此山 ヲ申バ、院へ奏聞セ ラレケル、法皇「頼 朝ニ見セテ後コソ、 鬼モ角モ計ラワメ」 ト仰ケレバ三位中將、 司 <small>スコツ</small> 申候 <small>ヘタドテ</small> 九郎御曹 司申、義経院被 <small>ヘタリケレバ</small> 奏聞、「頼朝之許 成法師、是 <small>ハチハ</small> 争可レ 免」有 <small>ハシメバ</small> 仰、此山中 將中、中將々不 <small>ヘタレ</small> 及レ 力、
--	--	--	--

(6)	(5) △ナシ▽ 仰、 被 <small>ケレ</small> 申、「A」被 <small>ケレ</small> 仰、	(4) 本三位中將、上人 三位中將、対面シ給 テ、「A」ト申サレ ケレバ、 被 <small>ケレ</small> 申、「A」被 <small>ケレ</small> 仰、	(3) 詣奉 <small>ハシメテ</small> 東山へ此山ヲ申ケレ バ、「サル事アリ、 ヤガテ行テ見参セ ン」トテ、八条堀川 ヘ御座 <small>ハシメテ</small> シ、
	三位中將、ナノメナ ラズ喜ビ、「此次ニ 戒ヲタモタバヤト存 候ヘバ、出家セデハ 叶候マジヤ」ト申サ レケレバ、上人「出 家セヌ人モ戒ヲタモ 今度奉 <small>ハシメド</small> 相上人而受	中將、 <small>タタク</small> 覺流隨喜之 涙 <small>ハシメ</small> 而重被 <small>ケレバ</small> 申、「C」 被 <small>ケレバ</small> 申、上人「D」 被 <small>ケレバ</small> 申、中將返々、 不一方喜、犯大罪	喜奉請上人 <small>ハシメテ</small> 、 東山へ此山ヲ申ケレ バ、「サル事アリ、 ヤガテ行テ見参セ ン」トテ、八条堀川 ヘ御座 <small>ハシメテ</small> シ、

(7) 年來通遊侍許有雙 鑄箱召寄、覺御 布施奉上人、	御戒ノ布施トヲボシ クテ、年來通テ遊巴 レケル侍ノ許ニ預置 レタリケル御硯ヲ召 置テ、上人ニ奉ラル、	御布施自或所一時貝 摺硯箱雙紙鏡取寄、 自取、	此法事、今生思出、 來世要路喜、
(8) 「是人不賜候、常 被御認之廻被打置 候、重衡物被思 食出候、御念仏可 候」泣々被申、	「是ヲ人ニ給ヒ候ハ デ、常ニ御目ニカカ ランズル所ニ置レ候 度、念仏申後世訪 候」被レ進、	「人忌信申事候、是 御身置被御覽毎レ トカヤ、名ヲバ松影 ト申ケル、	(9) 上人濡衣神、傳縊 管懷中被返、 。神一袖ノ誤カ。 宣ハデ、墨染ノ袖ヲ 貞押当、泣々帰給ヒ ケリ、
ト思召シ出サン度毎 ニ、御念仏候ベシ、 又御隙ニハ御経ヲモ 一巻、御廻向候ハバ 可然候」ト申サレケ レバ、		(10) △ナシ▽ 件ノ硯ハ、親父入道 相国、砂金ヲ多ク宋 朝御門へ参ラレケレ バ、返報ト覺シクテ、 日本和田ノ平大將軍 許ヘトテ渡サレケル トカヤ、名ヲバ松影 ト申ケル、	上人是ヲ取テ、懷ニ 入、兎角ノ返事ヲモ 泣々帰、 上人、「左承候」

この三本を比較して、すぐ目につくことは一番古態を持つていていわゆる『四部合戦状本』に(5)のないことである。これは語り系の『屋代本』にもなかつたと同じである。(10)が『四部合戦状本』と『南部別本』とにないことも指摘されるべき事柄である。

(6)の記述には大きな変化が認められ、『四部本』は『屋代本』よりも更に略体であり、事実のみを記している。『南部本』は『平松家本』『鎌倉本』『覚一本』に類しているが、法然上人が泣きながら戒を授けた、という文章を欠いている。しかし、『南部異本』のみは、

△ナシ▽	件ノ硯ハ、親父入道 相国、砂金ヲ多ク宋 朝御門へ参ラレケレ バ、返報ト覺シクテ、 日本和田ノ平大將軍 許ヘトテ渡サレケル トカヤ、名ヲバ松影 ト申ケル、
------	---

後に扱う三本とも相異して、どの諸本にもない記事を持つている。三位中将重衡は重ねて「C」という言葉を述べると、法然上人は「D」という説戒をなさっておられる。その後の重衡の言葉も他の本にはない。全体の構成からは變るところがないが、その記述には、この本のみ特異なのである。「C」「D」の内容については、別稿で分析し考察を加えることとする。

布施物として法然上人に賜われた品物は、「雙紙箱」△四部本▽「御硯・松影」△南都本▽「蒔貝摺タル硯箱」「雙紙鏡」△南都異本▽と一定していない。

それでは、後期増補系の他の三本について、また前と同様に整理してみよう。

△長門本▽	△延慶本▽	△盛衰記▽
(1) 中将、土肥次郎に三位中将は九郎義経宣ひけるは、「出家の志あり、かくても然るべからず、出家の志はかりに」と宣ひければ、院え被申たりければ、「我は叶はじ」とて、院え被申たりければ、「義経が計には叶ひ難だし、御所へ申入て、其の御左右そ申候はめ」とて、九郎殿に申、義経、に成さんとも、法師	三位中将は九郎義経の方へ「出家をせばや」と宣ければ、ばやと思ふは免し給はるは、「年頃頼み奉りし僧に今一度逢ひて、後生の事を申談せんと思ふは、いかに」とありければ、「上人をば誰と申候やらん」「法然房と申人也」とのたまへ人」と見せていそ、入道聞あり、「頼朝に仰	

(3) 「嬉し」と覺して、上人を請じ奉りて、	「安く候」とて、請じ奉りたりければ、	三位中将斜ならず悦びて、船にて友時を使ひて、黒谷の庵室へ申されければ、法然上人來り給へり、	つ是を免し奉つる、三位中将斜ならず悦びて、船にて友時を使ひて、黒谷の庵室へ申されければ、法然上人來り給へり、
(4) 中将泣々の給ひけるは、「A」、「B」	三位上人に向奉り、涙を流し掌を合て、泣々被申けるは、「A」と被申たりければ、	中将泣々言ふ、「A」と宣ひければ、	中将泣々言ふ、「A」と宣ひければ、
(5) 其時、上人涙を流して、しばしば物もたまはず、良久有て、「B」と教化し給ひければ、	上人涙に咽て、しばしば物を宣はず、良久有て、「B」と教化し給ければ、	上人哀れに聞給ひて、「B」とぞ善知識せられたりける、	上人哀れに聞給ひて、「B」とぞ善知識せられたりける、
(6) 中将うれしと思ひて、ずゐきの涙を流して、「此つい	中将うれしく省しり、三位中将の頭に三度宛給ふ、初めに	其後、上人剃刀をと	ばやと存候が、出家と存候、出家仕候はでは、かなひ候はじや」とのたまひければ、「出家せぬ人もせぬ人も戒を保つ事常の事なり」と宣ひければ、
(7) 御布施と覺しくて、年頃常ありて遊び給ひける侍	御布施と省しくて、都に如何にして残留給たりけるやらむ、	御布施と覺しくて、口に金時たる健紙箱一合、差をき給へ	ばやと存候が、出家と存候、出家仕候はでは、かなひ候はじや」と宣ひれば、「出家せぬ人も戒を持事常の事なり」とて、頂に髪剃り」とて、頂に髪剃りをして、十戒を授奉て、十戒を受持して過るまねして、十戒をさづけられければ、中将悦では是を受け奉り保たれけり、上人よろづに哀に覚えて、かきくらす心地し給ひければ、泣々戒をぞとかれる、

でに戒を受候ばやと存候、出家仕候はでは、かなひ候はじや」とのたまひければ、「出家せぬ人もせぬ人も戒を保つ事常の事なり」と宣ひければ、「出家せぬ人も戒を持事常の事なり」とて、頂に髪剃り」とて、頂に髪剃りをして、十戒を授奉て、十戒を受持して過るまねして、十戒をさづけられければ、中将悦では是を受け奉り保たれけり、上人よろづに哀に覚えて、かきくらす心地し給ひければ、泣々戒をぞとかれる、	ばやと存候が、出家と存候、出家仕候はでは、かなひ候はじや」と宣ひれば、「出家せぬ人もせぬ人も戒を保つ事常の事なり」と宣ひければ、「出家せぬ人も戒を持事常の事なり」とて、頂に髪剃り」とて、頂に髪剃りをして、十戒を授奉て、十戒を受持して過るまねして、十戒をさづけられければ、中将悦では是を受け奉り保たれけり、上人よろづに哀に覚えて、かきくらす心地し給ひければ、泣々戒をぞとかれる、
は三帰戒を授け、後には十重禁をぞ説き給ふ、	は三帰戒を授け、後には十重禁をぞ説き給ふ、

(8)	「是は、常に御目のかかり候はん所に置れ候て、それが物ぞかし、と御覽ざられ候はん度ごとに思し出しこれば、御ひまには、其故と思し召しきぎして、念佛候べし、御ひまには、經をも一巻御回向候はば、然るべく	「是を御身近く置せ給て、御覽ぜむ毎度念仏申させ給て、後世を訪てたび候へ」と申させ給たりければ、	「是を御身近く置せ給て、御覽ぜむ毎度念仏申させ給て、後世を訪てたび候へ」と申させ給たりければ、	「是は、常に御目のかかり候はん所に置れ候て、それが物ぞかし、と御覽ざられ候はん度ごとに思し出しこれば、御ひまには、其故と思し召しきぎして、念佛候べし、御ひまには、經をも一巻御回向候はば、然るべく
(9)	上人ふところに入り給ふ時、	上人は是を給て、懷に入れて、泣々帰り給ひにけり、	上人は是を給て、懷に入れ給ひ、何にと云事をは宣はず、只涙に咽で泣々出給けるこそ、哀なれ、	上人は衣の袖に錦紙箱を裏み、何と云ふ言をば出し給はず、涙に咽びて出で給へば、武士も皆袂を絞りけり、

(10)	△ナシ▽	△ナシ▽	△ナシ▽	△ナシ▽
	此法然上人と申すは、本美作國久來南条稱岡庄の人なり、父は押領使染氏、母は秦氏、一子なきことを歎きて仏神に祈る、母髮剃を呑と夢に見て姪みたりければ、父、「汝が産らん子、必ず男子として、一朝の戒師たるべし」と合たりけ	此法然上人と申すは、本美作國久來南条稱岡庄の人なり、父は押領使染氏、母は秦氏、一子なきことを歎きて仏神に祈る、母髮剃を呑と夢に見て姪みたりければ、父、「汝が産らん子、必ず男子として、一朝の戒師たるべし」と合たりけ	此法然上人と申すは、本美作國久來南条稱岡庄の人なり、父は押領使染氏、母は秦氏、一子なきことを歎きて仏神に祈る、母髮剃を呑と夢に見て姪みたりければ、父、「汝が産らん子、必ず男子として、一朝の戒師たるべし」と合たりけ	此法然上人と申すは、本美作國久來南条稱岡庄の人なり、父は押領使染氏、母は秦氏、一子なきことを歎きて仏神に祈る、母髮剃を呑と夢に見て姪みたりければ、父、「汝が産らん子、必ず男子として、一朝の戒師たるべし」と合たりけ

り、生れて異相あり、う。

抜粹にして聰敏なり、童形より比叡山に登り、出家得度して、博く八宗の奥蹟を極

るが、構成の面からみれば、みな同じである事は注意すべきところで、増補系の諸本ばかりでなく、語り系の場合でも変化はなかった。

三 各本の法然上人像

以上整理した各異本について、それぞれの本に表現されている法然上人の姿を見ることにしよう。まず『屋代本』から始めると、法然上人を平重衡がお呼びしたのは、「後世ノ事申シ合せん」ためであつたとされている。土肥次郎に聖は誰かと尋ねられると、「黒谷ノ法然房」と答えて、「サテハトテ」とあるだけで、上人は招聘されている。法衡も最後の知識と緒素智徳の秀たることを仰ぎければ、重衡も最後の知識とおぼし、戒を持ち給ひけり、

その夜は留まられ、終夜にわたって「淨土ノ莊嚴ヲ觀ズベキ様々ノ法文ドモ」についてお話になられたことは、前に見た通り、本書と「百二十句本」にしかない記事である。

布施として重衡より「松陰ノ硯」をもらった上人は、「懷ニ入レ、涙ヲ押ヘテ」宿所を出られたという。涙をこらえておられる上人として描かれている。

以上の三本の共通している点は(1)ないことである。これは、法然上人に奉られた布施が「草紙箱」△長門本▽「^{伊之}紙鏡」△延慶本▽「口に金持たる雙紙箱」△盛衰記▽であったことと関連し、これらのものが「硯」でなかつたことによつているものである。
(2)(3)は『盛衰記』のみの独自の文章であり、増補されたものである

お聞きしたいという重衡の招聘を受けて、授戒をし、重衡のために「後生訪ハセ給ヘ」というわけで贈られた硯を懷に入れて帰られた上人を、涙を流したり、涙をこらえたりする人物として描いていることがわかる。

次の『平松家本』になると、「後世ノ事ヲ申テ談ラバヤ」と思つてゐるから、「黒谷ノ法然房ト申ス人」にお会いしたい、という重衡の申し出に、「左有ラバ苦フ候マジ」と赦されている。これは、前の『屋代本』と比べると、はつきりと、その内容が表現された文章になってきている。

喜んでお迎えし、「泣々」述懐する重衡の言葉を聞かれた法然上人は、「涙ニ咽デ須叟ハ物モ」おおせになられず、しばらくしてから、教化の言葉を述べられたという。この(5)の部分は『屋代本』にはなかったところであった。

「此次ニ戒ヲ持タバヤト存ジ候」という重衡の希望通り、額に剃刀をあて、剃るまねをして、「泣々十戒ヲ授ケ」られ、「万物哀レニ覚ヘテ、攝キクラス心地シテ、戒ヲ説」かれたという。この(6)の部分は『屋代本』に比べると大変に詳しくなつており、ここでは剃らないでまねだけされたことになつてゐる。涙をやたらと流す戒師として描写されていることが理解されよう。

思い出しては念佛をし、御経をも一巻御回向してほしいといつて受け取った「松陰」の硯を、「懷ニ入、トコフノ返宣」もできず、「墨染ノ袖ヲ濡シツツ、泣々飯」られている。

本書には、後生の事を説く善知識の面と戒師としての面とが強調さ

れおり、涙をよく流される方として描かれている。

次の『鎌倉本』と『覚一本』とは、前の『平松家本』と字句の相違はあっても、全体としては同内容である。重衡が法然上人をおよびしたかったのは「後生ノ事ヲ申談バヤト思」△鎌▽であり、「後生の事を申談せばやとおもふ」△覚▽である。上人がゆるされたのは「左有バ苦フ候問士トテ奉赦」△鎌▽であり、「さにはくるしう候まじとて、ゆるしたてまつる」△覚▽となつてゐる。これらは『平松家本』と同文である。重衡の述懐を聞いてからの上人の態度も、「聖人涙ニ咽デ、須叟ハ物モ不宣、良有テ」△鎌▽は同じであり、「其時上人涙に咽で、しばしば物ものたまはず、良久しうあッて」△覚▽と少々加えられてはいるが、基本は同じものとなつてゐる。

戒を授け、戒を説かれた時のようすは、『鎌倉本』は「泣々十戒ヲ被授ケル」とあって、『平松家本』と同じであるが、『覚一本』は、ただ「十戒をさづけられければ」とあって、泣いてはいない。「泣々戒ヲ被説ケル」△鎌▽「なくなく戒をぞとかれる」△覚▽とあつて、両本とも泣いてゐるが、『平松家本』は泣いてはいなかつた。

『鎌倉本』のみは、両方とも泣いていたわけで、泣きっぱなしの法然上人として扱われてゐる。

上人の帰られるところの描写は、「とかうの返事にも及ばず、これをとつてふところにいれ」△覚一本▽と句は入れ換つてはいるけれど、言葉は同じである。「墨染ノ袖ヲ濡シツツ」△平▽「墨染ノ袖ヲ汚管」△鎌▽「墨染の袖をしづりつつ」△覚▽との表現の違いはあっても、いわんとするところに違ひはない。泣いて帰られたのは

三本とも同じである。

『百二十句本』が全体としては『屋代本』に近い本文を有しているこ

とは、
。ごしゃうの事を申あはせんとおもふはいかに、

。くる谷のほうねんぼうとぞの給ひける、さらばとて、

。しやう人なくないいただきばかりすり。かいをぞさづけ給ひける、
。その夜はしやう人とどまりましまして、夜もすがら、じやうどの
しゃうごんをくはんすべきさまさま。ほうもんどもをぞの給ひけ
る、

。しやう人、これをうけとりて、ふところにいれ、なみだをおさえ

。いで給ふ、

などによつて明らかである。

以上、語り系諸本は終つたので、次に増補系の諸本についてまとめてみよう。まず『四部合戦状本』から見ると、「後世申誄ラヘ、臨終作法ヲ聞カン」ために、重衡は法然上人をお呼びしたかったことが読者に知らされる。しかし、そこには、どのようにして許可が出たかは書かれていな。

重衡の述懐の言葉を聞いてから上人がどのような態度をとられたかは、本書は何も伝えておらず「上人戒ヲ授ケ奉リタマフ」とのみ書かれている。(5)のないことは『屋代本』と同様であるが、それよりも更に簡略な文である。

思い出して念佛してほしい、といって重衡から渡された「雙縪箱」を受け取つて帰られるところは、「上人、衣ノ袖ヲ濡シ、讐縄管ヲ懷

中シテ、返ヘラル」とあって、上人の動作だけが伝えられ、上人の感情を表わす言葉は何もない。

次の『南都本』になると記事は俄然増えて来る。重衡の「後世ノ事共ヲモ申バヤト思フ」聖、即ち「黒谷ノ法然上人」に対して、「其上人ノ御事ハ実平モ知リ奉リ候、御対面安キ御戸也」と、土肥次郎が答えたという。これは、東国武士である実平にも法然上人のことは理解されていたことになつており、更に、「東山へ此由ヲ申ケレバ、サル事アリ、ヤガテ行テ見参セントテ、八条堀川」の宿所へ来られたという。このような法然上人のご返事を伝えているのは本書だけの特異記事である。法然上人と重衡とは、「日比見参シタリシ聖」であり、「サル事アリ」というはつきりした関係があつたことを明記している。

重衡の述懐を聞かれた上人は、「涙ニムセビテ、シバシハ物モ宣ハズ、良有テ、聖人涙ヲ押ヘテ」、重衡を教化されたという。ここには、激した感情を静めてから説教される方として扱われている。『四部本』に「後世」のこと「臨終作法」のことを聞きたいというのに、その内容が何も記されていなかつたのとは違ひ、ちゃんとその答えは用意されているのであって、この面からいえば、読者を満足させるようになつてゐる。

「此次ニ戒ヲタモタバヤ」という重衡の望みは満たされ、「額ニ剣刀ヲ當ルマネヲシテ、十戒ヲ授ケ」られたのである。ここには戒師として上人は取り扱われ、その「御戒ノ布施トヲボシクテ」「松影」の書のみである。

自分のために念佛してほしい、経を一巻読んで廻向してほしい、という重衡の願いを聞いてから、「是ヲ取テ、懷ニ入、兎角ノ返事ヲモ宣ハズ、墨染ノ袖ヲ貞押当、泣々帰」られたという。前項でも述べた

ように、本書の特異な部分を除くと、大体『平松家本』『鎌倉本』『覚一本』の類に属しており、布施が観であり、その由来が述べられているのは増補系では本書のみである。しかし、戒を受けられるところで、語り系の三本が泣いておられた上人を語っているのに、本書は泣いてはいない。「涙ニムセ」んだり、「泣々帰」つておられる点は同様なので、涙ある人には違いない。

『南部異本』についてみると、まず「後世ノ事ヲ申談バヤト存候」と重衡はいい、「黒谷法然上人」といえば、「左様ノ上人ナゾドニ御対面候ハン事、」は苦しいことはないと許可されている。

重衡の述懐の言葉を聞いてから、「其時、上人涙ヲ流シテ、暫ハ物モ宣ハズ、良久ク有テ」から教化しておられる。これも変った記事ではないが、次の(6)になると、他にない記事になっている。前項でも記したように別項で考えてみるが、更に「C」という重衡の問があり、「D」という上人の説戒がなされている。ここには戒師としての上人が強く押し出されているのである。

「念佛申テ、後世訪」ってほしいとして出された布施は、「蒔貝摺タル硯箱・雙紙鏡」であったという。これは他にないものである。これらをもらった上人は、「左承候ヌ、トテ、泣々帰リ玉ヒケリ」というわけで、これらをどのようにして持ち帰ったかは記されていない。『長門本』は、前の『南部別本』に比べれば、特異な記事はない。

(2)後生の事を申談せんと思ふは、いかに、

(2)法然房と申人也とのたまへば、さてはくるしく候まじとてゆるし申、

(5)其時上人涙を流して、しばしは物ものたまはず、良久しく有て、
「B」と教化し給ひければ、

(6)いただきにかみそりをあててそるまねして、十戒をさづけられければ、上人よろづに哀に覚えて、かきくらす心地し給ひければ、泣々戒をぞとかれける、

これらは『覚一本』などの三本に近い本文であり、(8)も、

是は、常に御目のかかり候はん所に置れ候て、それが物ぞかし、と御覽ざられ候はん度ごとに思し出して、いつも御念佛は怠り候はねど、其故と思し召しきざして、念佛候べし、御ひまには、御念佛候べし、御ひまには、經をも一巻御回向候はば、しかるば、然るべく候、△長門本▽

と非常に近い本文になっている。しかし、布施は「草紙箱」であり、これを「上人ふところに入て、泣々帰り給ひにけり」と簡単になっている。次の『延慶本』になると、

(2)臨終の作法をも尋ね、後世を誣らへ候はや、

(2)黒谷の法然上人とぞ被仰ける、安く候とて、

(5)上人涙に咽で、しばしは物を宣はず、良久有て、「B」と教化し

給ければ、

(6) 頂に髪剃を宛てて剃るまねをして、十戒を授奉て、

とあって、特に(2)は『四部状本』の系統にある文章を取っている。(6)は、この後に『南都異本』と共に本文となっているが、これも別項で扱つてみる。

布施物は「雙紙鏡の一合」であり、「後世を訪てたび候へ」といつて渡されている。

帰られるところは、「上人はを給て、懷に入れ給ひ、何にと云事をば宣はず、只涙に咽で、泣々出給けるこそ、哀なれ」とあって、本書の編述者の感想が附加されているのは独特のものである。

最後になつたが『盛衰記』は、

(2) 年来相知て侍べる上人を請じて、後世の事をも尋ね聞ばや、

(2) 黒谷の法然房と申されたり、

とあるあたりは他本とそう異なるところはないが、これに統けて、

(2) 兼て貴き上人と聞給ひければ、後世の情にと思ひつつ、是を免し奉つる、

とあって、「九郎義経の許」の立場に立つた表現によつて許可が出さ

れている。これは『南都本』とも違つた（共通内容につながるものもあるが）特異記事とみてよからう。

(3) 三位中将斜ならず悦びて、聽て友時を使ひて、黒谷の庵室へ申されければ、法然上人來り給へり、

これも『南都本』は除くが、他本にない記事で、「黒谷の庵室」へ迎えに行つたことになっている。これは「黒谷の法然房」と呼ばれて

いたことによるのであろう。『南都本』の方をとるべきだらう。

(5) の部分は「上人哀れに聞給ひて、：とぞ善知識せられたりける」とあって、「哀れに」お聞きになつてはおられるが、泣いてはいない。「B」という言葉によつて、「教化」したのではなく「善知識せられた」としている点は、この「B」の実体に合つた表現に変えていと考へられる。

(6) は重衡と上人との短い問答もなく、ただ「其後、上人剃刀をとり、

三位中将の頂に三度宛給ふ、」という動作のみを書き、更に、

(6) 初めには三帰戒を授け、後には十重禁をぞ説き給ふ、

と、より具体的に、授戒された内容を示している。これは本書のみの記事である。

布施は「口に金持たる雙紙箱一合」であり、これは「今」の知識授戒の縁を以て、必ず来世の得脱を助け給「わんものの印として、「友時を以て召寄」られたものであつた。

(9) 上人は衣の袖に雙紙箱を裹み、何と云ふ言をば出し給はず、涙に咽びて出で給へば、武士も皆袂を絞りけり、

『南都本』『長門本』『延慶本』が、語り系の「硯」の場合と同様に、「懷に入れて」いたものを、「箱」だから大きくて入らないと考えたのであらうか、「衣の袖に」「裏」んでいる。「涙に咽」んで出て行く上人を見て、まわりにいた武士も袂を絞つて泣いているのは本書のみである。

本書の場合は、法然上人は、善知識としての面と戒師としての面とが、明確に認識され、出る涙を抑えて対処している方に整えて表現さ

れている。

かような法然上人はどんな経歴の人かを語っているのが(四)の部分である。この略伝は、「戒師」に相応しい人物であることを読者に納得させる働きを持っている。だから「王后卿相も戒香の咎れを貴び、道俗縉紳の秀たることを仰」といっているから、「重衡卿も最後の知識とおぼし、戒をも持ち給ひけり」と結んでいる。本書は、終始一貫、

他本と異なって、全体の一部なのだ、という立場から文章は書き整えられ、びたつと構成されている。

註

① この略伝と他の法然上人伝との関係について、三田全信氏は次のよう

に述べておられる。

「盛衰記」の成立は、明確に知られないが、凡そ宝治元年（一二四七）から建長元年（一二四九）頃の間の成立とされている。若し此の成立年時に誤がないとするならば、「平家物語」に見ない法然伝歴に関する此等の記事は、恐らく後の追加としなければならない。法然伝に於いて上人の母の事や、春剣刀夢想の事を初めて記したのは、「信瑞本」（一二六二）で、「盛衰記」の成立以後のこと約十五年である。「盛衰記」四十八巻が悉く、同時に完成したとは考えられない。各巻によつて成立事情が異なるとするならば、追加部分があつたと考えてよいであろう。若し全然手が加えられていないという研究が成立するならば、法然伝は或は大きな変化を齎すであろう。（『法然上人伝の成立史的研究』第四卷、『法然上人伝の成立史的研究序説』P.二三）

四 法然伝の扱い方

法然上人のたくさんの伝記の中でも、この重衡とのことが扱われてい

るのは、『法然上人伝記』（九巻伝）『法然上人行状総図』（勅伝）『法然上人伝』（十巻伝）『正源明義抄』の四本である。このうち、『正源明義抄』は、後で見る通り、他の話に附加されている形式を取つてゐるので、他の三本についてまず見ることにしよう。

△九巻伝▽	△勅 伝▽	△十巻伝▽
治承四年子十二月廿八日、平家の本三位中将重衡卿、父平相の命に父太政入道の命によりて、南都をせめし時、東大寺に火をかけしかば、大伽藍忽に灰燼となりにき。	治承四年十二月二十日、本三位中将重衡卿、父平相の命に父太政入道の命によりて、南都をせめしとき、東大寺に火をかけしかば、大伽藍忽に灰燼と成にき。	治承四年子十二月廿一日、平家本三位中将重衡、父平政入道の命によりて、南都をせめしとき、東大寺懸火、大伽藍忽に灰燼成。
其後、元暦元年二月七日、一谷の合戦に、彼中将いけどられて、都へのぼりて、大路をわたされ、さまざまのことありき。	其後、元暦元年二月七日、一谷の合戦に、本三位中将被生取、都上、被渡天路、様々事共有時、	其後、元暦元年二月七日、一谷合戦之時、本三位中將被生取、都上、被渡天路、
都へのぼりて、大路をわざされてさんざんの事共のあ		

			りし時、	
(2)	法然上人を招請して、後生菩提の事を申合られしに、	後生菩提の事を申あはせむために、其請	後生菩提の事を申あはせむために、其請	りし時、
(3)	上人、中将のおはす所へ、さし入て見給へば、さしもはなやかにきよげに見え給し人の其ともおぼえず、やせおとろへて、装束は紺村この直垂、小袴に、折鳥帽子、ひきたてるをき給へり。日もあたらぬありさまなれば、上人心よはくも、涙のうかびけるを、かくてはあしかりなむと、思しづめて、さら	上人おはして、対面し給て、指入見給、サシモ花清氣見給人其不覚、疲衰、装束紺村子直垂、小袴、折鳥帽子、引立着給、被當目有様、上人弱浮、角悪見閑、去様持成有二対面。	上人、中将御座処、申合後生事、	後生菩提の事を申あはせむために、其請
(4)	三位中将、なくなく申されけるは、「A」と、うちくどき申されければ、「B」	三位中将、なくなく申されけるは、「A」と、うちくどき申されければ、「B」	三位中将、泣々被申、「A」打クトキ申サレケレバ、	三位中将、泣々被申、「A」打クトキ申サレケレバ、
(5)	上人涙をながして、且く物もの給はず。良久ありてのたまひけるは、「B」よし、こまごまと教化し給へば、(6)中将掌を合て、なぐなく聴聞して、「冥より冥に入心ちにて侍つるに、此仰を承ることぞ、侍りける」とて、かぎりなくよろこび申されけり。	上人涙をながして、且く物もの給はず。良久ありてのたまひけるは、「B」よし、こまごまと教化し給へば、(6)中将掌を合て、なぐなく聴聞して、「冥より冥に入心ちにて侍つるに、此仰を承ることぞ、侍りける」とて、かぎりなくよろこび申されけり。	戒などさづけ申され、て、念佛のこと、くわしく教導ありけり。ハ、「B」由、細々ト教給。	戒などさづけ申され、て、念佛のこと、くわしく教導ありけり。ハ、「B」由、細々ト教給。
(7)	いかにして都にてむつび給し人の許	「このたび、生ながらとられたりけるは、いま一度、上人の見参に入べきゆへにて侍りける」とて、かぎりなくよろこび申されけり。	中将掌合、泣々聴聞、「自し冥入レ冥心持侍、此仰承侍ニコソ、去共懲敷」侍レ喜、	△ナシ▽
	古都脇侍人許、雙紙 筐忘給事有、入御事			

		に、双紙管を取 すれ給事の有ける を、入御の御事も やとて送り遣しけ り。
(7) 折節、うれしく覚 て、中将自取出て、 御戒の布施とおぼ しくて、上人の御 まへにさしをきて、	受戒の布施とおぼし くて、雙紙管をとり 出て、上人の前にさ しをきて、	折節、喜覚、中将自 取出、御戒布施覚、 上人御前指置、
(8) 申されけるは、 「御用たる、物に は侍ねども、人に はかならず形見と 申事あり。重衡が 余波とも御らんじ 思召ば、いつも不 退の御念仏なれば、 御目にかかり候は ん度には、とり分、 重衡が為と、御廻	申されけるは、「御 要たるべき物には侍 らねども、御目ちか き所にをかせ給て、 かつは重衡が余波と も御覽じ、且は思食 念、御目懸候ハン度 コトニ、取分、重衡 カ為ト、御廻向有」 るべき」よしを、申 由被申。	被申、「御要物タ ルベキ物ニ非ネ共、 人必形見申事。御目 近所置給、且重衡余 波御覽、且何不退御 念、御目懸候ハン度 コトニ、取分、重衡 カ為ト、御廻向有」 ると考えてよさそである。
法然上人と平重衡（その二）	。三位中将ハ絹村滋ニ直垂ニ折鳥帽子引立タリ△屋代本△ 。三位中将紺村濃直垂折鳥帽引立御在△平松家本△	送遣ケル 申されければ、 (9) 心ざし感じて、上 人懷中して、出ら しをきて、 (卷三〇)

向有べき」よしを 申されければ、 (9) 心ざし感じて、上 人懷中して、出ら しをきて、 (卷三〇)	上人そのこころざし を感じて、うけとり て、出給にけり。 (卷二)
この三本を比較してみると、以上明らかなるように、『九卷伝』と 『十卷伝』とは同類の文章であり（小異はあるが）、『勅伝』とは大 差のある文である。この『九卷伝』と『勅伝』の記述の仕方について、 三田全信氏は、 平重衡事、これは『九卷伝』二上「四十八卷伝」は文簡略であり、 『九卷伝』は『盛衰記』の記述に似ていて、 ⁽²⁾ と述べておられるが、前に整理したものによつて明らかなよう、 『九卷伝』は『盛衰記』よりも『長門本』や『延慶本』に近く、この 両本と同類的関係に置けよう。しかし、(3)に描かれていた重衡のよう すや、法然上人の態度は、『平家』諸本ではなく、『九卷伝』及び 『十卷伝』の特異記事となつている。「A」「B」のある形態は、 『勅伝』の「戒などさづけ申されて、念佛のこと、くわしく教導あり けり。」と簡略化された要旨のみ書いた文章と比較すると、原態であ ると考えてよさそである。	志感、上人懷中、被 出ケリ。（卷二）

。三位中将紺村濃ノ直垂ニ折鳥帽子引立テ御在ケリ△鎌倉本▽

。三位中将は紺村滋の直垂に、立鳥帽子ひきたてておはします。

△覚一本▽

。三みの中将は、こんむらこのひたたれに、なりゑほしひきたてられたり。△百二十句本▽

。中将紺村紺垂直折鳥帽子引立著下練縫ニ小袖△四部本▽

。三位中将ハ紺村子ノ直垂折鳥帽子押立ラレタリ△南都本▽

。三位中将紺村濃直垂緯ニ小袖着玉佩△南都異本▽・緯一練〔頭〕

。三位中将はこむらこの直垂にねりぎぬの二小袖を着給へり、△長門本▽

。三位中将は紺村濃の直垂に練緯の二小袖を着給へば、△延慶本▽・重衡卿は紺村紺の直垂に練貫の二小袖を着れたり折鳥帽子を引立て給へり△盛衰記▽

これら、重衡が都大路をひきまわされ、藤原家成の建てた八条堀川の御堂に留められていた時の服装を、『九卷伝』は(3)に取り入れて表記したのであろう。

『正源明義抄』は、重盛と清盛が清水寺に参詣し、參籠していた法然上人より教えを受けたことを述べた後に、重衡・道盛、つねにまひられるが、重衡も最後には剣刀をあてられまいらせ受戒せられたり。道盛死後まで上人の御はからひをもて、その御菩提をとぶらはれまいらせ、そのほか一族たち、つねに参れけり。

と書かれて、重衡が戒を受けたことを記しているのみである。

おわりに

「法然上人像」といった場合、それにはいろいろな面から、いろんな場合が考察の対象となろうが、本稿では、特に、どのような感情を持つた人物として描写されているか、という点に重点を置いてみた。

すると、そこに、『平家物語』諸本には、それぞれに違いがあったけれど、すべてに共通するのは、平重衡に対して「涙もらい」ということである。しかし、数は少ないが、法然伝の諸本は、「涙」はないのである。これは『平家物語』と『法然伝』という書物の性格の相違につながっているからであろう。前者は、平家一門が滅んで行く中の人間像を語る文芸であり、後者は、激動する源平の争乱の中に、如何に求道し、淨土宗の教えをひろめられたかを伝える宗祖の伝記である、というところから来ているのであろう。

次に、敢えて、「A」「B」「C」「D」という、思想内容を表わす部分を省略することによって浮び上って来る面、即ち、囚われの身であり、いざれは殺されるであろう平重衡が、鎌倉へ護送される途中

註

① このうち『勅伝』と『九卷伝』とは、『法然上人伝の成立史的研究』第二巻、P二〇六一七、第三巻、P三六八一九に対照され、収録されている。

② 『法然上人伝の成立史的研究』第四巻、『法然上人伝の成立史的研究序説』P二二三。

という非常な場合に、法然上人は、彼にとつてどのような位置に置かれていたかがより明らかになると考へたからである。そこには、もう指摘したように、善知識としてと、戒師としてとの二面があつた。戒師としての面は本によつて強弱はあつたが、重衡に戒を授けることは、どの本も触れており、これは重要なことだつたのであらう。この

点は、別稿で、省略した部分を比較し、分析して考察を加えることによつて明らかにしたい。所謂「戒文」の中心問題であつて、諸氏の論じているところである。この論争の中に、筆者も加わつて、私見を述べてみたい。

皇学所への献本について

野田秀雄

目次

- 一、維新政府と博経親王
- 二、博経親王の所願
- 三、徹定の献策
- 四、献本とその準備
- 五、献本目録

結論（付表）

一、維新政府と博経親王

知恩院宮第七世尊秀法親王は、慶應三年十二月二十四日御世話卿岩倉前中将の口達により、日毎参内して機務を見習うことになった。⁽¹⁾この前後に類例がない法親王の政務見習は年齢に基因するといえる。天

ものがあった。

皇は明治元年では十七歳（嘉永五年生）、尊秀法親王は十八歳（嘉永四年生）である。岩倉の意図として、その将来天皇のよき側近たる人物として天皇に最も近い年齢層の皇族出身者を、できるだけ多く参集せしめておく必要があったのであろう。

この若き法親王の立場が最初に重要視されたのは鳥羽伏見の戦いの時である。西郷隆盛と大久保一蔵は同盟たる土佐・安芸両藩を頼らず、

最悪の事態を予想して議定岩倉具視と萩藩の広沢兵助と密議に及んだ。

その結果「（一）幕軍大勝して入京の際、天皇は女装して乗輿し、三条実美・中山忠能及び護衛の薩長二藩同道して山陰道より西下し、芸備の境に行宮を定めて討賊の詔を発し、西南諸藩を従える。（二）岩倉自ら熾仁親王を奉じ、京に留まって力戦し、不利となればわざと叡山遷幸の如く裝つて賊軍を欺く。（三）この間嘉彰親王・尊秀法親王は東下し、令旨を分つて勤王の兵を招集して一挙に江戸城を攻撃する」ことに決定した。幸いこれは幕軍の敗退によつて事なきを得たが、それにつけても尊秀法親王への維新政府の期待は、他の親王たちと同様浅からざるものがあった。

明治元年一月七日尊秀法親王は復飾して徳川家の猶子を廢され、同十一日には「華頂宮」と称し、次いで翌十二日御前にて「議定」拝命の宸翰をうけ、同十五日には「博経親王」と復名、同十八日三品が宣下された。博経親王は一月二十三日「会計事務総督（裁）」に任命されて最初の任務についた。維新政府が経済面で逼迫していたことは周知の事実である。これは約一ヶ月で免職となつたが、重職であり非常

な急務であつたことは十分想像できる。これと同時に当時の博経親王の健康状態も考慮しなければならない。三月九日天皇は二条城の太政官代に臨御し、三職を召して蝦夷地開拓の得失を諮詢して後宴席が設けられた。博経親王も二条城に招かれたが、「宮御方、昨九日太政官代江被為成、行幸御待請被為在候處、俄ニ御逆上之氣味御惱被為在候ニ付、無余儀御断ニ相成、御歩行還御候ニ付（下略）」となる始末であった。その後延引続きとなつていた天皇の大坂行幸供奉も、結局、病のため果せなかつた。四月十二日宮中において軍防事務局督を命ぜられるが、即座に辞退している。明治九年五月二十四日二十六歳で夭折するに及び、あまり壯健ではなかつたのであらう。五月には鎮西西山両派の支配と議定職を免ぜられている。こうして次第に当初の岩倉の期待に反し、博経親王は政界の第一線から遠ざかつていつたのである。

二、博経親王の所願

維新政府草創期の学校問題については、すでに先学の指摘されたところである。⁽⁵⁾

「人材養成は現時の急務なり」と痛感した維新政府は、三月十二日學習院開講を布達し、四月十五日それを大學寮代と改称した。大學寮代は対象を公家堂上の子弟に限定する貴族教育機関で、政府が設定した最初の高等教育機関である。当初新政府は国学によつて教学の刷新を企図し、最初の国学的体制の学校設立をめざした。すなわち二月二十二日矢野玄道・玉松操・平田鉄胤の三名の国学者に「今般學校御取

立ニ付制度規則等取調申付ク」として、教育の基本方針確立を謀つて

学制調査を命じた。その結果三月二十八日「學舍制」が成立したのである。平田派国学者の教育觀・學校制度論の結晶であり、維新政府最初の學校制度案である。その特色は形式上大宝令の学制が多分に採用されており、その精神的支柱である儒教主義を排し、これを國学の本教學に置きかえていることである。皇學所でいう「皇學」はいわゆる國学四大人（荷田春滿・賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤）の学統を汲むべきことを明らかにしているが、平田派國学では「皇學」とは用いず「本教學」と用いる場合が多い。記録には皇學所設立までは「大學校」「學校」とみえる。しかし前述の大學寮代設定については國学派學校の烈しい反対があり、國学派と漢學派との間に教育権をめぐる対立と抗争があつた。これには政府も相当手を焼き、また内外に輻輳する政務に翻弄されていたので一応の措置として大學寮代を八月十日に閉鎖し、九月中旬に皇學所と漢學所を併設したのである。⁽⁶⁾

維新政府の要路の顯官たるべく最大の努力を重ねたにもかかわらず、後退を余儀なくされた博経親王は、四月二日大學校（後の皇學所）新設に尽力する旨希望し、華頂宮家来もまたそれに準じた。

(A) 博経儀、先般復飾蒙仰候得共、愚昧虛弱ニ而寸功茂、無之、不堪苦慮候處、今般大學校創建之趣承之、感喜之至ニ候、依之古老之建議ヲ採用シ、飽迄尽力、右創建ヲ始御用相勤度致懇願候、宜御沙汰希入候也、

(B)『奉願口上覚』

今般大学校御創建可相成ニ付、矢野・玉松・平田等へ取調被仰付候由、兼々於宮茂御志願被為在候ニ付、右御用掛リ御勤被成度、依之御別紙之通御願立相成候、何卒宜御執成奉願候、右ニ付而者御費用も相掛リ候御事、於朝廷御事欠ハ、被為在間敷候得共、莫太御難費之折柄ニ付、御時宜ニ寄、可相成丈御力を被尺度、尤私共も丹精尽力可仕奉存候、右御用掛リ被仰付候ハ、自然御学才も長し、行々屹度一廉之御用も御勤可被成哉ニ奉存候間、前顕之通奉願候、宜御沙汰被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上、

華頂宮御内

四月

松室近江守

井上 右京

石田 貢

天坊 左仲

(A)の文中「愚昧虛弱ニ而寸功茂無之」は前節の状態を自ら認めたことになる。そしてここでは「古老之建議」の解釈が問題となろう。表向きは(B)の差出人である家来四名ともみられるがはたしてそれだけであろうか。(B)ではとくに経済的援助を約し、御用掛を勤めるかたわら日々研鑽を積んで政府の重役に列座せしめたい意向を家来の立場で表明している。矢野・玉松・平田らの調査を、博経親王とともに宮中に出入りする家来が漏聞したのである。その例はすでに政局転換後、献金その他の手段で新政府へ接近した他宗寺院の動向を本山に報告した御殿の石田阿波介にみられる。⁽¹⁸⁾また博経親王自身聞知したかも知れ

ない。さらに興味あるのは「天坊左仲」の存在である。

皇学所の教員は平田派国学者・藩士・神官から、とくに平田・矢野・玉松三名が選択したが、その一人に「華頂宮家 天坊慤平(左仲)」⁽¹⁹⁾がいる。確信を得ないが、天坊はその三名の誰かと何らかの関連があるともみられる。そして皇学所となる大学寮は前記のごとく大宝令の大宝寮に依拠した「学舎制」により設定されたのでその名称が用いられたのである。さらに職制のなかでも「親王此ニ任シ給フ、寮中ノ長官ニテ、学生ヲ問試シ、皇祖天神宮ノ祭祀凡テ寮事を総判シ給フ御職ナリ」と、大学別当は親王たるべきを明示しているので有利な条件となる。維新政府に実績をあげて参画するにあたり、博経親王の健康状態を考慮して主要な役職を所望するならば、教育界は将来性もある恰好の目標であった。御殿の意向はかようであったと推測する。しかしそれだけではなく博経親王の所願については、当時の浄土宗の趨勢をもあわせて考察する必要がある。すなわち「古老」は直接的には前記四名とも解釈できるが、間接的には博経親王の付法の師名譽学天大僧正(知恩院第七十三世)や、爾後の宗政問題解決のため上京した檀林代表養鷹徹定らも含む言葉とされるのである。

三、徹定の献策

二月八日岩櫻淨国寺順誉徹定・小金東漸寺詳誉豊舟・増上寺所化崇禪・同香應ら檀林代表の一一行十四名は、宿所に指定された塔頭忠岸院に到着した。当時の関東を代表し、新局面を迎えた京都において、最悪の事態には一切を白紙状態に戻す覚悟が必要であり、場合によつて

は即決を要することもあり得る。上京後の一^レ行の様子からみてもその総代格は徹定といえる。

さてこの献本問題が公表されたのは、博経親王の大坂行幸供奉が病のため断念せざるを得なくなり、三月十九日大坂四ヶ所役者宛に延引の通知を出した翌二十日のことである。

一、奥向(音想)の両役被召候ニ付、春長寺・福寿院御前へ出仕候處、今度、
嚴月淨國寺(音想)此書付を以頼談ニ候間、一同評義之上、可然同寺へ
可及返答旨被仰聞、

覚

今般御親征(致)ニ付、大學寮御鼎建被為在候趣傳承仕、國家之盛舉
不^過之、難有奉存候、右ニ付定而天禄石渠之御珍藏、可被為有
奉存候得共、御副本無之候而者、衆庶之手ニ触候義も難相成奉存
候間、何卒和漢書籍類、当山並增上寺ム獻上仕度奉存候、右御
採用被下置候へ、早速書籍目録可奉入御内覽候、尚又御文庫
之場所者、当山境内閑清之地ニ而、水火之憂も無之候間、是亦
当山江被仰付候ハ、両寺ニ而如何様とも建立守護可仕候、此
段宜御執奏被成下候様奉希上候、以上、

辰三月

右一同評儀之上、種々及打合等置度候間、右宿坊へ春長寺龍越、
淨國寺へ面会、及談示候處、此義者、小金東漸寺下関着府之上、
篤与談示、桓林中会評詰、委細可申越約定ニ候間、此段含置可申
旨也、

これによれば、第一に立案者は淨國寺徹定であること、第二に文庫

建立の場所を知恩院へ誘致したこと、第三に立案者は知恩院と増上寺（後に檀林も参加）であること、などが明らかである。今日までの研究成果に依拠して徹定の業績を鑑みる時、当時の徹定にとつて知恩院・増上寺をはじめその他檀林所蔵の蔵書確認と選択及び目録作成の指導にあたることは、さしたる至難の業ではない。さらに文庫建立のため所有地の一部を提供することは、政府の事業の一端を担うことになり、その後有利な一面も生じるであろうことはいうまでもない。また学校の敷地や規模も不明瞭な段階であるので、文庫建立をあわせて願い出ることは、献本をさらに可能ならしめるための腹案ともいえる。

文面の末尾によれば、東漸寺豊舟が一旦下関し檀林会評による決定事項を本山へ報告することになつてゐる。この場合立案者が居残つて事の成否を確認するのが常識であり、この点でもこの立案者は徹定であるといえる。それまでの経緯からみて御殿の動向は逐一本山へ伝達されているので、博経親王の行動も本山ではすべて諒承済とみてよい。

したがつて徹定の状況判断の対象にはこのことも十分含まれているものとみられる。学天が両役を呼んで伝達したことやすでに十八日東漸寺豊舟が下関している事実は、それ以前（十八日以前）、内々に学天と徹定あるいは華頂御殿をも含めて、ある程度意思の疎通があつたことを意味する。豊舟の下関は可能性を見込んでの行動とみなければならない。単に淨土宗のみならず、華頂御殿（博経親王自身）にとつても見逃せない絶好の機会であつた。そして行幸供奉延引が決定的となつた時期でもあつた。しかし「学舎制」成立以前の段階でまだなんら具体的な方策が定まらない時から「献本云々」のみではあまりにも実

直すぎる。それよりも還縮しながら經濟的援助を仄めかす方がはるかに堅実で有効であった。華頂御殿からの經濟的援助が具体的にどの程度まで可能であったかは、『知恩院日鑑』元治二年正月にみる御殿と

本山の交渉をみても實際問題として疑問である。博経親王が願書を差し出した背景はこのように解釈し得る。よって古老は單に華頂御殿の

家来のみに限定することはできない。要するに「献本」は博経親王の学校問題参画への實質上の手土産であり、その手土産を揃えるのは淨土宗であった。

この「覚」は若干の修正・加筆をみて四月十三日御殿に差し出された。⁽⁴⁾ そして同二十六日太政官から次のような沙汰があつた。

一、太政官より御沙汰之趣、御殿より御達之懸紙、左之通、

願之通被仰付候間、書籍目録可差出候、但當山境内御文庫建立⁽²⁾儀者、追而可被及御沙汰候事、

すなわち書籍目録は受け取るが文庫建立の件は保留となつたのである。

四、献本とその準備

文庫建立の件は達成されなかつたが、知恩院は早速増上寺へこの吉報を知らせた。

一翰致啓上候、然者、此度為勤王、和漢書籍獻上伺之儀、御両寺内評之上、於貴山御評議ニ相成候處、御一同御隨臣書籍類御取調之趣、内々致承知候、於奥向茂御満足思召候、就而者過日伺書差出候處、願之通被仰付候段、難有次第ニ奉存候、巨細之儀者、

岩付御丈室より御文書ニ相成候得共、此上御配心被下候様奉頼度、此段為⁽⁴⁾為可得御意如斯御座候、恐惶謹言、

四月廿九日

知恩院

増上寺

御役者中

役者

六月廿一日の

(註) 増上寺より來書

一、同断、為勤王、和漢書籍獻上伺之儀御内評、且桓林方御評義御隨臣ニ而伺書御差出候處、願之通被仰付、御同様難有、追々書籍類取調可申旨、報書來、

は増上寺からの反応とみてよい。博経親王は八月二十四日参内して待望の皇学所御用掛總裁を拝命し、学校問題参画への目的を達した。同時に除服の命下り、九月十八日元服して「彈正尹」に任ぜられた。五月頃学校取調掛の会議所となつて妙法院御里坊から、皇学所所長格たる博経親王を筆頭とする東園基敬以下の御用掛は、華頂宮御里坊（西院參丁）に参集して日々校務を取扱つた。この間の約三ヶ月は主に神殿の造営や規則の制定などの準備に費された。この皇学所には書籍がなかつた。玉松等が皇漢両立制に反対して辭意を表明した文面でも「第一御書物も無之」と慨歎する有様であつた。『皇学校御用掛雜記』によれば、皇学所の書籍は二条城・平田大角・浄土宗の三者から寄せ集めたことがわかる。

(二)二条城の場合

九月廿七日

都合五拾部

一、從会計判事書状到来、
二条城内ニ有之候書籍御引渡之義、明日ニ而茂差支無之趣ニ付、

右献上、但シ此内上木全備不仕候も、数部有之候間、其等ハ出
来次第、追々献納可仕旨也、

三輪嘉之助江御懸合ニ而、御勝手ニ御引取可相成候、此段申入
候也、

九月廿七日

会計官

判事

皇学所

右ニ付、明日行向之旨請書ニ申答候也、

九月廿八日、

一、為美、二条城江行向、書籍悉取出シ、當官江廻シ置、直ニ退
出也、尤書籍運送之砌、仕丁兩人守護、

書籍 長持四棹、本箱 壱ツ也、

九月廿九日

一、会計官江昨日御書籍取出之義、届以剪紙申送之処、承知之旨

返答書(到力)至來、

とあり、おそらく旧幕府の蔵書と思しきものを、悉く持ち去つていつ
たようである。

(平田大角(鉄胤)の場合

十月廿七日

一、平田大角より御学校江獻本、但目録相添、別ニ目録壹通、弁事江差
出候由、云々

目録左記

(中略)

皇学所への献本について

目録は省略したが、各冊とも書名・巻数・部数をそれぞれ記している。
平田派国学の本流たる責任感が彼をして献本せしめたのであろう。

(三)浄土宗の場合

『知恩院日鑑』には八月の博經親王の和学校掛就任の記事以来、本
件に関する記事は十月まで見当らない。これは記録の上で博經親王の
参画自体が本件で一段落を告げていることになり、浄土宗からの献本
が結果として表裏一体を成しているといえる。十月十八日から二十一
日まで増上寺所化庵と知恩院勝手役中村才次郎は、江戸から海路輸
送された献本書物の検分のため大坂に赴いた。そして十月三十日には、
一、両山并檀林中所藏之内、別帳目録之通献上、国本武拾四函、唐
本五拾八函、合八拾武函、右之通來月二日、御所國學所(皇力)へ納之、
巨細書翰留、目録有之候事、

とあり、翌日華頂御殿へ執奏方を依頼したのである。

国本
武拾四函
唐本
五拾八函

合八拾武函

右、今般学校御鼎建ニ付、両山并檀林所藏之内、別帳目録之通献
上仕候、宜御執奏奉願候、以上、

十一月朔日

知恩院大僧正
增上寺大僧正

檀林中

れてしかるべき人物かも知れない。

口上

先達而献本目録差上置候内、佛典者除却之、又儒壇之内増補之部茂有之、先帳目録与彼是增減仕候間、此段宜御承知置可被下候、以上、

十一月

これで準備は完了する。皇学所の日記⁽²⁾にはその受納の模様を

十一月二日

一、華頂宮・東園殿・吉田殿・恕平・為美参仕、献本有之ニ付辰

剋早参、

一、書籍掛三人参仕、

一、宮御家来三四輩入來、

一、此日自増上寺兼而願濟之書籍八十二箱、卷数〔四字九〕致献納候

事、後日仮受書相遣候也、
〔采筆〕

- と記している。この結果は
- (1) 書名は『大學院雜記』の第三冊『獻本目録』よりそのまま記載した。
 - (2) 誤字・当て字などはあえて訂正せず、闕画もそのままにした。
 - (3) 数字は卷数を表わすが、() 内は本山の献本目録のもの。したがって() 内の卷数なきものは本山の目録にないものである。
 - (4) ○印は「追而相納候」の付箋のあるもの。
 - (5) 本山の目録中「廿二史道光板 三百廿四卷」は、宮内庁の目録には宇函から荒函に、「史記」から「五代史」へとそれぞれ個別に列記。

こうして本件は落着した。石田貢・井上右京・天坊左仲はその後十一月六日、東園基敬より「自今宮為附属參上候様」と申し渡された。献本終つて四日後の事である。察するに本件の陰の功労者として賞さ

(6) 本山の目録にのみ記された書籍名は左の如し(数字は卷数)。

國本

同参考 二(一)、同補遺 一(一)、新撰姓氏錄 四(三)、朝

元亨艸書 (三十)、壇囊鈔 (十五)、三教指歸 (三)、性靈集

野群載 二十(二十)、

(十)、寂室錄 (二)、空華集 (十)、万葉集和顯集 (廿)、万

爾 兩

葉集考 (四)、護法資治論 (十)、

諸家系圖 十三(十四)、本朝通紀 五十五卷合二十(五十五)、神皇正統記 六(六)、世繼物語 (一)、保元物語 三(三)、平治物語 三(三)、源平盛衰紀 二十五(廿五)、平家物語 十

唐本

孟子集註 (四)、廿一史異國傳書 (九)、廿一史目錄 (七)、姓氏錄 (六)、文章軌範評林 (三)、明四大家文選 (一)、貞觀政

要要格 (一)、容齋統筆 (九)、隨函錄 (五十)、

大日本史 二百四十六卷合百 (二百四十六)、日本外史 二十二(二十)

二)、邊 兩

紀 二十卷合十 (二十)、三代實錄 五十卷合二十 (五十)、

穗抄 二(一)、

〔献本目録〕

書籍目録

國本

以 函

舊事紀 五(五)、古事紀 三(三)、日本書紀 三十卷合十五(卅)、

東鑑 二十五(廿五)、太平紀 二十(廿)、日本王代一覽 七

續日本紀

四十卷合二十 (四十)、日本後紀 十 (二十)、續日本後

(七)、和漢合運圖 二(五)、今昔物語 三十卷合十 (三十)、竹

登利物語

二(二)、同解 六(六)、伊勢物語 三(三)、同拾

物語 十五(十五)、古今著聞集 二十(十)、徒然草 二(五)、扶桑隱逸傳 三(三)、落穂集 十一(十二)、

侶 函

登 兩

文德實錄 十(十)、類聚國史 二十七(二十七)、同考異 三

源氏物語 潮月抄 六十(六十)、大和物語抄 六(六)、宇治拾遺

(三)、扶桑略紀

十五(十四)、小右紀 八(廿五)、○水左紀

物語 十五(十五)、古今著聞集 二十(十)、徒然草 二(五)、

二十五(廿五)、百鍊鈔 十四(十七)、令義解 十一(十)、類

扶桑隱逸傳 三(三)、落穂集 十一(十二)、

聚三代格 十六(十四)、

知 函

波 函

和漢三才圖會 八十一(八十一)、

利 函

延喜式 五十(五十)、拾艾抄 六(六)、○行基式目 一(一)、

源氏物語 潮月抄 六十(六十)、大和物語抄 六(六)、宇治拾遺

職原鈔

二(二)、同句解 十一(十一)、同大全 合本八(合八)、

物語 十五(十五)、古今著聞集 二十(十)、徒然草 二(五)、

二十(廿)、

奴函

武函

古今和歌打聽

二十(廿)、同遠鏡

六(六)、新古今和歌集

同續二十一(廿二)、本朝西傳 合本一(四)、倭名類聚抄

五(四)、拾遺和歌集

二(二)

、後拾遺和歌集

二(二)

、為家集

(五)、善隣國寶記 三(三)、集古十種但二十六冊入 八十五(八十

八卷合一(十五)、夫木和歌集

三十七(三十七)、西行撰集抄

九卷合三(九)、

五)、

留函

于函

同餘、

遠函ヨリ曾函ニ至ル

羣書類從但七函入五百三十(五百三十)、

都函

書籍目錄 唐本

名物六帖 十五(十五)、大系圖 三十(三十)、大内裏圖考證

但三十三迄入 百二十卷合六十(百廿)、

年函

十三經注疏但周禮二十五迄入百六十(百六十)、

天函

地函

同餘、○本朝文粹 十五(十五)、菅家文章 六(六)、同後草 一

(二)、同寔錄 三(三)、同世系圖 三(三)、万葉集 二十

(十)、同傍註 二十(廿)、

玄函

奈函

同畧解 三十(三十)、同新採百首解 三(三)、同梯 二(二)、

同別記 三(三)、新撰萬葉集 二(二)、古今集 二(四)、古

今集註抄 七(七)、同餘材集 十(十)、同榮雅抄 二十卷合十(十)、同集序註 十五卷合三(五)、同朗解 八(八)、

良函

同類句 二十(廿)、同中傳 八(八)、十三代集 三十二(三十二)、

呂氏春秋 二十六卷合五(廿六)、晏子春秋 五(五)、周禮白文

三(三)、儀禮白文 三(三)、四書大全 三十四(三十四)、四書類編 三(三)、太極圖說 一(一)、尚書 十二卷合六(六)、

- 同孔安國註 二(一)、毛詩鄭箋 五、孟子趙註 四(四)、孝經
 御註 一(三)、同小解 二(二)、同纂註 一(一)、談經 九卷合
 二(九)、字函
- 經典釋文 十二(十三)、同攷證 三(三)、憲章類編 四十二卷合
 二十(廿)、道光板史記 百三十卷合十六、同漢書 百三十卷合三十、同
 後漢書 百三十卷合二十一、同三國志 六十五卷合十二、
- 宙函
- 同晉書 百三十卷合三十、同宋書 百卷合二十四、同南齊 五十九卷合十、
 同梁書 五十六卷合八、同陳書 三十六卷合六、同魏書 百十四卷合二十四、
 同北齊書 五十卷合六、同周書 五十卷合八、
- 洪函
- 同隋書 八十五卷合十六、同南史 八十卷合十六、同北史 百卷合二十四、
 同唐書 二百三十五卷合四十二、
- 荒函
- 同五代史 七十四卷合八、同舊五代史 百五十卷合二十、同弘簡錄 二百五
 十四卷合六十三、同同目錄一、同續弘簡錄但第八冊迄入 四十二卷合
 十六、
- 日函
- 同餘、二十二史劄記三十六卷合十八、國語 五(六)、史記評林二十
 五(廿五)、前漢書但第十冊迄入 百卷合三十(五十)、
- 月函
- 同餘、後漢書 二十四(六十)、戰國策 十五(十五)、孔子家語
 十卷合五(五)、老子全書 三十六(卅二)、老子翼註 六(六)、
- 來函
- 同餘、後漢書 二十四(六十)、毛詩鄭箋 五、孟子趙註 四(四)、孝經
 同餘、同目錄 二、文苑英華 但第二百九十九卷迄入 千(千)、
 同餘、但第八百九十九卷迄入 百六十六(百六十六)、
- 皇學所への獻本について
- 同王註 二(一)、同林註 二(一)、
 郭註莊子 十(十)、莊子翼註 十一(十二)、荀子全書 三十卷合
 四)、韓非子全書 二十卷合十(廿)、揚子法言 八卷合四(四)、管子全書 二十四卷合
 增註 十卷合四(十)、牟子 一(一)、文中子 十卷合五(十)、劉
 子 五卷合三(五)、抱朴子内外篇 八(八)、關尹子 一(一)、
 鬼谷子二(二)、墨子一(一)、經訓堂本墨子 五(十)、經傳釋
 詞 五(五)、埤雅 四(四)、
- 辰函
- 太平御覽 但第五百五十卷迄入 千(千)、
- 宿函
- 同餘、但第四百五十一卷迄入 千(千)、
- 列函
- 同餘、但第八百三十三卷迄入
- 張函
- 同餘、但第二百九十九卷迄入 千(千)、
- 寒函
- 同餘、但第八百九十九卷迄入 百六十六(百六十六)、

暑函

同餘、通鑑綱目但前編錄入百十七（百十七）、

往函

同餘、但正編第四十三卷錄入

秋函

同餘、

收函

通志但第十四帙錄入

百二十（百廿）、

冬函

同餘、事文類聚但前後編錄入

百（八十）、

藏函

同餘、太平廣記六十四（六十四）、

閭函

諸子類語三十二（卅二）、淵鑑類函但第二百四十一卷錄入

四百五十四

百五十）、

餘函

同餘、唐六典三十（三十）、事林廣記十（十）、

成函

三才圖會百（百）、

歲函

廣輿記十六（十六）、大明一紗志

九十五卷合三十五（六十）、皇清

國史十二（十二）、二十一史約編二（二）、東觀漢記六（六）、

藤攀亭十種十二（十二）、東坡集二十（二十）、

西魏書六

露函

律函

賦文齋韵府但第七十六卷錄入

二百卷合百八十（一百）、

呂函

同餘、大明會典但三帙入六十（六十）、

調函

同餘、

陽函

大清會典但十二帙入

八十（八十）、

雲函

同餘、万姓紂譜四十三（四十四）、氏族博攷

三（三）、帝王姓

系紂譜二（二）、

騰函

五車韻瑞三十（三十）、篆註蒙求三（三）、文選十三（十

三）、同白文六（六）、同音註

序共二十一（廿一）、

致函

同六臣全註三十卷合十六（三十）、同六臣註

六十一（六十二）、

同李善註十（十）、同集評十六（十六）、文章軌範三（三）、

同續三（三）、文海披沙五（五）、

雨函

文體明辨三十五（三十五）、同附錄八（八）、古文前集四（四）、古文後集評林五（五）、玉茗堂集八（八）、

全唐文 但第八十三卷送人 二百四十 (二百五十)、

結函

同餘、但百六十五卷送人 二百四十一 (二百五十四)、

為函

同餘、明詩綜 百 (百)、山谷詩集 二十 (十)、廬山外集 二
出函

(二)、

乾隆御製文集 二百三十四 (三百卅四)、

岷函

國朝天下詩觀 六十四 (六十四)、戴氏叢書 二十四、論衡 十六

(十六)、

嵩函

貞觀政要 十二 (十)、晋唐小說 八卷合四 (八)、叢說拾遺 八卷合

四 (八)、麗體奏章 八卷合四 (八)、說鈴攬勝 八 (八)、西河經

解 八卷合五 (八)、荒外奇書 八卷合四 (八)、卓氏藻林 八 (八)、

風俗通 二 (二)、白虎通 二 (二)、林子全書 四十 (廿)、

劍函

韓文 二十八 (廿八)、柳文 二十四 (廿四)、白氏文集 二十
(二十)、陸宣公文集 十一 (十一)、

金函

唐宋八大家文集 三十卷合 十六 (四十八)、韓魏公文集 十七 (廿)、

東坡全集 七十五卷合 二十四 (四十)、朱子全集 但論定四帙入 五十六

(六十六)、

生函

同餘、秦少游文集 十二 (十二)、王元美四部稿 正 百八十 (百四
十七)、同續 但正稿六帙入 一百七 (一百七)、同別 百 (百)、同史
七十、

麗函

樂善堂集 二十四、胡氏四集 十五 (十五)、二十九子品集釋評
二十 (廿)、諸葛集 四 (四)、容齋五筆 二十 (十二)、喻林
日錄共 三十六 (卅二)、

號函

香祖筆記 六 (六)、居易錄 十 (十)、日知錄 十六 (十六)、

經訓堂叢書 三十六 (卅六)、七修類稿 三十三卷合 十六 (卅二)、

經籍纂詰 四十八 (四十八)、普陀洛伽山志 六 (六)、雙槐歲抄
(廿四)、諸儒文要 十 (十)、鐸津文集 十 (十)、全唐詩 但七帙入 六 (六)、振雅雲箋 十 (十)、

巨函

九百 (九百)、

玉函

女仙外史 二十 (二十)、聊齋志異 十六 (十六)、說文長箋 八

皇學所への献本について

十(八十)、

闕函

同廣義 十六(十六)、啓雋類函 三十(三十)、丙浙輶軒錄 三
十三(卅二)、羣談採餘 十(十)、

珠函

說鈴 三十二(卅二)、遵生八牋 二十(二十)、義門讀書記 十

二(十二)、武臣傳 十六(廿)、列仙傳 九(九)、孝子列傳

五(五)、列女傳 八(三)、新續列女傳 三、三綱行實

孝子列傳
忠女列傳圖

三(三)、續三綱行實

孝子列傳圖

二(二)、三倫行實兄弟圖 一、

西湖志拾遺 十六(十六)、說苑纂註 二十(二十)、圭旨元集

四(四)、

稱函

羣芳清玩 二十四(廿四)、○書畫連璧 三(三)、芥子園畫傳 十

七(十七)、佩文齋書画譜 六十四(百)、

結論

夜函

淮南鴻列解 二十一(廿一)、輟耕錄 十六(十六)、五雜俎 八、

世說新語補

十、六書正譌 五(四)、漢隸字源 十二(六)、篆

字彙 十二(十二)、漢篆千字文 四(四)、六書通 十(十)、

光函

韻會小補 三十(卅)、韻府古篆彙 五(五)、說文韻譜 十二(

十二)、古今韻會 三十卷合九(十五)、龍箇手鑑 八(八)、磨光

韻鏡 二(二)、同後篇 二(五)、韻鏡易解 五(五)、韻學筌

蹄 一(一)、韻鏡大成 一(一)、同頓悟集 一(一)、同問答

鈔三(一)、同開鑑 三(一)、

葉函

韻鏡秘傳抄 五(十一)、正字通 四十(四十)、全補海篇直音

十二(十二)、圓機活法 二十、

珍函

康熙字典 四十一(四十二)、字彙 十五(十五) 〔以上〕

*函數は国本二十四函・唐本五十八函で、『知恩院日鑑』十月三十日条及び十一月朔日付『知恩院書翰』と合致する。卷数総計は、

国本 通計 二千五百八十四卷

唐本 通計 九千六百二十八卷

総計一萬二千二百十二卷

と本山目録にある。

既成宗教々團にかかわらず、政權交替期には必ず新政權へ接近をはかるのが世の常である。

淨土宗より皇學所へ献本した事実は、同年八月に課せられた御東幸御用金の調達^③とは概ねその性格が異なる。御用金調達は突然の急を要する威圧的且つ受動的なものであり、否応なしに上納させられた。本論による献本一件は、皇學所創設の前段階から漸次緻密な計画のもとに自発的に進められた有効且つ能動的なものである。結果として政府へ交渉して成功させた直接の人物は博經親王とその家来である。そし

て若き博経親王を側面から支援したのは、壯年期を迎えた献策者たる

檀林代表の養鷹徹定であり、その両者の間にあってよく機宜の処置を過らず、本山の役者衆たる六役・山役あるいは京門中の老分格を説得理解せしめ、全面的に惜しみなく協力したのは名譽学天に他ならない。

浄土宗がかつて幕府に依存していた旧体制から脱皮し、華頂御殿を通して維新政府へと好転したその契機ともいはべき顯著な一例をここに見出すのである。華頂御殿・総本山知恩院・檀林代表三者の合議によるところから挙宗体制をもつて遂行せしめたことになり、これは明白な歴史的事実としては是認されてしかるべきであろう。

付表

本表は〔註〕も兼ねる意味で参考までに作成した（但し明治元年のみ）。とくに博経親王関係は「華頂宮家記」を主たる原拠としたのでこの際直接関係ないものも記載した。引用史料を指摘しないものは前掲先の諸論文によった。なお引用史料の略称は次の如し。

家記||華頂宮家記、雑記||学習院雑記、維史要||維新史料綱要、日鑑||知恩院日鑑、書翰||知恩院書翰控、米翰||知恩院米翰控。

月	日	参考事項
1	7	尊秀法親王復飾、徳川猶子廢止（家記）。
11	12	元尊秀法親王、「華頂宮」と称し、鎮西山西兩派を支配（家記）。
15	18	華頂宮、「議定」拝命（家記）。
23	26	華頂宮、「博経親王」と復名（家記）。天皇元服（維史要）。
		華頂宮、三品宣下（家記）。
		華頂宮、会計事務總裁就任（家記）。

皇學所への獻本について

閏4	4	3	2	27
20	29 26 25 24 15 13 12 2	28 20 19 18 17 12 9 2 1	23 22 20 9 8	太政官代を九条道孝邸より一条城へ移す（維史要）。
				檀林代表徹定ら一行、宿所忠岸院へ入る（日鑑）。
				大坂行幸につき華頂宮供奉のため、四天王寺（本陣）附近へ宿所の用意命ず（日鑑）。
				玉松・平田・矢野に学制調査の命下る。
				華頂宮、会計事務總裁免ぜらる（家記）。
				華頂宮本陣大坂清恩寺に内定（日鑑）。
				五日行幸の予定延引の達（日鑑）。
				華頂宮、太政官代より歩行にて還御（日鑑）。
				学習院開講の布達。
				東漸寺豊舟下闈（日鑑）。
				華頂宮違例につき行幸供奉延引を報ず（書翰）。学習院開講。
				学天、獻本に関する徹定の「覺」を両役に示す（日鑑）。
				「學制」成立。
				華頂宮、耶蘇宗門の儀につき太政官へ答申す（家記）。
				華頂宮、宮中にて軍防事務局督命せらる、即座に辞退（家記）。
				徹定の「覺」修正して御殿へ提出、執奏依頼す（書翰・日鑑）。
				学習院を「大學寮代」と改称。
				東漸寺豊舟、再度上京（日鑑）。

(註) (付表)以外の原拠のみ記す)

12	11	10	9	8	7	6	5
14	13	12	28	24	15	21	29
10	6	5	18	10	16	20	14
皇学所を開講。	石田・井上・天坊ら華頂宮に付添參上許さる(雜史要)。	献本完了の報告(日鑑)。	皇学所を左大臣九条道孝邸に、漢学所を梶井門主吉邸に設く(維史要)。	華頂宮、皇学所御用掛總裁に任ず(家記)。同時に除服の別勅あり(日鑑)。	學天參殿、宗務總裁命ぜらる(日鑑)。	増上寺より書籍調べにつき來書(日鑑)。	華頂宮「兩派支配免ぜらる」の太政官達、宗政役所引払(日鑑)。
皇学所を開講。	平田大角、皇学所へ持參(雜記)。	献本準備完了(日鑑・書翰)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮「兩派支配免ぜらる」の太政官達、宗政役所引払(日鑑)。	淨國寺徹定・縁山所化崇禪下闕(日鑑)。	淨國寺徹定・縁山所化崇禪下闕(日鑑)。
皇学所を開講。	香應・中村帰山(日鑑)。	香應・中村才次郎、書籍調べのため下坂(日鑑)。	皇学所の日記、この日より記録さる(雜記)。	二条城の書籍、皇学所へ持參(雜記)。	二条城の書籍、皇学所へ持參(雜記)。	大學寮代閉鎖。	大學寮代閉鎖。
皇学所を開講。	平田大角、皇学所へ持參(日鑑)。	献本完了の報告(日鑑)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮、議定職免ぜらる(家記)。	華頂宮、議定職免ぜらる(家記)。
皇学所を開講。	献本完了の報告(日鑑)。	献本完了の報告(日鑑)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	增上寺より書籍調べにつき來書(日鑑)。	增上寺より書籍調べにつき來書(日鑑)。
皇学所を開講。	献本完了の報告(日鑑)。	献本完了の報告(日鑑)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	華頂宮元服、「彈正尹」に任ず(家記)。漢学所開講(維史要)。	學天參殿、宗務總裁命ぜらる(日鑑)。	學天參殿、宗務總裁命ぜらる(日鑑)。

- ①『華頂宮家記』(東京大学史料編纂所蔵)には
宮憂國之志達御聽、此度國事太政見習之為、日參被仰出候事、
とある(読点及び傍点筆者。以下同じ)。
②『明治天皇紀』『維新史料綱要』『明治史要』『復古記』等参照。
③『雲上示明鑑』『都仁志喜』(『明治文化全集』△皇室篇▽所収)及び『明
治史要』の△付表▽参照。

- ④『明治天皇紀』第一 五八三—四頁及び『岩倉公実記』中卷 二三〇一
頁。
⑤『明治天皇紀』第一 六四四—五頁及び『維新史料綱要』卷八 三三一
頁。

- ⑥『知恩院日鑑』慶應四年三月十日条。
⑦宮内庁書陵部藏『華頂宮薨去之件』。
⑧木多辰次郎「學問院創建及其沿革」(『史學雑誌』第二十六編第四号及び
同著『日本思想史』△大日本史講座 第十六卷 雄山閣版▽所収)。大久保
利謙⑨「京都に於ける皇学所創立の事情」(『国史学』第二十六号)・同⑩
「明治初年の學校問題と皇学所」(『歴史地理』第六十九卷第一~三号)。
加藤哲也⑪「明治維新政府による大學寮代設定の事情」(『富士論叢』五)・
同⑫「明治維新政府の教學政策——特に學校掛の創設と國學營政策の成立に
ついて——」(『大倉山論集』第三輯)・同⑬「學習所創設の精神——維新
建學の源流——」(『日本教育史學会紀要』第一卷)・同⑭「明治維新政府に
よる大學校代設定の経緯に関する研究」(『東京教育大學紀要』第一卷)。
徳重浅吉「維新草創期の學政、學校並びに皇漢兩學派の論争」(『維新精神
史研究』所収)等々。
これらの成果にみる基礎史料は、宮内庁書陵部所蔵の『大學院雑記』(全
二十一冊)や『皇学所創始一件』及び矢野玄道・平田鉄胤らに關する一連の
記録である。

⑨文部省『維新史』 第五卷 五九六頁。

⑩ 大学寮代設定の日時については十五日説と十六日説があるが、一般には十五

辰四月

知恩院

日説を採用している（加藤氏前掲論文④）。

⑪ 「明治教育制度叢書」第一八七頁。

主として大久保氏前掲論文④・⑥及び加藤氏前掲論文④による。

⑫ 拙稿「維新期浄土宗の基礎的研究——変革期にみる知恩院の実情——」（仏

教論叢』第十七号）。

⑬ 大久保氏前掲論文④。

⑭ 大久保氏前掲論文④。

⑮ 大久保利謙「明治初年の学神祭」（尾佐竹猛編著『明治文化の新研究』一四

七一七八頁所収）。

⑯ 牧田謙亮「徵定上人年譜稿」（『仏教文化研究』第十四号）の〔註〕に、從

來の成果が列記されている。

⑰ 『知恩院日鑑』慶應四年四月十三日条、

覚

一、今般御新政ニ付、大学寮御鼎建被為在候趣傳承仕、國家之盛舉不過之、

難有奉存候、右ニ付天禄石渠之御珍藏可為有御座候得共、御副本無之候而

者、衆庶之手ニ觸候義も難相成奉存候間、何卒和漢書籍類、當山并増上寺

・坦林中より献上仕度奉存候、若御採用被下置候ハ、書籍目録可奉入御内

覽候、尚又右御文庫場所者、當山境内閑清地ニ、水火之患も無御座候間、

是亦當山へ被仰付候ハ、如何様共建立守護可仕奉存候間、此段從宮御方

宜御執奏被成下候様奉願候、以上、

根林惣代
増上寺
淨國寺

知恩院

右坦林惣代君付淨國寺より願立仕度旨頼談ニ付、奥向始役所衆評之上、右

願書御殿へ差出之、巨細別記如書留、

⑯ 大久保氏前掲論文④・⑥。同氏によれば当初事務官教員すべて一様に「御用

掛」と称せられたようである。

⑰ 大久保氏前掲論文④。

⑱ 『大學校
學問院
雜記』 第十五冊。

⑲ 『註』^⑳。

⑳ 戸松啓真「檀林学寮における修学について」（『大正大学研究紀要』第五十

四号）及び中井良宏「近世檀林の教育形態について」（惠谷先生
『淨土教の思想と文化』）。

⑳ 『付記』

⑳ 『知恩院史』 一五三一一七三頁。

本稿は昭和四十七・八年度にわたり、浄土宗教学院より研究助成を受けた個人研究「維新期浄土宗の基礎的研究」の報告の一部である。宮内庁書陵部・東京大学史料編纂所・知恩院からは、史料紹介等による多大なる御支援があつたことを末尾に明記して深謝する次第である。

編集後記

○淨土開宗八百年を迎へ、總本山をはじめ各本山、各寺院において慶讃の法要、記念の諸行事、事業が行われ、その興奮さめやらぬ今日この頃である。

○特に宗内における開宗を記念しての図書の出版は、まさに質・量ともに他を圧するものがあり、『淨土宗全書』正統四十二巻の再版、『淨土宗大辞典』の刊行は、宗内は勿論のこと、学界そして一般社会を裨益すること大なるものあるといわなければならぬ。

○この記念すべき年に、淨土宗学人の研究を『仏教文化研究』第二十号として世におくることとなつた。

本誌は、淨土宗教学院の助成研究の成果を中心として掲載したもので、一共同研究、二個人研究として二年間にわたつて研究費の助成をうけられた方の報告である。ご多忙の中でご執筆頂いた諸先生に厚くお礼申し上げる次第である。

○なお、早くから原稿を頂きながら、二、三の事情とともに編集子の不手際で遅延し、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げる次第である。

(S・N)

仏教文化研究

第20号

昭和49年10月23日 印刷

昭和49年11月1日 発行

編集者

淨土宗教学院研究所

京都市東山区林下町淨土宗宗務所内

印刷所

株式会社 合同印刷

京都市下京区猪熊通梅小路上ル

発行所

淨土宗教学院研究所

STUDIES IN BUDDHISM
AND
BUDDHIST CIVILIZATION

(BUKKYÔ BUNKA KENKYŪ)

No. 19. March 1974

Published by

THE INSTITUTE OF DOCTRINAL STUDIES
THE PURE LAND SECT
(JODOSHU-KYOGAKUIN-KENKYUSHO)
KYOTO, JAPAN

STUDIES IN BUDDHISM AND BUDDHIST CIVILIZATION
(BUKKYÔ BUNKA KENKYÛ)

Number. 20

CONTENTS

On Modern Pilgrimages to Historical Sites Associated with Saint Hônen.....	Yuishin Ito	1
Saint Hônen and Taira no Shigehira (I).....	Taijun Sakaki	37
On Presentation of Books to the National Learning Institute.....	Hideo Noda	58